

九州大学法学部・法科大学院の歩み：1924年（法文学部創設）から2012年まで

九州大学法学部百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1498335>

出版情報：法政研究. 81 (4), pp.550-758, 2015-03-13. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

九州大学法学部・法科大学院の歩み
——1924年（法文学部創設）から2012年まで——

九州大学法学部百年史編集委員会

第1編 法学部（法学府・法学研究院）

第1章 法文学部（法科）の創設から安定まで（1924～1937年）

第1節 法文学部の創設の経緯

第2節 法文学部の創設

第3節 法文学部内訌事件

第4節 3・15事件

第5節 法文学部規程の改正

第2章 戦時体制下の法文学部（法科）（1937～1945年）

第1節 言論・研究の統制

第2節 戦時体制下の法文学部

第3節 学徒出陣

第4節 法文学部学生の京都帝国大学委託案

第3章 戦後の再出発と新生法学部の成立・発展（1945～1960年）

第1節 終戦後の陣容の立て直し

第2節 新制法学部および法学研究科の成立

第3節 新制法学部の展開

第4節 学生生活と学生運動

第4章 学園激動期の法学部（1961～1971年）

第1節 法学部スタッフの概要と研究活動

第2節 学園紛争以前の法学部

第3節 紛争の嵐に揺れる法学部

第4節 教育・研究環境の整備充実

第5節 卒業生等

第5章 大学の大衆化と改革への模索（1972～1990年）

第1節 学園紛争からの復旧と講座増設（1972～1980年）

第2節 法学部人員の充実と国際化（1981～1986年）

第3節 入試改革と新たな大学像の模索（1987～1990年）

第6章 大学改革の嵐に立ち向かう法学研究院（法学部）（1990～2004年）

第1節 組織の再編

第2節 人事の充実

第3節 教育改革

第4節 研究状況

第5節 国際交流の拡大・強化

第6節 点検・評価活動の展開

第7節 法人化および法科大学院設置に向けて

第8節 センターの設置・社会貢献等

第7章 国立大学法人化と法学研究院・法学府・法学部（2004～2012年3月）

第1節 国立大学法人化

第2節 人 事

第3節 研 究

第4節 国際交流

第5節 教 育

第6節 地域連携／地域交流

第2編 法科大学院

第1章 九州大学における法科大学院の設置準備

第2章 九州大学法科大学院とその特徴

第3章 九州大学法科大学院における臨床教育

第4章 九州大学法科大学院の自己改革

第5章 成 果

参考文献

法学部百年史関連人物情報文献一覧
法学部史年表（1910～2012年3月）
編集後記

第1編 法学部（法学府・法学研究院）

第1章 法文学部（法科）の創設から安定まで（1924～1937年）

第1節 法文学部の創設の経緯

1918（大正7）年9月、原敬内閣は4大綱領を打ち出し、その1つとして「教育の再興」を掲げた。同年12月26日には、学校大增設計画が中橋徳五郎文相談として新聞紙上で発表された。原内閣は、同月から翌年3月にわたって開かれた第41議会に高等教育機関の拡張計画費として、天皇からの御内帑1000万円を含む4453万余円を、6か年継続の追加予算として提出し、その結果、予算は貴衆両院を通過した。

こうした原内閣の高等教育機関拡張策と大正デモクラシーの一般的風潮の中で1924年9月に創設されたのが、法文学部である。そもそも帝国大学の取容力の増大が必要とされていた。当初、原内閣は、文学部もしくは文科的講座の設置の必要を認めなかった。東北帝国大学と九州帝国大学には法学部を設置する方針であった。しかし、第41議会の予算審議において、貴族院は審議の中で法学部を増設することだけでは飽き足りないという意向を示した。しかも貴族院は、法学士は幅広い教養を持つべきであり、教育調査委員会に附議して、新構想で検討し直すべきであると要求したのである。その結果、1921・22年度における東北・九州両帝大の法学部創設案は変更され、両大学に法文学部が新設されることになった。

1919年12月2日付の『東京朝日新聞』は、法文学部創設の理由を以下のように述べている。

従来法学部は法律専門の研究に趨^{はし}り形式主義に流れ、〔中略〕余りに権利義務の思想に拘泥せしを以て、〔中略〕行政官等となるには寧ろ円満なる知識を有して好都合なるべく、〔中略〕此点に於て法文学部制は存在の意義を有するものなるべし。（九州大学百年史編集委員会『九州大学百年史』第8巻：資料編Ⅰ、九

州大学、2014年、資料番号183〔以下、資料編I-183と略記〕、p.416)

しかしながら、法文学部の創設には実質的に法・経・文の3学部を1学部に圧縮して、高校卒業生の急増に備えようという意図があった。こうして法文学部が創設されることになったが、九州帝大法文学部は、東北帝大に2年遅れて開設されることになる。

1923年12月に東京帝国大学法学部教授美濃部達吉が正式に法文学部創立委員を委嘱された。しかし、彼が東北帝大の法文学部作りを参考にした形跡は見受けられない。両帝大が44講座に達した時点で比較すると、東北帝大には訴訟法講座はなく、その代わりに国家原論講座を1つ置き、総合性をもたせる工夫がなされ、学問の有機的総合化が図られた。それに対して九州帝大は、定石通りに民事訴訟法、刑法・刑事訴訟法講座を配置して、東京帝大法文学部の規模を一回り小さくして従来編成方式を踏襲した。九州帝大法文学部は官吏養成という帝国大学法学部の伝統を、法文学部の枠内で適用しようとした。その一方で美濃部は、新聞紙上では「我大学の法文学部は〔中略〕九州に於ては工業地帯の関係もあり経済学の如き研究上に便宜を有する事も多からう」と述べ、さらに「法律経済哲学等は長所とする所」とも述べていた。しかし彼は法科第一、経済科第二、文科第三という軽重を考えていた。こうした構想の下、美濃部は1924年10月に九州帝大法文学部長事務取扱を命ぜられ、翌年4月に開学を迎えることになる。

美濃部は創立委員就任以前から、教官候補者の物色を図り、法・経については直接意中の人物と交渉し、文については、東京帝大文科の関係教授に斡旋方依頼していた。法文学部の教官候補者は、既に1922年4月に大島直治（倫理学）と四宮兼之（哲学・哲学史）が在外研究に出発した。教官候補者の最後の在外研究員は、1924年8月に独仏米に在留を命ぜられた風早八十二（^{かざはや} ^{そじ} 刑法・刑事訴訟法、1926年10月着任、1929年11月退官）であった。教官候補者の在外研究員たちは、総額3万円の図書購入費の配分を受けて、滞在先において図書収集活動を積極的に行っていた。その一大成果がバルト文庫、シュツンプ文庫、ロートマール文庫、グロース文庫の購入であった（梶嶋政司「九州帝国大学法文学部草創期の文庫形成と在外研究員」『九州文化史研究所紀要』第56号、2013年3月、参照）。

第2節 法文学部の創設

1924（大正13）年9月25日の勅令第220号によって、法文学部に教授8人、助教授2人、書記2人を置くことが、また同日の勅令第224号によって、「九州帝国大学ノ部中「農学部」ノ次ニ「法文学部」ヲ、〔中略〕加フ」ことが発令され、翌26日に公布・施行された。さらに25日の勅令第225号によって8講座の設置が発令され、翌26日に公布・施行された。その中で法科の講座は、民法第一（東季彦、1924年11月着任、1929年6月退官）、政治学（佐佐弘雄、1924年12月着任、1928年4月退官。浅野正一、1927年4月助教授任官、1933年9月死去）、政治史・外交史（藤澤親雄、1924年11月着任、1930年8月退官）であった。

法文学部設置に伴い、1924年末には、在京中の大島、四宮、東、佐佐、山之内一郎（憲法、1924年12月着任、1929年11月退官）らが文部省に集まり、美濃部作成の法文学部規程の草案に検討を加え、翌年1月14日には正式制定をみている。

法文学部第1回教授会は、1925年3月24日に開催された。第1回教授会の出席者は、美濃部学部長事務取扱、大島教授、長壽吉教授（西洋史）、四宮教授、東教授、藤澤教授、佐佐教授、石濱知行助教授（経済学）、山之内助教授、竹内謙二助教授（経



図1-1 法文学部全景（1927年頃）
（出典：『九州帝国大学法文学部概況』）

法学部）であった。そこでの主たる議題は入学試験であった。さらに評議員が選出され、初代評議員に大島と東が選出された。また、評議員の大島が、美濃部不在中の代理に選出された（1926年12月まで）。その後、四宮が代理を務め、1927（昭和2）年10月に美濃部が兼任を退き、四宮が初代法文学部長に就任した。

1925（大正14）年1月21日の官報において、法文学部学生募集要項が発表された。それによると、そもそも予定定員は300名であったが、学生宿舎の関係を考慮して200名とされた。出願期日は第1次締切が2月15日で、高等学校卒業生61名、学士号を有する者13名が出願した。さらに第2次締切は3月31日であったが、327名が出願し、入学許可者は128名（約2.5倍）であった。これらの結果、法文学部の入学総数は202名であった。高校出身者数では福岡高等学校が1位で、第五高等学校が2位であり、九州地区の地元高校が入学者の多数を占めた。また特筆すべきは、法文学部初の入学試験を3名の女子が受験し、2名が合格したことである。九州帝大史上初めて女子学生が入学した。

こうして1925年4月20日に法文学部第1回入学式が開催された。そこにおいて、美濃部は「法文学部は従来の法、文、経三学部を集めた者ではない、総合混和され



図1-2 法文学部教官（1927年頃）

前列右端野津教授、5人目四宮学部長、3列目右端藤澤教授、
5人目大澤教授、6人目武藤助教授、7人目浅野助教授。

（出典：『九州帝国大学法文学部概況』）

た統一体として発達し、かくして文化的精神科学の研究に入ることは本学部の生れ出でた所以であることを記憶せねばならぬ、学則上から大学の本質として自由を尊重する」（資料編 I - 193、p.426）と述べた。さらに彼は法文学部の意義を「混沌たる均整のとれた文化人を作る」ことにあると主張したのであった。その後、同学部の地下室で、教官と学生との茶話会（会費30銭）が開かれ、翌21日から授業が開始された。

法文学部は当初の予定通りに講座を開設していき、1925（大正14）年5月18日の勅令第196号によって、憲法（山之内）、法理学（木村亀二、1926年5月着任、1929年11月退官）、国際法・国際私法第一（大澤章、1926年6月着任）、国際法・国際私法第二（西山重和、1926年4月着任）をはじめ14講座が増設された。その翌年5月12日の勅令第121号によって、民法第二（杉之原舜一、1926年5月着任、1929年11月退官）、行政法（宇賀田順三^{まさぞう}、1927年7月着任）、民事訴訟法（田中和夫、1928年6月より担当）、刑法・刑事訴訟法（風早）、商法第一（野津務、1925年6月着任、1939年3月退官）、法制史（瀧川政次郎、1925年6月着任、1929年11月退官。武藤智雄、1926年9月着任）をはじめ14講座が増設された。そして1927（昭和2）年10月7日の勅令第307号によって、民法第三（舟橋諄一、1929年5月着任）、商法第二（山尾時三、1925年6月着任、1933年5月退官）、社会法（菊池勇夫、1928年10月着任）をはじめ8講座が増設され、当初の予定どおり、法科16講座を含む44講座全ての開設をみることになった。

創設当初の法文学部の様子について、法文学部の第1回卒業生である具島兼三郎^{ぐしま}は、以下のように回想している。

講義は概して新鮮で熱のこもったものが多く、世間ではそれに触れることをタブーとしていたような問題でも、大胆にそれに対して分析のメスが振われ、世間では危険思想とみなされている思想でさえも、そのなかには人道的な側面があり、合理的な側面があることが教えられた。その上、講義は自分の好みに応じて、法律や政治の講義であろうと、経済、歴史、哲学、文学の講義であろうと、自分のききたいものを自由にきける仕組みになっていたので、イヤなものを無理につめこまれるのと違って、学生の方にも意欲があり、教室には熱気がこもっていた。（具島兼三郎『奔流—わたしの歩いた道—』九州大学出版会、

1981年、p.37)

法文学部創設当初、教官も学生も日本の大陸政策に対する関心が高く、1927年5月28日の田中義一内閣による山東出兵に反対する教官・学生による大演説会が開催されている。同年7月初旬に、福岡市西中洲のカフェー・ブラジルの2階で山東出兵反対大演説会が開催された。それは法文学部在籍の張という留学生が計画したものであった。その会場には、向坂逸郎(経済学)、石濱、佐佐、風早、山之内、杉之原など法文学部教官の多数も参加していた。大演説会は臨監によってすぐに「解散」を命じられ、散会になった（前掲『奔流』、pp.46-50）。

第3節 法文学部内訌事件

1927（昭和2）年10月25日付の『福岡日日新聞』に「九大法文学部一教授間の紛争ばく発 佐々氏等五教授結束して木村教授の処置を迫る」という見出しが掲載された（資料編I-195、p.444）。いわゆる「法文学部内訌事件」の勃発である。法科の東、佐佐、藤澤、瀧川、風早が職を賭して、同じ法科の木村、大澤、西山、山之内、杉之原らを弾劾する建白書を大工原銀太郎総長に提出したのである。この内訌事件は幾つかの段階を経て勃発した。

その第1段階といえるのが、1927年3月9日の法文学部教授会における東ら5名の木村不信任案の提出および可決であった。その結果、木村は評議員を辞し、教授会にもしばらくは出席しなかった。

次の第2段階といえるのが、刑事訴訟法の講師囑託人選問題に関する木村およびその擁護派と排斥派との対立とその激化である。同人事について法科協議会で一任を受けて関係方面の交渉を進めていた風早に対して、木村らは協議会議事録に全権を委任するという言葉がないため、風早の行為は拘束力がないと主張して、福岡地方裁判所判事西村義太郎を採用する人事を否決した。しかし、東以下6教授と1助教授は、9月21日の教授会において、再度この人事の審議を提案し、再審を乞うた。木村らは、多数決および一事不再理の原則をかざしてこれに反論した。午後2時から始まった教授会は人事の再審をめぐる紛糾し、午前0時まで続いた。木村を支持する4教授と佐佐他4教授との間で大激論が繰り広げられた。人選問題に関して教授会が受理する権限があるか否かについての動議が出され、30名中20名の多数を

もって権限ありと可決された。この動議に先駆けて、一事不再理の原則に基づき、本件否決の場合は、協議会および教授会は風早とともに裁判所に陳謝し、本件は終了とする提議が木村よりなされ、一同異議なくこれを承認した。人事再審の結果、30名中、可19名、否10名、棄権1名であった。その結果、西村を1年間刑事訴訟法の講師として嘱託することが決定された。

この人選問題は一応決着がついたものの、両派の亀裂は修復不能の段階に至っていた。そうして10月9日、松濤泰敵（教育学）、片山正雄（独文学）、東、藤澤、佐佐、瀧川の6教授は議事規則に従い、木村の進退に関する件を議題として教授会を開くことを四宮法文学部長に要求した。同学部長は、大学教授の地位に関する不可侵の原則に一大変革を来たすものであるから、議題に出来ないとして教授会を招集しなかった。しかも同月19日に開催予定の教授会も「都合に依り」開催しなかった。

そのため木村排斥派の教授たちは非常手段に出るより他ないとして、10月13日に総長に建白書を提出するに至った。排斥派は、木村はじめその支持者をも除かねば法科の徹底的粛清は望めないとして、木村ら5名の排斥を要求するに至ったのであった。これに対して大澤、西山、山之内、木村、杉之原5名が、同年10月31日に



図1-3 法文学部内訌事件を伝える『福岡日日新聞』記事（1927年10月25日）

従来の態度と立場を^{せんめい}闡明するため、声明書を発表した。こうして法科協議会は修復不可能な対立へと至ったのである。

このような状況のなか11月5日に、緊急法文会役員総会が開かれ、建白書を起草し、総長および法文学部諸教官に発送した。そこでは学内自治確立の為に、両者が速やかにこの紛争をやめるように希望すると述べられた。文科協議会の教授の中には、法科の木村排斥派と意見を同じくするものが少なくなかった。佐佐ら排斥派の行動もこれらの文科の教授の了解を得た結果とされている。文科協議会では、調停に応じずという意見も多かった。排斥派の態度は強硬であり、経済科教官の調停運動も結局失敗した。

法科協議会内の深刻な内紛に対して、大工原総長はそもそも四宮学部長による学部内での処理を望んでいたが、ついには実現しなかった。そこで大工原総長は、11月22日に文官分限令第11条第1項第4号に依拠して、東、風早、瀧川、山之内、木村の5教授、杉之原助教授の計6名に休職を命じた。両派それぞれ3名の休職で、いわば喧嘩両成敗という形で収束させた。この大工原総長による処理について、法文学部学生は11月25日に法文会普通会員大会を開催し、約500名の参加を得て、「総長の専断に反対す」などの諸決議を行った。

以上が法文学部内訌事件の経緯である。この内訌の要因は教官人選に遡るが、そもそも美濃部が名ばかりの学部長で(1927年には1度のみ教授会参加)、適当な指導的人物がいなかったことも要因として指摘されてきた。この美濃部と法文学部内訌事件との関係について、当事者および関係者の興味深い回想がなされている。総長の処理によって休職することになった杉之原は、後年以下のように回想している。

そういうことから、木村排斥側とそれに反対する側の対立が拡大してきた。

当時学部長には、法制史専攻の中田薫教授がなっていたが、中田学部長はこの問題について、喧嘩両成敗を断行し、木村、杉之原、山之内と、瀧川、東季彦、風早の六人を休職処分にした。(杉之原舜一『波瀾萬丈——弁護士の回想——』日本評論社、1991年、p.23)

当時の法文学部部長は四宮であり、中田薫ではない。しかし、これは杉之原の記憶違いではない。「法制史専攻の中田薫教授」とは当時の東京帝大法学部長のことである。杉之原はこの中田が喧嘩両成敗を断行し、杉之原を含む6人を休職処分にした

と言っているのである。これについては、佐佐の後任として赴任する今中次麿が興味深い証言を行っている。

創立後日の浅い九大の法文学部の人事問題は、殆んど東京大学法学部長の支配下にありました。九大学長大工原氏は常に東大と相談して事を運び、九大法文学部長美濃部達吉氏は東大法学部長のカイライにすぎなかったからです。当時の東大法学部長は中田薫氏でした。美濃部先生は東大教授兼任のままで、ときどき九大にやってくるだけでした。〔中略〕この〔内訌〕事件の結末がまだ完全についていなかったのです。〔中略〕わたくしは恩師小野塚先生と東大法学部長中田先生立会いの下で、喧嘩の両派を代表する大沢、藤沢両教授と会見し、九大赴任と決定したのです。（今中次麿先生追悼記念事業会編『今中次麿 生涯と回想』法律文化社、1982年、pp.40-41）。

杉之原と今中の回想によると、法文学部内訌事件の総長による休職処分は東京帝大法学部長との相談による結果であった。しかも、その後の人事に東京帝大法学部長が関与していたという指摘は、当時の法文学部法科の人事運営の実態を考える際、重要である。

法文学部の運営について、最高の決議機関は教授会である。法・経・文はそれぞれ協議会を持ち、各科に関する一切の問題をそこで審議するが、決議権はなかった。そのため、すべては教授会で決定された。協議会の意向は概ね教授会の意向になりえたが、両者の意向が全く一致するとは限らなかった。後任教授の問題に関しては、法科・経済科協議会の意向が教授会において容れられないこともあった。これが後任教授の補充遷延の一理由とされる。

第4節 3・15事件

1928（昭和3）年3月に普通選挙による衆議院選挙が行われ、無産政党が躍進した。そうしたさなか3月15日に、第2次日本共産党検挙事件が起こった。いわゆる3・15事件である。さらに4月10日には、左翼3団体が解散させられた（4・10事件）。これらの事件を契機として左翼陣営への弾圧が相継いで生じた。3・15事件の被起訴者総数の41%が専門学校程度以上の学生および卒業生であり、九州帝大関係者も、中途退学者4名が起訴された。これ以降、治安維持法による大学の自治に対

する侵害が強まっていく。

当時の水野鍊太郎文相は、同事件被告学生の処分、社会科学研究会の解散、左傾教授に対する処置を閣議で求め、徹底的取締の方針が定められた。こうして水野文相は、ただちに各大学総長を招致しその意向を伝えた。その結果、左傾教授として処分されたのは、東京帝大の大森義太郎、京都帝大の河上肇、九州帝大では佐佐、向坂、石濱であった。九州帝大は、最大の打撃を被ることになった。

1928年4月14日に、大工原総長は水野文相と協議し、同月17日に帰帰している。翌18日には、大工原総長は春日政治法文学部長、岡部学生監と協議し、岡部に福岡地方検事局で検束された学生を調査させた。そして19日午前9時に緊急学部長会議を開催し、その間午前10時には法文学部教授会が開催され、学生処分について協議している。同日午後3時に、評議会は検束された学生の放學を決定し、法文会内の社会文化研究会の解散を決定した。そして同日午後5時に解散を掲示した。その結果、法文学部学生2名、同選科生1名、農学部生1名、計4名の放學処分が決定されるとともに、法文学部学生2名、医学部学生1名の計3名の論旨退學処分が決定された。

その翌20日には、学部長会議において教授罷免問題が協議され、これを受けて21日午前11時に、法文学部有志教授会が開催された。その途中に、春日法文学部長は大工原総長と会見し、その後教授会が再開された。同教授会において前後8時間にわたって議論がなされた。その際、法文学部有志教授会は学問の自由を守るという観点から、「破廉恥罪においてさえ弁護人はある。3教授の言い分を聞いたうえで、大学独自の判断をするように」と要望した。これに対して、大工原総長は「官憲の言い分を信ずるより外はない」として再審理を拒んだ。結局、総長の処置を認めることになった。総長は、法文学部の各教授の意見を徴し、その報告を待って3教授を召喚することに決定した。これに対して3教授は応じなかった。

佐佐、向坂、石濱の3教授は、総長の辞職勧告に先立ち、21日夜11時に辞職願を春日学部長の手を経て総長に提出した。同時に次の声明書を3人連名で発表した。

大学存立の意義は一に研究の自由にある、而してその拡充は吾々の窃かに期したる処であつた然るに今やその自由は不当に縮小され終るのを見る、吾々はこれ以上かゝる学苑に留まるの無意義を信じ^{ここ}爰に連袂辞職を決意したのであ



図1-4 3・15事件により辞職する教授の送別会
(1928年、新三浦)

左から5人目向坂逸郎教授（経済科）、7人目佐佐弘雄教授（法科）、
後列左端に立つのは具島兼三郎（のち名誉教授）。（毎日新聞提供）

る、〔後略〕（資料編 I - 238、p.578）

3教授とともに塚本三吉助手は辞職を勧告されたが、総長が「自決」をせまったため、塚本はやむなく辞職願を提出するに至った。3教授1助手は、共産党事件とは何ら関係ないと明言していたが、実際にその通りであった。こうした辞職勧告に対して、佐佐は「吾々としても例の共産党事件と全く関係の無いのにも拘らず、何等かの連絡がある如く臭はされ^{かくしゅ}誅首されるのは不本意でもあるから、他の二教授とも相談の上吾々の立場を明らかにする為め声明書を發表しようかと考へてゐます。」（資料編 I - 239、p.579）と述べた。

これに対して大工原総長は「^{しばしば}本学の法文学部は従来屢々世評に上つて遺憾を感じることが尠くなかつたが、今回愈々本学将来の健全なる発達を期せんがために遺憾ながら三教授の辞表を取次ぐのやむを得ないことに至りました」（資料編 I - 238、p.578）という声明を發表した。こうして4月23日付で塚本助手の、同月24日付で佐佐、向坂、石濱3教授の「依頼免本官」が發表されたのであった。

この事件直後、法文学部教授会は「今回教授助手ノ進退ニ関シテハ教授会ニ附議サルノ様、正式ノ手続ヲ採ラレサリシヲ遺憾トス、尚将来ハ教授会ニ諮リ、教授会ノ意見ヲ尊重セラレンコトヲ希望ス」（「第一百七回教授会議事録」1928年4月25日、九州大学法学部所蔵）と決議した。これに対して大工原総長は、「学部長から聴取したところによると、会の意向は、別に積極的に反対もなかったから、更に教授会に諮る要はないと認めたものである。なお将来はなるべく希望に添うようにしよう」と回答した。

法文学部内証事件と3・15事件によって、法文学部は5教授と1助教授の休職、3教授の退官によって、講義をはじめ教育面で大打撃を被ることになった。そのなかでも法科は、10教授中5教授の休職者、さらに1教授の辞職者を出すに至った。そのため法科は、憲法、民法、刑法等は臨時講義で補わざるを得なかった。これに対して6月3日に第3回法文会総会が開かれ、学生450名が集まった。そこにおいて、総長や学部長に対して、速やかに後任教授の選任を希望する旨の緊急動議が満場一致で可決されたのであった。

法文学部法科の人事の補充が焦眉の課題になったが、10月には宇賀田助教授が行政法担当教授に昇任し、同年11月に今中が政治学講座の教授に着任した。さらに助教授のポストが充実し、同年4月には佐治謙讓が国法学担当として着任し（1937年12月退官）、6月に田中（和）が講師として民事訴訟法を担当することになった。また10月には菊池勇夫が社会法講座の日本初の担当助教授に着任した。1930年2月には、金田平一郎が法制史担当の助教授として着任した。3月には「学部勤務助教授」だった舟橋が民法第三講座に着任し、1935年5月には阿武京二郎教授が民法第一講座あんのきょうじろうに着任した。こうして徐々に法科は教官不足といった危機的状況から脱していった。

3・15事件以降も、学問の自由は次々と侵されていった。当初は、共産主義思想や運動の弾圧であったが、その後自由主義者に対する攻撃が強化されていった。その最たるものが、美濃部の天皇機関説に対する排撃運動、すなわち1935年の天皇機関説事件である。1936年の2・26事件以降、大正デモクラシー時代の自由な雰囲気も大学構内から消え去ってしまうことになる。

第5節 法文学部規程の改正

法文学部創設から5年近くが経過すると、学科課程における現実性の欠如が散見されるようになった。創設当初、学士号取得に必要な法科の単位は22単位であった。単位制について見るならば、東京帝大法文学部の全履修科目と比較すると半数に過ぎなかった。そのため就職の際に問題となった。しかも学生が短期間に多くの単位を取得する弊害も露見した。また採点法である合格・不合格の2種も、成績の良否が不明瞭故に就職の際に不利に働いた。さらに内証事件や3・15事件によって法文学部の教官数が少なく、講義の時間数は他大学に比べて半分で、そのため体系的な聴講ができなかった。特に法科では、憲法や民法などの基本科目を学ばない法学士が出るという現象が生じていた。

そこで1930（昭和5）年2月26日に法文学部教授会は、法文学部規程改正案を異議なく承認可決するに至った。この改正案は同年3月7日の評議会で規程改正が提議され、可決された。改正規程第10条、第12条において法学士のための要件として、法科の科目の中から13単位の必修科目、法文学部の授業科目から10単位を選択して、試験に合格することを掲げた。成績も、従来の合格・不合格の2種から優・良・可・



図1-5 法科卒業生記念撮影（1935年3月）

（出典：『自由の学燈をかかへて』）

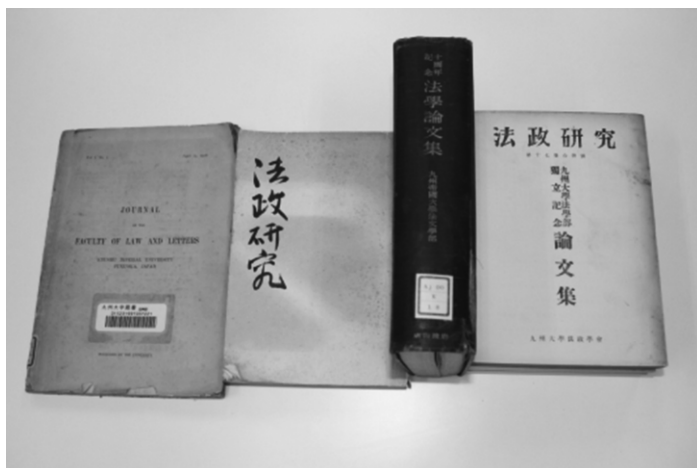


図1-6 法文学部（法科）～法学部独立時の刊行物

左から *Journal of the Faculty of Law & Letters* (1926)、『法政研究』第1巻第1号 (1931)、
『法文学部開学10周年記念論文集』（法学）(1937)、『九州大学法学部独立記念論文集』（1950）。

不可の4種に改正され、優・良・可を合格とした。また学士の届け出も、第2年第2学期から入学初めへと改正された。しかもこの改正によって、法律専攻と政治専攻の選択制が導入された。

1931年1月には、法文学部長選挙規程草案が可決され、学部長選挙は11年をもって一巡とし、文・法・経各科講座数の按分比率5・4・2により（第1条）、学部長選任の順序を原則として、法、文、法、文、経、法、文、法、文、経、文として定めた（第2条）。任期は1年（第4条）であった。順番に当たった学科では、協議会を開いて3名の候補者を互選し（第13条、第16条）、さらにその候補者について全教授会で決定することにした。

さらに1933年5月4日に、松浦鎮次郎^{しげじろう}総長は各科協議会を教授会と同様に、教授のみで組織するように要請し、同年6月7日の教授会で「各科協議会通則」を決定した。これによって協議会の構成員は当該科の教授をもって組織されることになり、必要ある場合にのみ助教授および専任講師を加えることができるとされた。

この間の法文学部の研究活動について概観するならば、法文学部創設当初の

1926（大正15）年に欧文の*Journal of the Faculty of Law & Letters*（『法文学部紀要』）第1巻第1号（出版部数800部）が刊行された。法科関係論文は、藤澤親雄「明治維新ニ至ル近代日本ノ歴史的発展ニ就イテ」、山之内一郎「憲法ニツイテ」、藤澤親雄「新日本主義ノ研究」であった。その後、しばらく休刊となったが、1928（昭和3）年に改めて『法文学部紀要』が刊行され、同紀要は第1巻第1号から第2巻第3号まで出版された。

また法経文各科はそれぞれ学会を組織して、研究雑誌を刊行した。1930年初めには、法科に九州自治研究会が設立された。1931年3月には法政学会が設立され、同会から大澤、今中、宇賀田らの世話で『法政研究』第1巻第1号が同月に発刊されるに至った。

1934年に法文学部は開設10周年を迎えたが、1937年11月に、開設10周年の記念論文集3巻を岩波書店から刊行した。法学15名、1031頁、哲学史学文学18名、1076頁、経済学9名、456頁からなり、本文は全2563頁に達した。

第2章 戦時体制下の法文学部（法科）（1937～1945年）

第1節 言論・研究の統制

1937（昭和12）年7月に日中戦争が勃発すると、同年11月の評議会において軍隊の服務ないしは召集に応じる学生のための措置が講じられた。そこでは「今回ノ支那事変ニ関シ服役又ハ応召ノ学生生徒及派遣軍人ノ子弟タル学生生徒ノ取扱ヲ左ノ通定ム」として、「服役又ハ召集ニ応シタル学生生徒ハソノ期間中休学ノ取扱ヲナス」（資料編I-320、p.846）とされた。

その間、天皇機関説事件や国体明徴運動を経て、大学内から自由主義的なもの一切が払拭され、日中戦争の進展・拡大に伴い、軍国主義的体制に切り替わっていった。こうした当時の法文学部の状況について、1940年卒業の谷口正孝は以下のように回想している。

わけでも鮮明に心に刻まれているのは、河村又介〔憲法、1932年8月着任〕先生の講義（名講義との定評があった）中における学生との応酬の一駒である。当時天皇機関説は旧憲法の解釈として文部、治安当局の禁圧するところであった。先生の講義では統治権の主体についての一条ないし四条についての説明は

はぶかれていた。学生は、先生に対し、何故天皇機関説の正当な所以を説明されないのかと問うた。先生その時の苦渋に充ちた御答えは深刻なものであった。「諸君に講義している私が曲学阿世の徒でないことだけで許してくれないか」。私は胸をしめつけられる思いであった。職場を異にしても、この時の先生の御言葉は私の生活の指針となった。（『自由の学燈をかかげて一九九四年九州大学法学部六十年のあゆみ』九州大学法学部創立60周年記念事業会、1984年、p.55）

このように言論・研究の統制は、法文学部の講義にまで及んでいたが、当時の法文学部の学問的良心および自由について考える際の好例として今中次郎事件が挙げられる。今中が1941年3月に出版した『政治学〈朝日新講座〉』（朝日新聞社、B6判本文219頁）は発行後1か月で発禁になった。悪魔性の哲学思想を基礎観念とするこの著書は、政治の罪悪性を強調しており、間接的に戦時下の日本の権力思想を批判する形になっていた。そのため今中はマルキストとみなされた。

その発禁書を今中は数名の知人に郵送し、これが出版法違反に問われた。文部省教学局が荒川文六総長に私信の形で警告を行った。1941年12月25日に荒川総長は事件の重大性に鑑み、この際教職を辞して他の方向に転ずべきことを今中に勧告した。翌年1月に入ると、文部省は今中の辞職を要求した。こうした状況を受けて、今中は法科協議会に辞職を申し出た。そこで同協議会は、今中の辞職の事由、心境を聴取したうえで、書面で各教授の意見を徴し、辞職の申し出をやむなしと承認した。その結果、今中は1月21日に法文学部教授会に対して2月の講義完了をまって辞職したいと申し出た。この辞職願を受けて、高木市之助法文学部長は、重大人事として書面で各教授の答申を求めた。その結果、出席者全員が辞職を可として承認された。この模様を当時の教授会議事録は次のように記している。

法科幹事ヨリ法科協議会ニ於テ今中教授ヨリ辞職ノ事由及心境ニ付十分伺ヒ誠ニ遺憾ナレドモ辞職申出モ止ムナシト各教授ヨリ書面ニ依リ意見ヲ徴シ承認シタリト報告アリ

学部長ヨリ重大人事ナレバトテ教授ノ意見ヲ書面ニ依リ答申ヲ求ム

出席十八名

辞職ヲ可トスルモノ 一八名

辞職ヲ否トスルモノ ナシ

依ツテ今中教授ノ申出通り辞職ヲ承認ス（「第四百壱回教授会議事録」1942年1月21日、九州大学法学部所蔵）

こうして今中は、位階勲等俸給等を昇叙されて、2月28日付をもって辞職した。そして3月1日付をもって東亜研究所所員嘱託となった。今中の後任として堀豊彦が、同年6月に着任した。

今中はそもそも軍国主義の諸政策を、この間大胆率直に批判してきた。その批判が官憲によって注目されたきっかけが、満洲事変に対する軍部批判であった。

1931年10月5日付の『九州大学新聞』第65号に今中は「満洲事変の責任」と題する論文を掲載した。そこで今中は満洲事変の根本原因を「我軍部の対内的不満、対政府的不満の爆発以外のなにもものでもなかつた」と要約し、「国民はもつと憤慨しなければならぬ」と軍部の責任を追及した。内務省は福岡県特高課を通じて、安寧秩序を乱す恐れがあるものとして、同月23日に九州大学新聞指導教官金田平一郎および編集名義人赤松頭三から始末書を徴し、発行を禁止した。この論文は陸軍省をも刺激し、当時の陸軍省大臣官房副官（陸軍省副官）は第12師団参謀長に調査を命じた。それを受けて当地の憲兵隊は今中の思想調査を行うとともに、学内に潜入して身辺調査をも行った。その後調査報告書は今中の一連の関連論文を添付して陸軍省副官に送付された（「旧陸海軍関係文書」国立国会図書館憲政資料室蔵）。こうした陸軍省の監視の下、今中は憲兵隊に呼び出され、叱責を被っている。

また、1937年11月にイタリア使節アウリッチが来日した際に、福岡でも歓迎会が開催された。その歓迎会当日付の『福岡日日新聞』に今中は「伊国と防共協定—その参加と反英運動の効果—」を掲載した。それは、日本の枢軸政策に対する批判的論文であった。そのため福岡支部の明倫会員（退役陸軍大將田中国重を総裁とする右翼団体）が法文学部長や総長のもとにやって来て、今中の罷免を申し入れた。

その一方で、今中はただ軍部批判を展開しただけでなく、日中戦争が泥沼化すると、その和平工作をも積極的に行っていた。特に1940年3月に南京国民政府が成立すると、汪兆銘（南京国民政府主席）との和平工作を、法文学部卒業生で今中の門下生であった高宗武（同外交部長）や周隆祥を通じて行うことになる。今中は和平工作について以下のように回想している。

汪（兆銘又は精衛）氏は昔、日本留学中に法政大学で小野塚先生から政治学

を学んだことがあるので、わたくしとは同門の弟子という理由からとくに親近の感情をもたれ、氏の幕下にいた九大におけるわたくしの研究室出身の留学生、周隆祥・高宗武らを通じて、縁故をもつようになったが、更にかような理由で、わたくしは南京日本大使館の後援を得て、しばしば南京政府を訪れ、終戦の方策などを相談し、その代表を二度福岡に招いて歓待したこともある。これはわたくしのいささか努力した支那事変終結への和平的努力だったのである。（前掲『今中次鷹』、pp.47-48）

当時日中間の和平工作が様々なルートでなされていたが、今中とその門下の留学生を通じたいわば九大ルートが存在していたのであった。

第2節 戦時体制下の法文学部

法文学部法文会学芸部刊行による『法文論叢』は、大正末、昭和初期の革新的な学生の一般的動向を背景として1927（昭和2）年11月に発行された。学生自身による研究発表と法文会「学生大衆」の一般的志向との止揚を基本的視点として発行を重ねてきた。そして1938年2月には、第24号が「10周年記念特集号」として発行された。また1939年2月発行の第26号では「九州研究特輯号」が組まれた。そこでは、九州はあらゆる学術文化歴史の部面において閑却されがちなる傾向があるとして、九州帝大と九州とは密接な学的文化的接触を持ち、同時にその開拓紹介の尊い使命を負うとされ、ここに九州再認識の必要を痛感し、九州研究の特集をすることが記された。本特集号では法文学部の教官を顧問に仰ぎ、指導を受けた。この特集号は、九州の既往と現在に関する、当時としては水準の高い研究成果を示した。本特集号は本格的な九州研究として高く評価された。

しかしながら、1939年6月発行の第27号以降になると、時局を反映して戦争関係の論文が多くなる。例えば、第28号では「戦時統制下の諸問題」が特集され、第32号では編集者が戦いの時代に生きる学生として『法文論叢』を通じて戦闘精神を高揚すべきことを強調した。また第33号では「学園もそのままの姿に於て戦場であり、戦線である」現状下にあつて、従来の自由主義的勉学態度から脱却して、新しい皇国の学問体系樹立の軌道に切り替えねばならぬと強調されるに至った。1944年5月10日には、法文会役員総会で県の指示に基づき、ついに『法文論叢』は廃刊となっ

た。1943年9月発行の第33号が終刊号となった。こうして『法文論叢』は1927年11月から1943年9月まで、16年間にわたって33回の刊行を重ねたのであった。日中戦争から太平洋戦争への戦争体制の深化につれて、掲載される論文の内容も戦争遂行に即応したものが多くなった。第33号の編集後記では、国家の要請を待つまでもなく、進んで国難に殉じ、護国の花と咲かん、との決意が披露されていた。

戦時統制の強化とともに、大学内においても軍事教練が1939年に必修化された。さらに興亜青年勤労報国隊が結成され、九州帝大から66名の学生が参加している。1941年4月には、文部省の指導の下、学友会は興学会に改組された。その目的は「心身ヲ陶冶鍛錬シ和衷協同以テ皇国ノ進展ニ貢献スル」こととされた。さらに同年9月には文部省の「学校報国団組織編成要領」によって九州帝国大学報国隊が結成された。その意義は、訓練された団結力をもって各種の勤労作業等に出勤し、あるいは国家の要請する任務に服し、また一朝有事の際には大学の防護に任じ、また直接国防の任を分担して、難局打開の一面を担当することとされた。

九州帝大の報国隊長は荒川総長で、各学部到大隊が設置された。法文学部大隊の隊長は高木法文学部長であった。隊附として大澤教授、竹岡教授、田中(和)教授、蔵内教授、栗村教授、古賀学生主事が担当した。法科、経済科、文科にそれぞれ中隊が置かれ、さらに小隊が設置された。法科の当時の編成は以下の通りである。

第一中隊（法科）	298名	隊長	舟橋教授	
		隊附	田中(和)教授	
第一小隊	113名	隊長	金田教授	五ヶ分隊
第二小隊	101名	隊長	林田助教授	五ヶ分隊
第三小隊	84名	隊長	豊崎助教授	五ヶ分隊

1943年12月には全学の防護団を再組織して特設防護団が設置された。この時、報国隊規則が改正され、報国隊は興学会の外郭団体で学生および職員をもって組織し、勤労作業等外部に活動するものとされ、特設防護団は報国隊に雇員以下本学勤務者全員を加え本学防護にあたるものとされた。すなわち、報国隊の編成は、通常編成と防護編成に区分された。そこでは平時の報国隊行事および活動は通常編成とされ、防空・火災その他報国隊長が必要と認めたときは防護編成とされた。また報国隊は、防空警報発令とともに、防護編成をとり、特設防護団に編成されることになった。

第3節 学徒出陣

1941（昭和16）年10月16日の勅令第924号によって、「大学々部ノ在学年限又ハ大学予科、高等学校高等科、専門学校若クハ実業専門学校ノ修業年限ハ当分ノ内夫々六月以内之ヲ短縮スルコトヲ得」との臨時措置がとられることになった。この勅令を受けて同日、文部省は省令第79号を公布し、同年度における3か月の短縮を各大学に通達した。同年11月1日には文部省は、1942年度は6か月の短縮を行うとの省令第81号を公布した。

これらの省令によって、九州帝大は卒業予定者を繰り上げて卒業させることになる。そこでは、1942年3月卒業予定者は、3か月繰り上げて1941年12月27日に卒業することになった。繰り上げ卒業のねらいは、徴兵猶予の恩典を持つ学生の、兵役への早期繰り込みであった。猶予年齢の切れた学生たちはすでに学園から姿を消していた。こうして1941年12月には336名の卒業生が繰り上げ卒業していった。

1942年8月21日には「中等学校、高等学校高等科及大学予科ノ修業年限短縮ニ関スル閣議決定ニ就テ 橋田文部大臣談」（「第四百貳拾貳回教授会議事録」1942年9月19日、九州大学法学部所蔵）が発表された。これを受けて、9月11日に文部省専門学務局長から九州帝国大学総長宛に「中等学校、高等学校高等科（含大学予科）ノ修業年限短縮ニ関スル件」が通達された。これによって従来の3か月短縮から6か月短縮へ変更されることになった。こうして9月23日に、6か月短縮による学士試験合格証書授与式が工学部運動場の特設天幕内の式場で行われたのであった。そこでの卒業生は374名であった。

こうしたなか、1943年9月21日に閣議決定がなされ、この決定を受けて翌22日に内閣情報局は、一般の徴集猶予の停止を発表した。同日、文部省当局として「一般適齢に達した学生の徴集猶予はこれを停止」することが発表された（資料編Ⅰ-329、p.922）。こうして同年10月2日に法文系学生の徴集猶予が全面的に停止された。12月1日入営に合わせて、入営前の身体検査が10月末に着手されることになった。その結果、法文学部に残る学生は、帰還兵学生、徴兵未適齢者、身体障害者か現在疾病がある者、女子学生、留学生のみとなった。その数は法科56名、経済科47名、文科8名の合計111名であった。

1943年12月15日に提出された臨時徴兵検査受験者数調書によると、法文学部全学



図1-7 学徒出陣壮行会（1943年10月19日、工学部運動場）
答辞を述べる法科学生黒木三郎（中央旗手右側）。
（西日本新聞社提供）

生の実態は、臨時徴兵検査受験者724名（内丙種以上の者719名、丁種以下の者5名）、未適齢者126名、既徴兵検査済者134名、「〔朝鮮〕半島出身者（志願者13名を除く）」9名、留学生・女子学生7名の合計1000名であった。

この時期、菊池法文学部長は新生生に対して「国家が諸君に期待するところは、大学生の入営であり応召である、諸君の勉学の態度はそれに基づいて決せねばならず、教授の方針もその意味を体して樹てられなければならぬ」と述べている。このように菊池学部長は入営までの短期の指導方針を、もっぱら大学生たることの自覚と矜持の保持にあると訴えた。さらに、法・経両科、教授・助教授を中心とする担当教官名を冠した指導班を組織し、入学第1年の学生を対象に、50音順によって配分し、報国隊の分隊と一致させた。当時の講義は1回ごとのまとまりのある講習会の形式、内容的には総論や概論をとりあげて学問の概念を授け、大学生としての自覚をもって入営できるようにした。

その一方で、全学壮行会に向けた準備も着々となされた。10月15日には大本営陸

海軍報道部員3名による講演会が工学部講堂で開催された。さらに同月17日に、出陣学徒激励の大運動会ならびに音楽会や映画会も開催されている。ついに10月19日に工学部運動場で、法文学部学生を中心に全学壮行会が開催された。総長壮行の辞、学生代表激励の辞、同じく答辞、その後、総長を先頭に宮崎宮に向けて行進がなされた。その後、東公園の亀山上皇の像を拝したのち、各学部に戻り、学部長の壮行の言葉を受けたのであった。そこでの菊池法文学部長の送別の言葉が残されている。

諸君のすべてが学園を去つた後においても、研究室を中心とする研究調査は諸君の出征により激励を受けて続けられるのであり、学燈を高くかかげて諸君の再来を待つことになるのである。そして母校における教育の停止によつて閉ざされた門を開く鍵は、実に諸君が堂々と勝どきを挙げて凱旋する日のその歴戦の手中に握られてゐるのである。（資料編 I - 331、p.926）

この時の様子を当時学生であった中川正輔（1948年卒業）は以下のように回想している。

下ノ橋の袂で当時の菊池勇夫学部長が、角帽学生服に赤襷をかけ「極限の世

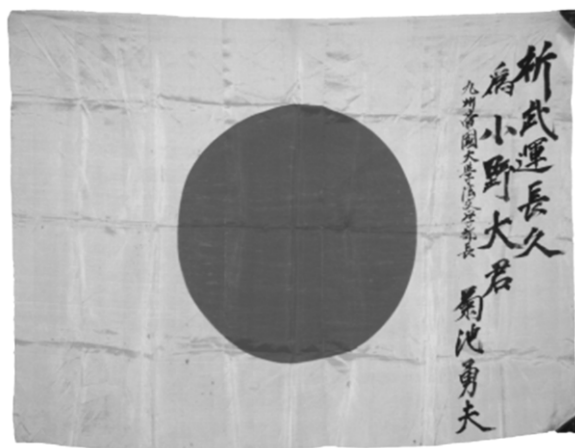


図1-8 学生に与えられた日の丸（1943年）

菊池勇夫法文学部長より、出陣学徒1人1人に武運長久を祈る日の丸が与えられた。
（小野大氏提供）

界」に今から踏み込まんとする我々学徒の一人一人の手を握りしめて、「命を大切に」と何時までも見送られた「あの日」が、つい最近のように思い出される。西部四六部隊に入隊後、久留米第一予備士官学校に入校、卒業を前にして南方軍に転属し、ジャワの教育隊を卒業後、見習士官として南方軍各地に配属された。私はビルマ方面軍の兵^{ツフモノ}団に配属され、間もなく終戦となり九死に一生を得たが、数多くの戦友は、しこの御楯として南方軍の華と散ったのである。

（前掲『自由の学燈をかかげて』、p.59）

全学壮行会后、法文学部は1943年11月24日午前11時より、出陣学徒二百余名に対して第二学生集会所で学士試験仮合格証書授与式（仮卒業式）を行った。そこでの式次第は、1、開式敬礼、2、国歌合唱、3、勅育勅語奉読、4、仮合格証書授与、5、学部長の訓辞、6、仮合格者総代答辞、7、閉式敬礼、一同会食後、「海ゆかば」合唱、総長発声にて聖寿の万歳三唱、であった。

なお、1943年11月30日の仮学士試験合格者は、法学士121名、文学士32名、経済学士104名であった。学生を戦場へ見送った舟橋教授（民法）は以下のように回想している。

前途有為の学生や卒業生諸君がどのくらい戦争で命を失ったことか。人間魚雷となって敵艦に体当りした学生、私の錯誤論の抜刷を行軍中も肌身離さず持ち歩き、ついに戦病死した研究生、シベリア抑留中に病死した学究、内地にいても栄養失調で病死した学生、等等。〔中略〕このことは、私の教壇生活と切っても切り離せない、そしていつまでも消えることのない痛ましくも悲しい思い出となっている。（前掲『自由の学燈をかかげて』、p.40）

第4節 法文学部学生の京都帝国大学委託案

1943（昭和18）年10月12日、国内強化方策の一環として、「教育ニ関スル戦時非常措置方策」が閣議決定された。これによって、国民学校の義務教育8年制の実施は当分延期されることになった。しかも官立大学にあつては、東北帝大法文学部は東京帝大に、九州帝大法文学部は京都帝大にあわせて、東京・大阪・神戸の3商科大学はあわせて1つにすることが計画された。

こうした戦時教育体制の変化に対して、1943年10月16日、法文学部教授会は同学

部の意見をまとめ、荒川総長に本省への伝達を依頼した。その内容は、1、法文学部の存在を確保すること、2、右の内少なくとも研究を継続出来る様研究室を確保したきことの2点であった。さらに法文学部は、10月21日、22日の文部省での協議事項に関する菊池学部長の教授会での報告に基づき、各科から幹事の外に1名の委員を選んで協議し、戦時教育体制の変化に対応するように意見書を取りまとめた。特に同月21日に文部当局から内示された事項中、法文学部教授会が最大重要事としたのは、防空上および授業上の見地から京都帝大へ学生を委託させてはどうかとの内示であった。

これに対して、1943年11月5日に、教授会で任命された起草委員が各科の意見を取りまとめて起草した意見書を各科幹事と一緒に総長と会見して草稿のままこれを読みあげ、説明懇談を行った。さらに翌6日に同意見書を印刷した上で、評議員の一覧を経て、荒川総長に提出するに至った。その一方で総長もまた、近く文部省に赴き、大臣に面接して総長の意見書を差し出す意向であった。その際、法文学部教授会の意見書もまた添付されることになった。以下がその意見書の概要である。

「九州帝国大学法文学部教授会意見書」（菊池勇夫から荒川文六宛）

〔前略〕防空上の見地並びに授業上の関係による学生委託の件に関しては、根本的に考慮を要すべき点少なからず。

（一）九州帝国大学は我が国文化の発祥地に設立せられて以来、本学部を含む総合大学として西部学区の文化的中心をなし、年と共にその重きを加へつつあり。〔中略〕人口疎開の見地よりするも文化の地方的中心を確立すること益々緊要となりつつある際、西日本に於いて本学部の教育を保全し真に文化の淵藪たる実を備ふるは当然なり。〔後略〕

（二）苟くも学生の教育に責任を持つ立場に立つ大学がその学生を他大学に委託し晏如としてあることは、教育上許さるべき事柄に非ず。〔中略〕従つて本学学生の教育は研究機関を離れて成立し難き関係にあれば、之等学生を他大学に委託するが如きは、徒らに混乱を招くのみにして、教育の成果を挙げ得ざるは極めて明らかなり。

（三）〔前略〕今中途にして授業を停止し残留学生を他に委託するが如きは出動学生に対し徒らに不安を醸成し後顧の憂を抱かしむるものにして、師弟の情真

に忍び難きところなり。

（四）〔前略〕又本学部学生の大部分は九州地方及び近県に郷里を有し、家計其の他の事由により遠隔の地に遊学せしむるに於ては修学の継続困難なる事情にある者尠しとせず。この種学生の中には特に優秀なる者多く、人材養成の立場よりするも、本学に於て生活上の安定を与へつつ教育を継続する必要あり。

以上いづれの点より見るも、京都地方へ学生を移転する案の如きは適当と認め難く、西部に在りても特に九州に於ける唯一の最高教育機関たる本学部の為別段の御配慮を懇願せざるを得ざるところなり。（「第四百五拾参回教授会議事録」1943年11月10日、資料編Ⅰ-327、pp.920-921）

11月8日には、菊池法文学部長は学部長会議で、11月5日付の上記意見書を朗読披露し協力を依頼した。荒川総長も上記意見書にあわせて独自の意見書を文部省に進達するに至った。非常事態といえども法文軽視をつつしめとは総長の持論であった。

文部省の内示は、法文学部の事実上の整理統合を示唆するものであったが、九州帝大側の意向が認められ、沙汰やみになったが、法文学部の存否に関わる重大要件であった。

1945年に入ると法文学部内の女子からなる団体が結成された。1月に法文学部助手、副手、研究補助員、事務員、学生中の女子からなる法文学部女子団が結成されたのである。この団長は学部長が務め、その目的は、団員相互の懇親および協力を本旨とする、とされた。

さらに1945年1月14日には九州帝国大学女子挺身隊が結成され、総長出席の下、結成式が挙行された。そもそも小倉造兵廠の特殊兵器製作のため九州帝大からの女子の出動が依頼されたことが挺身隊結成の理由であった。こうして百数十名を以て女子挺身隊を組織して出動させることが決定された。法文学部からは研究補助員を主体として女子事務員を加え、本人の希望申出によって選定された。その結果、1月13日にはすでに法文学部女子挺身隊の壮行式が法文学部女子団主催の下、挙行されていた。法文学部女子挺身隊長（総長より依嘱）は渡邊文子助手であり、法文学部班長は山崎孝子学生であった。班員には、学生から2名、研究補助員から4名、事務員から3名が参加した。戦時体制下においては、法文学部の女子もまた戦時動

員されたのであった。

戦時動員のさなか法文学部では熱心に教育がなされており、この点について1944年卒業の林迪^{みちひろ}廣が回想している。

戦局苛烈のなかとはいえ、先生方は講義に熱心であり、私どもも一、二年次には高文をめざしての勉強にはげんだ。いまでも印象に残るのは、菊池勇夫、豊崎光衛〔商法、1941年3月助教授任官〕先生らのいかにも学究的な理論の展開に感銘をおぼえ、また河村又介、大沢章先生らは独特の調子での情熱的な講義に心おどる思いをもったことである。二年次の演習では林田和博〔行政法、1932年12月助教授任官〕先生にドイツ公法の本を学び、三年次で菊池先生の労働法演習に加わり、夏休み中ははじめて三〇枚程度の研究論文(?)をまとめたことを思い出す。(前掲『自由の学燈をかかげて』、p.56)

その後、林は研究室に残って社会法学を専攻し、1945年8月15日を迎えることになる。彼は「八月十五日の夜は法文学部三階の書庫の電灯を明々と点け、心からの解放感にひたった」と当時を回顧している(前掲『自由の学燈をかかげて』、p.57)。

なお、終戦時での法科の教官の顔ぶれは、教授では河村、宇賀田、舟橋、阿武、青山道夫(民法第三、1944年4月着任)、田中(和)、不破武夫(刑法・刑事訴訟法、1939年7月着任)、菊池、大澤、西山、金田、堀、助教授では林田、豊崎、武藤、秋永肇(政治史・外交史、1944年7月着任)であった。

第3章 戦後の再出発と新生法学部の成立・発展(1945～1960年)

第1節 終戦後の陣容の立て直し

終戦に伴う措置の実行

1945(昭和20)年、終戦の前後も教授会は粛々と続けられていた。ただ終戦とともにそれまで進められていた疎開作業は中止となった。同年9月卒業の法学士はわずかに24名(教授会議事録では20名)、その中には後に社会民主連合書記長となる植崎弥之助の姿もあった。占領の開始とともに大学にも様々な関連措置が講じられ、1946年、評議会は占領軍の指令により各学部の学科課程中軍国主義的色彩のあるものの廃止を決定し、法文学部法科開講分では1946年1月9日の教授会において大東垂法制論が削除され、経済科開講であった植民政策についても、法科関係履修科目



図1-9 終戦直後の法文学部本館（1945年）
戦争中は空襲を避けるため黒く塗られていた。

から削除されるに至った。

また終戦に伴い学籍についての臨時措置が講じられた。応召入隊者の卒業要件については1946年5月15日の教授会において、入学後3年を経過していること、応召者は最小限2年在学していること、所定の単位数（卒業予定時期により単位数につき段階的な措置が講じられた）を取得していること、と定められた。外地の学校からの転学については、復員・廃校等の特殊な場合にこれを認め、実際に旧台北帝国大学、旧京城帝国大学からの転学者が受け入れられた。旧満洲国の建国大学、上海の東亜同文書院については転学を認めず、検定・選抜試験の上で許可する形が採られた。また食糧・宿舍の関係で他大学から転学する学生も受け入れられた。

転入学生の取扱いについては、1946年6月19日の教授会において、前在籍校における在学期間を通算し、履修単位については前在籍校において合格したことの証明書があり九州大学において該当単位のある限りにおいてこれを履修済と認め、証明書のないものについて自己申告があった場合は適当な方法で学力の検定を行って履

修済と認めるか否かを決定することとし、さらに法文学部において少なくとも5単位を履修するべきことが取り決められた。

教員人事の大変動

終戦後の様々な措置の中でも影響の大きかったものは人事であった。1945（昭和20）年11月学部内において思想調査委員会が設置され、軍国主義者や超国家主義を信奉した教員についての処分が検討された。法科においても同委員会の結論を待たずに自ら辞職し、あるいは解任される教員が出た。後に追放の事実を出版物等で公表した教員については2名を確認できる。うち宇賀田順三教授（行政法）は福岡県協力会議長であったことを理由に公職追放され、1946年2月退官（後1951年8月追放解除、翌年1月に八幡大学（現・九州国際大学）長、1957年3月より九州労働短期大学（現・西日本短期大学）長）となり（以上につき『宇賀田順三博士還暦記念法学論文集』（一粒社、1966年）序文・略歴を参照）、また秋永肇助教授（政治史・外交史）が『南方統治の諸問題』（日光書院、1943年）序章において大東亜共栄圏を論じたとして教職追放指令により追放、1947年7月に退官（後1952年追放解除、愛知大学法経学部教授、1954年明治大学政治経済学部教授）となっている（以上につき秋永肇「私の歩んだ道」（『現代民主主義の諸問題』（御茶の水書房、1982年）所収、を参照）。

上記以外にこの時期には豊崎光衛助教授（商法）が文官分限令第11条第1項第4号「官庁事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ」に依り1945年12月に（病気のため）休職、後1947年12月に依願退職（後1950年3月に学習院大学教授に就任）、阿武京二郎教授（民法）が1946年3月に逝去、武藤智雄助教授（法制史）が「行政整理」により同年3月に依願免本官（後1947年7月に衆議院常任委員会専門委員、1949年11月より大阪大学法経学部教授に就任）、堀豊彦教授（政治学）が1946年7月に退任（東京大学法学部教授へ転出）、不破武夫教授（刑法）が1947年2月に退官（後学習院大学次長、同年12月逝去）、大澤章教授（国際法・国際私法）が同年3月に退官（後1949年南山大学教授、1951年2月に学習院大学教授、1960年7月に東洋大学教授に就任）、河村又介教授（憲法）が同年8月退官（最高裁判所判事に就任、これに先立ち日本学士院会員への就任も受諾）となっている。

逆に戦前に九州帝国大学を離れざるを得なかった教員について、その復帰が承認されるに至った例がある。1945年11月21日の教授会においては、3・15事件で辞職した佐佐弘雄教授、著書『政治学』（朝日新聞社、1941年）発禁事件で辞職した今中次麿教授（政治学）の復帰が決定された。佐佐弘雄教授は辞職後長年勤務した朝日新聞社との関係から最終的に復帰を辞退、今中次麿教授は1946年3月に復帰した。

その後も教授陣を充実すべく、旧京城帝国大学教授であった山中康雄教授（民法）、祖川武夫教授（国際法・国際私法）が迎えられ、それぞれ1946年8月、1947年6月に着任している。また反戦を説いて戦前関東軍憲兵隊に検挙・投獄されていた具島兼三郎教授（政治史・外交史）が1948年3月に任官、旧満洲国の建国大学助教授で戦後シベリア抑留を経て帰国した高田源清教授（商法）が1949年2月に任官している。またこの時期九州大学出身の井上正治講師（刑法・刑事訴訟法）、竹原良文講師（政治学）がそれぞれ1948年1月、同年12月に、東京大学出身の吉田道也講師（法制史）が同年3月に助教授へ昇任している。

講座増設へ向けて

講座増設についても毎年の概算要求において積極的な要望が提出された。1947（昭和22）年度概算要求では英米法講座、刑法・刑事訴訟法第二講座の増設を希望、翌1948年度にはさらにそれら2講座に加えて政治学史、西洋法制史、国際政治学、ソビエト法、中国法講座の増設希望を掲げ、1949年度もさらに行政法第二、国法学、日本政治史（後西洋政治史に変更）を加えた計10講座の増設を要求、別に新たに社会法第二やローマ法講座の増設を要求したが、即座に実現はしなかった。

これに先立ち1947（昭和22）年7月政令第126号によって産業労働法講座が設置されたが、これは将来的な研究所の設置を前提としたものであった。講座の内容・性質からこれを法科・経済科のいずれに置くか議論があったが、関係各科の合議により運営されることとなり、1948年2月18日の教授会において、法科から清水金二郎教授（社会法）を講座担当教授とし、6月23日の教授会において経済科から副田満輝助教授を講座担当助教授とすることに決定した。またこれ以外にも菊池勇夫（社会法）、今中次麿、山中康雄、具島兼三郎、高田源清等複数名の教授が兼任（1949年6月29日の教授会で推薦）として講座の運営に関与している。同講座は実際に1949

年国立学校設置法によって産業労働研究所が設置された際に、法文学部から研究所へと移されることとなった。初代所長には菊池勇夫教授が就任している。

この時期他に特記すべき出来事としては、1948年11月10・11日にアメリカ合衆国人文科学顧問団が来学し、総長以下関連教員との意見・情報交換が行われるとともに、法律・政治部会では法科教員とマーチン教授（ワシントン大学・アメリカ）との間で活発な意見交換が行われたことが挙げられる。また、1947年5月21日の教授会では法文学部教職員組合の結成が報告されている。

第2節 新制法学部および法学研究科の成立

法学部の分離独立

法文学部のもとにあった法科・文科・経済科の分割案については、すでに1945（昭和20）年12月19日の教授会において各科より3名の委員と学部長により学部組織調査委員会が組織されており、その後翌1946年7月17日の教授会において3学部への分離が満場一致で決議され、要求理由書が本部へ提出された。1948年6月1日には大学評議会において分離独立案が議題とされ、翌1949年1月17日の教授会では各科において準備態勢をとるよう学部長からの要望が表明され、準備が本格化した。そして1949（昭和24）年4月1日、文部省令第10号「東北大学及び九州大学の学部及び講座に関する省令」が制定され、学校教育法第98条第2項に基づき正式に法学部・文学部・経済学部が発足する運びとなったのである。

第1回の教授会は1949年4月6日に行われた。手続上、同日の法科協議会を法科相談会とし、林田和博教授（憲法）を議長として事務的な議題を処理した後、緊急議題として学部長事務取扱に菊池勇夫教授を選出、同教授の司会のもと第1回教授会が成立し、今までの相談会が正式の教授会となったことが確認された。8日の第2回教授会では前回の教授会の内容および決定事項を再確認し、教授会への移行は正式に完了した。

引き続き関連規則が整備され、4月16日には教授会運営内規、6月22日には法学部規程、学部長選挙内規および学部長候補者選考委員会規則が決定された。学部長選挙については教授会から選ばれた選考委員5名、研究職員（助手、副手および特別研究生）の中から選ばれた選考委員2名、および事務職員（事務官および雇員）



図1-10 学部独立当時の法学部教員（1949年）

左から舟橋諄一教授、具島兼三郎教授、吉田道也助教授。3人おいて高田源清、青山道夫、今中次麿、西山重和教授、竹原良文助教授。

の中から選ばれた選考委員2名の計9名で組織される学部長候補者選考委員会が学部長候補者3名を選出し、それを受けて改めて選挙教授会を開催しこの3名の候補者の中から選挙によって学部長が選出されるという手続が規定された。第1回の学部長選挙教授会は6月25日に行われ、舟橋諄一教授が当選した。

発足当初の法学部には16講座（法理学、憲法、行政法、民法第一、民法第二、民法第三、商法第一、商法第二、民事訴訟法、刑法・刑事訴訟法第一、社会法、国際法・国際私法第一、国際法・国際私法第二、法制史、政治学、政治史・外交史）が置かれた。規模としては旧来の法科を引き継ぐ形となり、講座増設へ向けての努力が引き続き行われ、その努力はようやく1954（昭和29）年9月文部省令第23号により刑法・刑事訴訟法第二講座が17番目の講座として増設されることで（一部ではあるが）結実することになった。

また法学部の独立にあたり、法学部独立記念講演会および祝賀会が1949年6月18日に企画され、1950年3月31日には『法政研究』第17巻第1～4号合併号が九州大学法学部独立記念論文集として刊行された。1949年は法文学部創設25周年の記念の

年でもあったが、偶然の一致にしては奇妙なめぐり合わせであったかもしれない。

法学部の独立にあわせて法学部規程（旧制）が制定されたが、これは旧法文学部規程の中から法科に関するものを抜き出し、部分的に改正を加えたものであった。旧制では法律専攻、政治専攻が設置され、試験を受け法学士と称するためには、規定の科目より12単位、さらに学部 of 授業科目より選択する8単位、外国法外国語3単位、演習1単位の試験に合格することが必要とされた。また最短修学期間は3年とされた。

新制法学部・大学院の設置

1949（昭和24）年5月、国立大学設置法の施行により法学部（新制）が設置された。これに伴い1951年5月9日の教授会で法学部規程（新制）が決定されたが、その後9月19日の教授会で単位数を変更し、10月3日の教授会でも修正が行われた結果11月8日に確定・施行となり、4月1日に遡って適用されることとなった。単位数については必修・半必修・選択科目を合わせて84単位の履修が必要とされた。同規程は1953年4月、1954年10月、1956年11月と改訂され、必修・半必修・選択科目の比率についてそれぞれ若干の変更が加えられている。在学年限（法学部専門課程の修業年限）については当初最短2年とされたが、1954年10月以降2年半とされるに至った。

大学院については1953（昭和28）年4月1日より政令第51号により新制の大学院が設置されるに至った。これに伴い新たな法学研究科が発足し、社会法学・私法学の2専攻が置かれることとなった。発足後同年5月直ちに法学研究科委員会運営内規が決定され、4月1日に遡って施行されることとなった。翌1954年4月1日には法学研究科規程が施行された。1955（昭和30）年8月、文部省告示第81号により公法（政治を含む）学専攻が新たに置かれることとなり、法学研究科規程もこれに合わせて改訂された。1957年3月には法学研究科規則が制定された。なお旧制大学院については1953（昭和28）年8月文部省令第20号により、1962年3月31日をもって廃止されることとなった。

大学院では当初修士課程につき30単位以上（必修として専門科目から20単位、選択として専門科目・関連科目から10単位以上）、博士課程につき20単位以上（必修科

目として専門科目から8単位、選択として専門科目・関連科目から12単位以上)を履修し、かつ学位論文を提出するものとされた。うち修士課程については公法学専攻設置時に必修16単位、選択14単位以上に改められ、また1957年の法学研究科規則制定時には修士課程につき必修22単位、選択8単位以上、博士課程について必修16単位、選択4単位以上と改められた。さらに論文作成について研究指導の単位を認めることとなった。

第3節 新制法学部の展開

新制法学部の教員人事

新制法学部の始動以来最も努力が払われた事項の1つが教授陣の充実である。1949(昭和24)年5月に水波朗助教授(憲法)^{しやうひ}・莊子邦雄助教授(刑法・刑事訴訟法)が任官、1950年2月に吉田道也助教授(法制史)が教授昇任、同年5月林迪廣助教授(社会法)^{みちひろ}が任官、1951年7月に井上正治助教授(刑法・刑事訴訟法)が教授昇任、1952年3月に浜田一男教授(商法、関西学院大学教授より転任)が任官、1953年8月に伊藤不二男助教授(国際法・国際私法)が任官、1954年2月に同教授昇任、同年4月に谷川栄彦助教授(講座外、国際政治)が任官、1955年4月に竹原良文助教授(政治学)が教授昇任、1956年4月に矢ヶ崎武勝助教授(国際法・国際私法)が任官、同年6月に原島重義助教授(民法)^{まもる}・徳本 鎮 助教授(民法)が任官、同年8月に嶋崎讓助教授(政治学)が任官、同年11月に井上祐司助教授(刑法・刑事訴訟法)が任官、1957年4月に有地 亨 助教授(民法)^{とのおる}・手島孝 助教授(行政法)が任官、1958年1月に丹宗昭信助教授(講座外、国際経済法)^{たんそう}が任官、1958年3月に石塚英夫助教授(法制史)・吉村徳重助教授(民事訴訟法)が任官した。この時期に任官した助教授はそのほとんどが九州大学法学部ないし大学院の出身者、いわゆる「九大生え抜き」の人材であったことが特徴的である。またこの期間、菊池勇夫教授が1949年11月30日、九州大学第9代総長に就任した。1953年11月29日までの4年の任期をつとめた菊池勇夫教授は同年10月22日より日本学士院会員にも選ばれている。

逆にこの時期九州大学法学部を去ることになった教員として、1949年10月に金田平一郎教授(法制史)が逝去、1951年7月に山中康雄教授が退任(名古屋大学へ転任)、1952年3月に莊子邦雄助教授が退任(北海道大学へ転任)、1953年4月に今中

次鷹教授が退任（広島大学へ転任）、1955年3月に西山重和教授（国際法）が退官（停年退官、中京大学教授に就任）した。

金田平一郎教授は徳川期法制史の研究を中心に九州地域の地方法制史も手がけ、九州文化史研究所の中核人員としても活躍した。西山重和教授は戦前戦後の国際法学、政治外交史、フランス法に足跡を残すとともに九州大学附属図書館長も務め、後に九州大学名誉教授の称号が授与された。河村又介教授、今中次鷹教授はともに停年前に転出したが、ともに学士院会員を務め、また後に両教授へは九州大学名誉教授の称号が付与された。

なお、退官した教員の図書を購入する形で研究図書の充実も図られた。1951年3月20日の教授会では故・金田平一郎教授蔵書の購入が決定され、また1955年11月30日の教授会では西山重和教授の蔵書の購入が決定されている。前者は文庫化されなかったが、後者については西山文庫としてまとめられ、『西山文庫図書目録』（1958年）が刊行された。

各研究会の成立

戦前から続く法政学会は戦後もその活動を継続し、中断していた雑誌『法政研究』の刊行も1947（昭和22）年10月の第15巻第1・2合併号から再開された。在籍教員の還暦を記念する特集号も刊行されるようになり、西山重和教授（1953年9月）、今中次鷹教授（1955年3月）、菊池勇夫教授（1959年3月）の還暦記念論文集が刊行された。また九州大学法学部創立三十周年記念論文集として『法と政治の研究』（有斐閣、1957年）が刊行された。

また新たな学問の場を求めて、様々な学会・研究会の発足が相次いだ。九州法学会は1948年10月10日に創設され、九州大学側の教員である菊池勇夫・舟橋諄一・田中和夫の各教授らと福岡高等裁判所の安倍^{はかる} 恕長官、森静雄判事らの協議により、九州・山口地区の大学教員、判事、検事、弁護士を含め、理論と実務の双方に足がかりをおいた研究会として活動を開始した。その後は年2回の学術大会、また随時開催される研究例会を通して、貴重な議論の場を提供することとなった。1951年末段階ですでに350名以上の会員を有し、積極的な活動を展開した。その後も引き続き九州地区における中核的な学会として精力的な活動を続け、1983年からは会誌『九州

法学会会報』を年1回刊行することとなり、大会における学術報告やシンポジウムの内容が掲載・発信されることとなった。

社会法研究会は菊池勇夫教授を中心として戦前から社会法関連の教員・学生によって組織され、毎月1回の研究会を行っていた。戦後も継続され、1947年2月1日には九州社会法学会の第1回研究発表会も開催された。産業法研究会は1954年12月11日に高田源清教授げんせいを中心として創設され、商法・経済法関連の教員のみならず実務家も含めて月2回の研究会を開催していた。公法研究会は林田和博教授を中心として九州大学の関係教員および学生、さらには近隣大学の教員により組織され、月1回の研究例会を行っていた。政治研究会は1952年に創設され、翌1953年2月には雑誌『政治研究』を創刊した。同会は九州大学の政治学関連の教員および学生、さらには近隣大学の教員によって組織され、月2回の例会を行っていた。刑法研究会は1955年頃より井上正治教授を中心として組織され、関係の教員、学生、福岡地方裁判所の判事補、司法修習生らが参加し、刑事関係の判例研究を行った。また家族法研究会は1957年から青山道夫教授（民法）を中心として関連教員、および近隣大学の教員、福岡家庭裁判所の判事、調査官等が参加して行われた。

以上のような活発な研究会活動に並行して、学生の主導による議論の場も創出された。大学院生により法学研究科雑誌刊行会が組織され、そのもとで1957年に創刊された雑誌『九大法学』がそれである。同誌は現在に至るまで主に大学院生の論文発表の場として機能し続けている。

黎明期の国際交流

この時期には後の法学部の積極的な国際交流の端緒を開く出来事が多く現れる。1955（昭和30）年には井上正治教授がハーバード大学での在外研究に出発、手島孝助手（のち教授）もフルブライト全額給費生としてアメリカ合衆国マクスウェル大学院にてアメリカ政治行政の現地研究を行っている。私人での海外渡航自体が非常に困難であった中、これらは九州大学法学部のみならず学界全体へも貴重な成果をもたらすものとなった。この後1957年8月には矢ヶ崎勝助教授がフンボルト奨学生としてドイツへ、1958年8月には谷川栄彦助教授がハーバード大学へ、1960年には丹宗昭信助教授が給費留学生としてペンシルバニア大学大学院へ渡航し、それぞ

れ在外研究を行った。

国際交流は当時国交が回復されていなかった諸地域にも及んでいる。菊池勇夫教授は日本学術会議において組織された学術視察団の一員として1955年5月7日から6月25日の間ソビエト連邦、中華人民共和国を訪問し、学術交流を行っている。詳細は後に日本学術会議編『ソ連・中国学術視察報告』（日本学術振興会、1956年）にまとめられ、菊池勇夫教授も両国の当時の高等教育制度や法制についての報告記事を執筆している。その後1956年日ソ共同宣言による国交回復の後、1958年には具島兼三郎教授が日ソ協会の推薦により8月から9月にかけて講演のためソ連へ出張している。

中国については1972年の日中国交正常化まで国交回復はなされなかったが、この時期青山道夫教授が国際法律家連絡協会代表団の一員として1959年8月に中国へ渡航し、学術交流を行っている。当時大躍進政策の最中にあった中国の様相は国際法律家連絡協会『中国の法と社会—訪中法律家代表団の報告』（新読書社、1960年）に詳しく記されている。

また教員の社会活動も積極的に展開された。官庁や民間の各種委員の兼任については枚挙に^{いとま}違がない。法学部としての特色ある活動としては、立法への参画が挙げられよう。1948年以來のいわゆる「大学法試案要綱」問題については全学的な課題であったため、法学部のみの問題とすることはできないが、たびたび教授会での議論が行われている。戦後の刑事訴訟法（昭和23年7月10日法律第131号）に関しては、その改正に関する意見書の提出につき1950年1月11日の教授会において井上正治、莊子邦雄両助教授がこれに当たることが決定され、翌年9月19日の教授会にて意見書の提出が審議されている。また1960年2月17日の教授会では、憲法調査会第二委員会への参考人派遣依頼に林田和博教授が応嘱している。法制審議会等へも教授陣がたびたび応嘱している。さらに1957年、当時法学部長の職にあった高田源清教授が、本土復帰前の沖縄、琉球大学文理学部政治学及法学科（のち法政学科）において商法を講じ、1950年設立の同大学草創期の法学教育に携わったことも特筆されよう。

第4節 学生生活と学生運動

学生運動の勃興

終戦後の混乱状況の中から、大学の復興と民主化を掲げて学生の自治組織が結成され始めた。法文学部では1945（昭和20）年12月、社会科学研究会が組織され、先に述べた軍国主義者や超国家主義を信奉した教員についての処分に関連した運動も展開されるようになる。ただ医学部における全教授辞表提出事件や工学部学生大会における思想審査委員会への疑念の表明については、学内民主化への反動行為であるとした声明を發表し、これと一線を画した。

1947年5月には他学部在先駆けて自治委員会を成立させ、活動が開始された。こうした自治組織の立ち上げと共に、学生運動も年々活発化するに至った。1948年6月26日には法文学部および理工部の学生が授業料値上げ反対のストライキを行っており、戦後九州大学における初めてのストライキ運動となった。

1950年4月10日には連合国総司令部民間情報教育局顧問のイーブルズが九州大学を訪問、共産主義教授を追放すべきとする講演を行った。これをきっかけとして、反



図1-11 「警察官職務執行法改悪阻止統一行動」に参加した
法文学部生（当時教養部生）たち（1958年11月、警固公園）

左端は伊藤昌司現名誉教授。（同教授提供）

帝・反戦闘争を唱える教養部学生を中心に試験拒否のストライキ運動が開始されるに至った。同年6月3日には法学部自治会が経済学部とともに大学側のストライキ禁止の達示を無視してストライキに突入、平和擁護学生決起大会を開催し、市内デモを行った。

1952年に起こった破壊活動防止法反対運動では、6月13日、法学部教授団が破壊活動防止法反対の声明を提出している。同日の学生大会、また翌日のストライキについては、学生側責任者が戒告となっている。また1958年10月8日、政府による警察官職務執行法改正案提出に伴い、幅広い反対運動が展開されるとともに、11月5日、法学部教授団が改正反対の声明を発表することとなった。

波乱の時代ではあったが、この時期に法学部は戦後日本を支える有為の人材を輩出している。この時期の卒業生には後に京都府知事となる荒巻禎一（1953年卒）、指揮者の荒谷俊治（同）、全日本空輸最高顧問の近藤秋男（1954年卒）、内閣官房副長官（1995～2003年）の古川貞二郎（1958年卒、2004年に九州大学より名誉博士号を授与）の姿が見られる。

1956年には国の債権の管理等に関する法律（昭和31年5月22日法律第114号）の成立に伴い、翌1957（昭和32）年九州大学達示第10号により授業料等の滞納者の除籍処分の手続が整備され、法学部においても学生の除籍手続について議論されるに至った。また1957年後半から翌1958年前半にかけてのいわゆる「なべ底不況」の際には、学生の就職問題を巡ってしばしば教授会でも議論が行われている。



図1-12 法学部卒業生に向けた法学部教授たちの寄せ書き（1959年3月）
複写して卒業生全員に贈られたもの。
（伊藤昌司名誉教授提供）

安保反対運動と九学連事件

1959（昭和34）年には、日米安全保障条約改正への反対運動が九州大学へも波及するようになる。特に同年11月27日、安保反対第八次統一行動による全学連の国会突入事件に呼応し、法・文・経・教養部の学生大会が全日ストライキを決議、学生による抗議集会が行われた。このストライキに関係した学生の責任問題について教授会での議論が行われている。また同年12月10日に行われた安保改訂反対抗議集会につき、外部の政治勢力の学内引き入れが大学の自治にとって重大な事態を引き起こす危険性を持つものとして、関係学生2名が戒告とされている。

1960年にはいわゆる「九学連事件」が発生し、学生運動は重大な局面に達する。同年1月16日、日米安全保障条約改定のため渡米しようとした岸信介首相以下全権団の羽田空港出発に際し、これを阻止しようとした全学連と警官隊が衝突したいわゆる「羽田事件」が発生した。警察は、同事件に関わった宮崎大学所属の学生に対する指令が九学連（九州地方学生自治会連盟）から出たものとして、1月21日早朝、



図1-13 九大教授等による安保反対デモ（1960年）

先頭中央は青山道夫法学部教授。滝沢克己文学部教授（2列目中央）、向坂逸郎経済学部教授（同右端）等の姿も見える。

（徳本正彦名誉教授提供）

九州大学構内の法文経ビル内の九学連書記局への立ち入り捜査、およびそれについての関係学生の立会いを要請した。

大学側は九学連書記局の場所が法学部自治委員室と共同使用されていることから、学生の立会いの必要を強調し学生を探したが、早朝であったこともあり見つけ出せず、学生の立会いの無いまま捜査が行われ、関係書類が押収された。そこへ学生が到着し、書類押収の当否を巡る調査および無関係な書類の返還を求めたが、警察側はその必要なしとして両者激論となり、書類を巡る争奪が開始された。

警察側は機動隊を投入し実力による書類押収の構えを見せたが、大学側は事態の収拾に向け最善の努力を重ねた。しかし、正当な捜査である旨を主張し大学側の期待するような譲歩を示さない警察と、警察の不当を糾弾し、大学当局、諸教員、代表学生の譲歩と説得のための努力を容れようとする学生の間で関係教員は板挟みとなり、17時間にもわたる紛糾の末、遂に警察は翌22日午前2時頃より実力行使に踏み切り、警官隊が大学構内に進入、総長室から書類を押収して同4時頃引き上げるに至った。

同事件は大学自治に対する重大な侵犯であるとして後日大学側より警察に対し厳重な抗議が申し入れられ、善後策が協議されている。学生運動はその後さらに大きなうねりを見せるに至るが、詳細は次章にて展開することとしたい。

第4章 学園激動期の法学部（1961～1971年）

第1節 法学部スタッフの概要と研究活動

教授陣の顔ぶれ

この期間に法学部に在籍していた教授、助教授の顔ぶれを本期間中新規に加わった者、法学部を去った者、この期間を通じて在籍していた者の順に挙げれば以下のとおりである。まず、新たに教授、助教授の一員に加わったのは、着任順に近藤昭三教授（行政法講座、1961年4月講師から助教授、1968年8月教授（行政学講座）、1970年3月より行政法講座）、三島^{よしおみ}淑臣助教授（法理学講座、1961年5月助手採用、1963年4月助教授）、荒木^{せいし}誠之教授（経済法講座、1969年4月熊本大学法文学部教授から着任）、海原文雄教授（英米法講座、1970年4月日本大学法学部教授から着任）、^{そま}杉正夫教授（政治学講座、1971年4月千葉大学教養部教授から着任）、蓮井良憲教授

（商法第二講座、1971年10月広島大学政経学部教授から着任）の6名である。

つぎに、法学部を去った者は離任順に菊池勇夫教授（社会法講座、1962年3月定年退官）、舟橋諄一教授（民法第一講座、1964年3月定年退官）、青山道夫教授（民法第一講座（1965年11月民法第二講座から異動）、1966年3月定年退官）、矢ヶ崎武勝教授（国際私法講座、1965年12月教授昇任、1966年4月最高裁判所に出向）、丹宗昭信助教授（経済法講座（1964年憲法講座から社会法講座、1965年10月より経済法講座）、1967年4月北海道大学法学部に転出）、林田和博教授（憲法講座、1969年3月定年退官）、具島兼三郎教授（政治史・外交史講座、1969年3月定年退官）、嶋崎讓教授（政治学講座、1967年7月教授昇任、1969年10月辞職）、濱田一男教授（商法第二講座、1970年3月定年退官）、井上正治教授（刑事訴訟法講座、刑法講座兼担、1970年3月辞職）の10名である。菊池、舟橋、青山、林田、具島、濱田、井上の7教授には後に九州大学名誉教授の称号が付与された。

最後に、この期間を通じて教授・助教授として在籍していたのは以下の14名（50音順）である。有地亨教授（民法第三講座、（1967年4月民法第二講座から異動）、同年7月教授昇任）、井上祐司教授（刑法講座、1967年7月教授（刑事訴訟法講座）昇任、1970年7月より刑法講座）、伊藤不二男教授（国際法講座、国際私法講座兼担）、石塚英夫教授（日本法制史講座、1968年8月教授昇任）、高田源清教授（商法第一講座、経済法講座兼担）、竹原良文教授（政治学史講座、政治学講座兼担）、谷川栄彦教授（国際政治学講座、1967年7月教授昇任（国際私法講座流用）、1969年10月より国際政治学講座）、手島孝教授（憲法講座、1967年7月教授昇任（行政法講座）、1970年1月より憲法講座）、徳本鎮教授（民法第二講座、1965年12月教授昇任（民法第三講座）、1967年4月より民法第二講座）、林迪廣教授（社会法講座、1963年2月教授昇任）、原島重義教授（民法第一講座、1963年10月教授昇任（民法第三講座）、1965年12月民法第二講座に異動、1967年4月より民法第一講座）、水波朗教授（法理学講座、1961年5月憲法講座より異動、1965年2月教授昇任）、吉田道也教授（西洋法制史講座）、吉村徳重教授（民事訴訟法講座、1970年3月教授昇任）。以上のほか、産業労働研究所所属で大学院法学研究科教授を兼任した清水金二郎教授（社会法担当）、柳春生教授（ソビエト法担当、1964年10月教授昇任）がいる。



図1-14 菊池勇夫教授退官記念の集い（1962年3月）
法学部及び教養部の法学・政治学関係教官一同。前列左から6人目菊池教授。
（徳本正彦名誉教授提供）

退官教授等の研究業績

以下、本期間中に離任した教授陣の事績について、定年退官教授を中心に法文学部期を含む在籍期間における研究活動を中心に簡略に紹介する。

菊池教授は我が国法学界における社会法学研究のパイオニアとして知られる。1928（昭和3）年の九州帝国大学法文学部助教授就任以来、35年近くにわたって社会法講座担当者として社会法体系の法理と特質の解明に努め、『労働法』（日本評論社、1936年）、『社会法の基本問題』（有斐閣、1968年）等に代表される多くの研究業績を残した。1950年の日本労働法学会創立に際しては代表理事に選ばれ、1953年には学界に寄与した功績により日本学士院会員に選出されている。また、1949年11月から4年間は九州大学総長として大学行政の中核を担った。

舟橋教授は1929年助教授として着任して以来、民法講座を担当し民法とりわけ不動産登記法、物権法に関する多くの優れた研究業績を発表した。主著に『不動産登記法』（日本評論社、1937年）、『物権法』（有斐閣、1960年）等がある。日本私法学会、比較法学会等の学会理事も歴任し民事法学の発展に寄与した。1949年には法学

部長に就任している。

青山教授は1944年教授に就任。民法講座を担当し、特に法制史、比較法、法社会学等幅広い学識を基礎にした家族法研究で多くの優れた業績を残した。戦後の家族法改正にあたり民主的な改革を主張したこと、マリノフスキーらの文化人類学的研究をいち早く翻訳紹介した業績等でも知られる。主著に『近代家族法の研究』（有斐閣、1952年）、『日本家族制度論』（九州大学出版会、1978年）等がある。1951年には法学部長に就任している。

林田教授は1932年九大法文学部生え抜きの法科助教授第1号となり、1946年には教授に昇任して憲法講座および行政法講座を担当した。重厚な学風をもって聞こえ、『選挙法』（有斐閣、1958年）に代表される優れた業績を残すとともに、1946年から18年間福岡県選管委員長を務め民主政治の実現に尽力したことで知られる。1953年には法学部長に就任している。

具島教授は1928年法文学部卒業後、同学部助手、同志社大学法学部助教授、南満洲鉄道株式会社調査部員、読売新聞論説委員等を経て、1948年法文学部教授に迎えられる。政治史・外交史、国際政治学を担当した。戦前のファシズム研究に始まり、戦後はアジアの民族解放運動をはじめ現代国際政治の基本問題に取り組んで多くの先駆的業績をあげた。1955年、1959年の2期にわたって法学部長を務めた。

濱田教授は1933年法文学部法科卒業後、関西学院大学助教授、教授等を経て、1952年法学部教授に就任した。以後30年近くにわたり商法第二講座担当者として活躍し、商業信用状を中心とする荷為替取引、海上売買、手形法等の研究で学界の注目を集めた。主な業績に『荷為替』（有斐閣、1958年）、『利得償還』（有斐閣、1965年）等がある。1961年には法学部長に就任している。

井上正治教授は、1948年法文学部助教授就任以来、1970年の「大学運営臨時措置法」強行採決への抗議辞職（F60参照）に至るまで、20年余にわたり刑法・刑事訴訟法を担当した。過失の違法性に関する先駆的業績で知られ、日本の刑法学界をリードする存在であり続けた。代表的業績として『過失犯の構造』（有斐閣、1958年）、『判例にあらわれた過失犯の理論』（酒井書店、1959年）等がある。1967年には法学部長に就任している。

嶋崎教授は1956年教養部講師から法学部助教授に異動、1967年教授に昇任して政

治学を担当したが、1969年衆議院総選挙に出馬（石川一区）するため大学を辞職した。2度目の挑戦で社会党（のち離党）から初当選して以来8期代議士を務めた。矢ヶ崎教授は1956年東京大学大学院から助教授に採用、1966年最高裁判所に出向するまで国際私法を担当した。丹宗助教授は1958年東京大学大学院から法学部助教授に採用、1967年北海道大学法学部に転出するまで経済法を担当した。

第2節 学園紛争以前の法学部

九大創立50周年記念事業

1961（昭和36）年に九州帝国大学創立から数えて50周年を迎える九州大学は、創立50周年記念事業を実施する方針を1957年11月に決定し、記念会館の建設、記念出版物（『九州大学五十年史』）の刊行、および記念式典の開催等を目的とする全学的活動を開始した。法学部も1959年3月、50周年記念事業に関する学部準備委員として高田学部長ほか8名を選任したのを皮切りに、この事業に全面的に協力した。金融引き締めや地元石炭産業の不振といった当時の経済状況の影響で寄付金の集まりが悪かったため、念願の九州大学創立五十周年記念講堂が竣工したのは1967年10月のことであったが、同年11月20日にはその落成式が記念講堂において盛大に行われた。また、翌21日落成記念行事の一環として記念講堂大講堂で開催された記念講演会には河村又介元最高裁判所判事（法文学部名誉教授・憲法）が講師に招かれ、「民主主義を支えるもの」と題する講演を行っている。

『九州大学五十年史』は通史と学術史（部局史）の2編構成で編集執筆された。五十年史出版委員会に法学部から委員として参加したのは青山、林田、高田の3教授で、青山教授はその委員長を務めた。通史、学術史ともに編集作業は予想外に難航し、いずれも当初の出版予定期日から大幅に遅れた1967年11月ようやく発行された。ちなみに、法学部史の原稿は、高田、吉田両教授の努力によって8月初旬に完稿したという（1967年9月13日法学部教授会）。

九大不正入試事件と法学部

1961（昭和36）年は九州大学にとって創立50周年という祝賀すべき年であるとともに、深刻な不祥事に見舞われた年でもあった。同年5月10日、『朝日』、『毎日』、

『西日本』新聞各紙に同年3月の九州大学入学試験において入試問題漏洩による不正入学があったとの報道が一斉になされた。この報道のきっかけとなったのは5月9日に各新聞社に届いた学内からの内部告発とみられる匿名の投書であった。これよりさき、九大では同年3月5日に実施された昭和36年度九州大学入学試験の理科生物の出題で、問題の設定に誤りがあったばかりでなく、ほぼ同内容の問題が同年2月発売の受験雑誌『蛍雪時代』3月号に実力試験問題として、九州大学教授名義で掲載されていることが判明するという事件があり、この事件への対応につき学内に調査委員会を設置して検討を行っていた。その調査の過程で同じ生物の試験問題を出題委員ではない生物学担当の別の教養部の教授が受験生である息子に漏らし、受験生は合格していたという事実が発覚したのである。これを受けて受験生は入学を辞退し、試験問題を漏洩した父親の教授に対しては依願退職の措置がとられることになった。

大学当局は当初この不正入試事件およびその事後処理について学内外に公表せず、評議会限りでの内々の決着を図る方針を採っていたが、新聞社への投書はこうした当局の意図に反してこの問題を社会的に暴露する結果となった。事態を重く見た山田総長は直ちに投書の筆跡鑑定を手がかりに投書の主が具島兼三郎法学部長であると断定し、具島学部長の責任を追及する構えを見せた。その背景には同学部長が公の席上でこの不正事件に対する大学当局の対応に批判的な意見を表明していたという事情もあったと推測される（『西日本新聞』1961年5月16日付夕刊）。これに対し、具島学部長は悪質な筆跡偽造によるでっち上げだとして投書の事実を全面的に否認するとともに、山田総長の態度を不確かな根拠による不当な追及だと真っ向から批判した。法学部では5月16日緊急に招集された教官有志懇談会および翌17日開催の教授会でこの問題について協議を行った結果、「法学部教官一同は、具島法学部長の事実無根であるとの証言を信頼する」、「この事件について大学当局のといった言動は慎重を欠くうらみがあることを遺憾とする」等の内容を骨子とする教授会声明を全会一致で採択し、これを総長に申し入れることとなった（1961年5月17日法学部教授会）。さらに、法、文、経済、教育4学部の学生・大学院生の間にも具島教授を支持する動きが広がり、18日には彼らの代表が「不正事件と投書事件をすりかえたのは不明朗」、「確実な証拠がないのに具島教授の名誉をけがしている」などの



図1-15 教養部（法学部クラス）コンパ（1961年11月、六本松亭々舎）
（黒木彬文氏提供）

抗議の意思を大学当局に伝えることになった（『毎日新聞』1961年5月18日付朝刊）。

この問題は一部で同年秋に予定されている総長選挙との関連も取りざたされ、「九大不正入試事件“お家騒動”に発展」（『毎日新聞』1961年5月16日付朝刊）と大見出しで報じられる事態にまで至ったが、その後、より慎重な事実調査を求める声が優勢を占める評議会の意向を受けて、総長自身が慎重な態度に転じたため、事態がそれ以上の進展を見ることはなかった。8月16日には法学部教授会もこの問題に「終止符をうちたい」との態度を打ち出し、8月18日に入試問題に関する大学当局による処分が最終的に決定したのを機に、投書事件についてもこれ以上追及しないことが評議会です承され、投書の主に関する真相も結局不明のままに終わった。

文系学部の貝塚キャンパス移転と法学部

法文学部創設以来、法・文・経・教4学部の分離独立以後も文科系学部の教育研究活動の拠点は旧法文学部建物（法文経ビル）に置かれていたが、戦後の文科系学部は、教育学部の新設と各学部の講座の増設によって教室の不足をきたすように



図1-16 貝塚キャンパス法文系建物（1971年）

なった。このため、1952（昭和27）年には、文科系学部総合建築を国道3号線横の箱崎小石町の敷地に建て、文系学部はここに移転することが決定された。この移転計画は1954年5月教育学部建物（3階建、718㎡）が竣工したのを皮切りに、途中理科系重視の国の予算配分を理由とする3年間（1957～1960年）の中断をはさんで、数次に亘って文科系学部共用建物の建設が行われ、1972年3月、いわゆる文科系2号館（3階建、1960㎡）の完成によってようやく一応の達成を見た。以下、文系キャンパス移転の経緯について、法学部に即して簡単に整理しておく。

1955年3月には教育学部建物の増築部分（3階建、1025㎡）、1957年3月には文系講義棟（3階建、1668㎡）がそれぞれ竣工した。これにより、法学部の授業には新設の講義棟と法文経ビル教室が併用されることになり、両キャンパス間の学生の移動時間等を考慮して、1957年度後期から法学部の授業時間はそれまでの1コマ2時間から110分に変更された（1957年9月11日法学部教授会）。1962年3月には教育学部建物の南北に接続して3階建1582㎡、3階建1354㎡、および3階建1145㎡（書庫）計4081㎡からなる文科系共用建物（法経新館）が完成し、法・経両学部の研究室、図書館等がそこに移転することになった。当初の計画では1962年7月から両学部の移転を実施して既設建物をあわせた建物全体を法経教の3学部で共用し、文学部は翌

年度以降の増築建物に移転する予定であった。しかし、この計画に対しては、①移転当初の文系学部全体としての建物の面積が現状より狭くなる（約1900㎡減）、②文学部の希望する図書の研究室分散管理方式が認められない、③学生サークル部室が用意されていない、④演習室の数が少なすぎる、等々の理由で文系学部を中心に強い反対の声が上がった。特に文科系学生やサークル関係者の反対は根強く、1962年5月9日には移転に反対する法・文・経約300名の学生が抗議集会を開き、「移転計画の撤回」を求めて翌10日の新館授業ボイコットを決議するに至った（『九州大学新聞』第477号、1962年5月15日）。さらに、法・文・経3学部教官の間でも当初計画のままの移転反対の声が次第に強くなり、結局7月移転実施は見送られることになった。この間、文系4学部長、総長、本部事務局、文部省等の間で4学部間の施設面積配分、研究室の割り振り、書庫の管理方式等について折衝を続けた結果、文学部については研究室分散図書管理方式を加味する等の妥協案が成立し、また、サークル部室確保も目処が立つこととなった。この結果、法、経両学部は1962年12月から翌年1月にかけて研究室等を移転することとなった（『九州大学新聞』第482号、1962年9月25日）。移転後、法学部教官の研究室は法経新館の2階に置かれた（1階は経済、3階は教育学部）。なお、この移転に際しては、スペース不足のため法学部所蔵図書の3分の1は法文経ビルに残したままで（『九州大学新聞』第474号、1962年4月15日）、すべての図書の移転は文学部が移転する次の増築機会を待たねばならなかった。

その後、1963年3月には教育学部建物の東に接続する3階建2445㎡の建物、既設講義棟北に接続する3階建456㎡の講義棟、1階建537㎡の大講義室等が完成した。さらに、翌1964年3月には法経新館東側の南に接続する2189㎡の建物及び3679㎡の建物（いずれも4階建書庫）が完成し、同年7月に文学部も新館に移転した。これによって、文科系学部の新キャンパス移転が完了した。その後、1968年には講義棟北に接続する4階建1188㎡の演習棟が完成し、1972年3月には法経新館西側建物の南に接続する3階建1960㎡の建物（文科系2号館）が完成した。新築の2号館は1972年度から法学部が使用することになり、先の移転以来使用していた研究室、事務室等も2号館に移動することになった。同年1月の教授会では、新たに研究室として使用される2号館2、3階部分の部屋割りにつき、教官の希望をもとに抽選で決め

ることを申し合わせている（1972年1月26日法学部教授会）。

大学管理法問題

政府・文部省による大学の管理運営に対する統制の強化を巡る政府、大学間の軋轢は、戦後すぐの大学管理法問題以降しばらく沈静化していたが、1960年(昭和35)5月に松田竹千代文部大臣が大学教育の改善について中教審に諮問を行うと再び大きな問題として浮上し、さらに、1962年5月に池田勇人首相が現行の大学管理制度を再検討したいと発言したのを契機に大学の管理運営に関する立法の是非を巡る問題は大きな社会問題、政治問題となっていった。同年6月、文部省の国立大学学長拒否権、大学管理運営のための中央機関の設置等を骨子とする中教審答申案(「大学の管理運営について」)が公表されると、九州大学は7月28日の評議会において、こうした動きは「大学自治の根本精神に背反するもの」として、他大学に先駆けて答申案に対する反対声明を公表することを決定した。

大学管理立法の動きに対しては、九州大学を始めとする全国の大学関係者を中心とする大規模な反対運動が長期にわたって展開された。1962年11月9日には、1000名を越す九大学生による大管法反対全学統一抗議集会在警固公園で開催され、法文経各学部からも約150名が参加している(『九州大学新聞』第483号、1962年11月15日)。こうした動きを受け、1963年1月政府は国大協が大学の運営を改善する自主的機関を設ける努力をする態度が明らかになったこと、内閣法制局から立法化に異論が出たこと等を理由に、大学管理法案の国会提出見送りを決定した(『朝日新聞』1963年1月23日付夕刊)。

こうして大学管理立法の動きはいったん頓挫したが、次節で述べるように、1968年前後の全国的な大学紛争の激化という状況を背景に再びクローズアップされ、ついに1969年8月佐藤内閣のもとで大学運営臨時措置法として成立することになった。

第3節 紛争の嵐に揺れる法学部

1960年代後半以降、ベトナム反戦運動、公害反対運動、私立大学における授業料値上げ反対闘争等、国内外の様々な政治、社会問題を追及する運動が主として学生、

若者世代の間で急速に盛り上がってきた。こうした状況のなかで、60年安保闘争以後沈滞が続いていた学生運動は再び高揚期を迎え、特に1968（昭和43）年以後の数年間は、九州大学を始めとする全国各地の大学で学園内外の大小様々な問題の発生を契機として、ほぼ例外なく激しい学園紛争の嵐が吹き荒れることとなった。

エンタープライズ寄港問題

九州大学が学園紛争に突入する最初のきっかけとなったのは、1968（昭和43）年1月の米原子力空母エンタープライズの佐世保寄港問題である。前年9月アメリカがエンタープライズ日本寄港の申し入れを行い、11月に閣議がこれを了承するとともに寄港先を当初予定の横須賀から佐世保に変更すると、中核派を中心とする3派系全学連は九州大学を拠点にしてエンタープライズ佐世保寄港を実力で阻止する方針を決定し、九大内の中核派や反帝学評の学生らと協力してそのための準備活動を開始した。これに対し、民青系が主導権を握る九大学友会は、同じくエンタープライズ寄港阻止を訴えるとともに3派系全学連による学内占拠に反対する態度を打ち出し、学生運動両派の対立も緊迫しつつあった。学生による大学構内の不法占拠や学生間の衝突を恐れた九大当局は、1月14、15両日に全教職員を動員して学外学生の構内立入りを禁止する等の厳戒体制をとっていたが、15、16両日にそれぞれ博多駅に到着した反帝学評と中核派の学生たちはいずれも大学当局の制止を振り切って教養部構内に侵入し、学生会館の一部を占拠するに至った。エンタープライズが佐世保に入港したのは19日であったが、この間学生たちは大学からの退去命令に従うことなく、教養部を拠点に17、18、19日の3日間にわたって多数の逮捕者、負傷者等を伴う佐世保への出勤を繰り返した後、ようやく19日午後教養部で解散し、田島寮に拠点を移す中核派を除いて帰途についた。中核派もエンタープライズが出港した23日には解散集会を行い、9日間に及ぶ九州大学の占拠事件はようやく終結した。その後、学生会館の不法占拠事件等に関する学生処分が行われ、全学で8名の学生に対する停学、譴責等の処分が決定されたが、この中には法学部生も2名（停学1、譴責1）含まれていた（1968年3月14日法学部教授会）。

中核派博多駅検束事件と井上法学部長

ところで、エンタープライズ寄港に際しては、その1年後に法学部および九州大学が直面することになる後述の「井上総長事務取扱不発令問題」の遠因ともいうべきもう一つの事件が発生していた。1月16日早朝に東京方面から九大に集結するため博多駅に到着した約400名の中核派学生に対して、警察機動隊が強制的な所持品検査を実施し、これを拒否した学生に実力を行使して多数の負傷者、逮捕者を出した事件がそれである。この時の警察の警備は過剰警備として社会的に大きな反響を呼んだ。この日たまたま現場でこの光景を目撃した刑法・刑事訴訟法学者の井上法学部長は警察権力の行き過ぎを批判して、当日の新聞に「これは…弾圧である。警察の一方的な予断で検査されるとしたら、それは戦前の治安警察・予防警察そのものではないか」とのコメントを寄せるとともに、同月24日、福岡法務局に対して博多駅における警察の警備につき人権侵犯事件の申し立てを行った（『朝日新聞』1968年1月16日付夕刊、同1月24日付夕刊）。井上はその後も「九州大学はなぜ門を開いたか—警察の過剰警備に抗議する」（『中央公論』1968年3月号）を公表するなど警察批判の論陣を張り続けたが、翌1969年1月のTBSテレビ番組「マスコミQ」における「私の敵は警察だ」という発言及び『サンデー毎日』同年2月2日号に掲載された同趣旨の発言が、国立大学教授にあるまじき言動として自民党議員によって国会で厳しい追及を受けることになり政治問題化したのである（『九州大学七十五年史』史料編下巻、pp.365-368）。これについて詳しくは後述する。

米軍機ファントム墜落から学園紛争へ

1968（昭和43）年6月2日午後10時45分頃、米軍板付基地から飛び立ったファントム偵察機が、エンジン故障のため九大構内で建設中の大型計算機センター5階付近に墜落し炎上した。現場付近には放射性物質を扱うコバルト60照射実験室があり、墜落先がそこでなかったことは不幸中の幸いともいえた。板付基地周辺では従来から米軍機の墜落事故や騒音被害に悩まされ、さらに、当時はベトナム戦争の激化という情勢の下で、沖縄の嘉手納基地から板付基地に十数機のファントム機が移駐し、頻繁に発着を繰り返していた。このため周辺住民や九州大学関係者はただでさえ基地に対する不安や不満を高めていたが、その矢先の墜落事故に学生、教職員、住民

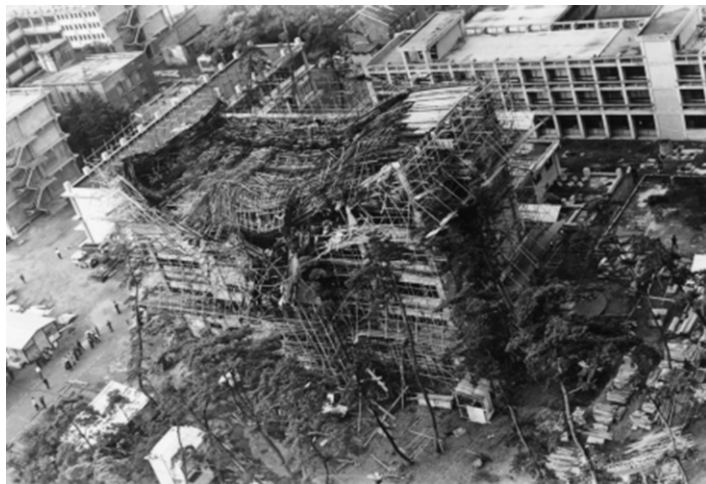


図1-17 米軍機が墜落した大型計算機センター（1968年6月）

の怒りは爆発し、大学、地域をあげての基地撤去要求運動が一気に盛り上がることになった（『朝日新聞』1968年6月3日付朝刊、同夕刊）。

一方、この日を境にこの事件への対応策を巡る意見対立に端を発し、学内では様々な難題が次々と浮上してきた。①墜落機体の引き降ろし・引き渡し問題、②井上総長事務取扱不発令問題、③基地撤去運動の方針を巡る問題、④政府による大学管理立法への対応問題、⑤学長選挙規則改正問題、⑥大型計算機センター再建問題、⑦学生による大学施設封鎖への対応問題（封鎖解除のための機動隊導入問題）、等々の課題がそれである。法学部ではこれらに加えて、⑧助手制度問題（助手採用基準を巡る教授会と大学院生自治会との対立）および⑨法学部長選挙規則改正問題等も大きな課題となった。これら全てが紛争の火種となり、九州大学は以後約2年近くにわたって吹き荒れた学園紛争の嵐の中に突入し、容易にその解決の糸口を掴めないまま、混迷を深めていった。この間、法学部でもこれらの課題への対応に追われる日々が続いた。法学部教授会は墜落事故当日の開催以後、機動隊導入によって紛争がひとまず沈静化する1969年10月末までに90回、なんと1月当たり約5.3回という驚異的な頻度で開催されている（ちなみにその前年1967年度1年間の1か月平均開催

回数は1.8回)。以下、九大紛争全体に関する詳細な叙述は『九州大学百年史』通史編IIに譲り、ここでは主として法学部との関連において特に注目すべき事項に焦点を当てて、紛争の経緯を振り返ってみたい。

機体引き降ろしと大型計算機センター再建問題

墜落事故翌日に開かれた評議会は、板付基地の即時撤去を関係当局に要求することを全員一致で決定した。さらに、6月7日には墜落機体を早急に撤収したいという米軍側の意向に対し、基地撤去までの安全保障の確約を得られない限り機体を引き渡さないという方針を決定した。水野総長以下大学当局はこの要求を実現するため在日米軍、米大使館、佐藤首相、三木外相等との交渉に奔走したが、結局日米安保条約の壁の前に基地撤去はおろか撤去までの間の基地使用の大幅制限を認める回答さえ引き出すことは出来なかった。一方、学内では工事の中断した大型計算機センター再建のため、また機体放置による危険除去のため、早急に機体を引き降ろすべきだという意見が計算機委員会関係者を中心に強く主張されるようになった。これを受け、7月2日の評議会は大学が自主的に機体を引き降ろし、引き渡しについ



図1-18 板付基地撤去を求めるデモの先頭に立つ井上法学部長（右端）（1968年6月）

ては全学の同意を得るまでは協力しないという方針を決定した。この方針に対し、九大教職員組合、学友会、大学院生協議会、九大生協労組からなるいわゆる民青系の四者共闘は条件付きで賛成の態度を表明した。これに対し、医学部自治会、反戦青年委員会等、いわゆる反民青系の学内活動組織は、引き降ろしは引き渡しにつながる、また、基地撤去を棚上げして計算機センター建設を急ぐのは本末転倒だとして、引き降ろし実力阻止の方針を打ち出した。

他方、この問題について文部省は、早急に機体引き降ろしを行わない限り計算機センターの再建を保証しないという態度を示し、米軍側は引き渡しを前提とした引き降ろしでない限り、事故の損害賠償や引き降ろし費用の負担に応じないという構えを見せていた。7月31日、大学当局の依頼を受けた建設業者銭高組が現場で引き降ろしの準備作業を開始したが、反帝学評の学生らの実力阻止に逢い作業中止を余儀なくされ、8月2日には引き降ろし反対派学生によって、作業予定地付近に丸太を組み合わせたバリケードが構築されるに至った。その後、学内では自主引き降ろしに向けた教官団による反対派学生への説得活動が続けられたが、効果を上げることはできず、大学当局は教官自身の手でバリケードを撤去する方針を固め、8月23日にその作業を開始することを決定した。四者共闘もこれに協力するため、同日約2000人を動員して集会を開くことを決定した。ところが、23日当日引き降ろし機体用保管庫建設作業中に、バリケード内から現れた約100人の反帝学評系学生が現場に座り込んでいた教官団の隊列にスクラムを組んで突入し、同じく約30名の革マル派の学生が角材で座り込みの学生・教職員に襲いかかる等の暴力を振るい、ために工事は中断し20名以上が重軽傷を負うという流血事件が発生した。教官に対して角材が振るわれたこの流血の惨事に大学当局は大きな衝撃を受け、当日以降に予定されていた作業はすべて中止されることになった。

その後、夏休みをはさんで大学当局は、広く一般学生の理解、協力を求めた上で機体引き降ろしを行うという方針を前面に打ち出し、教養部学生自治会主催の討論集会への総長出席、学友会や学生自治会との話し合い、総長自ら大学の窮状と今後の方針につき説明するための全学集会の実施等、全学的な学生の意思集約に向けた方策を模索した。しかし、いずれもこの間の大学の一貫性を欠く方針に対する学生からの不信感、引き降ろし阻止派の影響力の増大、四者共闘と反民青系活動組織の

間の暴力衝突を伴うまでの対立の激化、等の阻害要因が複雑に絡み合っただけで成果を上げることは出来ず、全学集会にいたっては開催の目処もたたなかった。こうして、手詰まり状態に陥った大学当局は、12月23日から教官の手によって引き降ろし作業を開始することを決定したが、またしても反対派学生の執拗な作業妨害に逢い、結局作業に着手することは出来なかった。

ところが、年明け早々の1月5日未明、何者かの手によって機体が地上に引き降ろされるという事件が発生して状況は一変した。5日午前2時頃、20人ほどの男が大学構内に侵入し、ワイヤロープとブルドーザーで一気に機体を引き降ろした後、貝塚方面へトラックで走り去ったのである。後日、この引き降ろし作業に当たったのが福岡市の土建業者梅熊組であることが判明したが、誰が指示したかについては、事件の数年後になって当時の井上法学部長や清水工学部長等が関与を仄めかす証言を残しているほかには手がかりがなく、また大学当局は一貫して関与を否定しているため、引き降ろしの真相はいまだに全く不明のままである。ちなみに、当時九大は新年度予算で計算機のレンタル料を確保するための予算復活折衝（1月6日開始）を目前に控えていた。事件の発生日が5日であったのはこのこととの関連抜きには考えられないだろう。事件直後に水野総長は辞意を表明し、原俊之教育学部長が総長事務取扱の任に就いたが、事件に対する反対派学生の反発は激しく、学内情勢はますます混迷を深めていくことになった。以下、紙幅の関係上、その後の紛争過程を通じて法学部教授会を特に苦慮させた井上総長事務取扱不発令問題、機動隊導入問題、助手制度問題に絞って言及する。

井上総長事務取扱不発令問題

1969（昭和44）年3月11日、評議会は一身上の都合で辞任した原総長事務取扱の後任に井上正治法学部長を選出し、その任期は次期総長選挙実施の目処が立つまでとされた。ところが文部省はこの人事に関する上申を受理せず、井上総長事務取扱の辞令を交付しないばかりか、3月18日、九大に対して、井上教授のこの年1月のTBSテレビ「マスコミQ」における発言に関して、発言の真意およびこれに対する大学当局の見解等につき調査の上文書で回答すべき旨求めてきたのである。これに対し3月25日評議会は、発令遅延は思想調査による政府の大学人事への介入だとし

て、「教授個人の学問思想の自由に関連する事項についての調査照会」は遺憾であり、照会には応じ得ないと回答する旨決定した。この事件は当時大学の自治に関する問題として国会でも取り上げられた（『九州大学七十五年史』史料編下巻、pp.368-380）。結局発令は行われなかったため、大学当局は3月27日に予定されていた卒業証書授与式を取り止め、総長事務取扱井上正治名義で用意した卒業証書を後日追送することとし、当日は恒例の卒業生送別会のみが行われた。その席上総長事務取扱代理として挨拶に立った井上教授は、文部省の大学人事介入を激しく非難した。

その後も不発令という事態が続いたため、法学部教授団は3月29日「学長事務取扱」問題について事態の重大性を訴える」を公表し、文部省による井上発言の調査が学問の自由、思想表現の自由の侵害につながる不当な行為であると訴えた（『九州大学七十五年史』史料編下巻、p.381）。この間、評議会内では不発令問題の長期化による混乱を避けるため総長選挙の早期実施を求める動きが次第に台頭してきたが、法学部教授会は5月6日に「学長事務取扱」問題について重ねて訴える」という文書を公表するなど、一貫して不発令問題徹底追及の態度をとり続けた。この文書は文部省による総長事務取扱発令の遅延および井上教授の言動に対する調査が大学の自治に対するいかに重大な侵害行為であるかを強調した上で、総長選挙の早期実施と発令遅延問題という九州大学の直面する2つの課題にいかに対応すべきかにつき述べたものであるが、その結論は以下の如くであった。①発令の促進を希望するあまり、発令を自己目的化することに反対する。②学長選挙を早急に行うべきであると考え、発令問題の学長選挙への解消論に対して大きな疑問をもつ。③九州大学として正式に文部省に対し発令遅延の抗議をなし、文部大臣の責任を追及すべきである（『九州大学七十五年史』史料編下巻、pp.393-397）。

しかし、ついに発令は行われなかった。卒業証書はやむなく原俊之総長事務取扱名義で作成し直され、5月31日の部局長会議においてその卒業生への発送は各学部長の責任において行うことが決定されたが、法学部は政府の大学人事介入への抵抗の意思を示すために原総長事務取扱名義の証書をすぐには発送せず、当分の間法学部で預かることとし、卒業生に対しこのことにつき理解を求める文書を郵送した（1969年6月4日法学部教授会）。これに対し100人以上の卒業生から法学部の態度を支持する旨の返事が届き、発送を求めた者は1人もいなかった。

一方、この年全国規模に拡大した大学紛争に対処するため政府・自民党は、この間文部大臣に紛争大学の閉校・廃校権を認めることを主内容とする「大学の運営に関する臨時措置法案」を立法化する動きを見せていた。この動きが伝わると、全国の大学でこれに対する激しい反対運動が盛り上がり、九州大学でも医学部自治会を皮切りに法・農・薬3学部を除く7学部と教養部で次々と大学立法阻止を唱える無期限ストに突入した。こうした中、5月20日評議会で井上総長事務取扱が次期総長選挙の基本方針が固まったこと等を理由に辞意を表明した。翌21日の評議会では、法学部は辞任に強く反対し、経済学部、文学部、医学部もこれに同調したが、賛成する学部が大勢を占めて辞任が承認され、後任に問田直幹^{といだなおき}医学部長が選出された。九州大学は翌22日「大学法案に反対する全学教官集会」を開催し、大学法案問題、井上総長事務取扱不発令問題に関して、全学教官集会名義で抗議文を採択したが、この集会では大学立法に反対しながら、一方で井上総長事務取扱の辞任を認めたのはスジが通らないという意見も出されていた。6月3日には医学部自治会が医学部教授会との大衆団交の場で、「井上の辞任を認める一方で問田の事務取扱就任を認めることは大学治安立法を実質的に認めることになる」として問田医学部長等を厳しく追及し、自己批判と5月21日評議会決定の白紙撤回を迫り、ついに問田学部長に「自己批判して総長事務取扱の辞令を即時返上する」等を内容とする確認書に署名させるに至った。その後、井上の辞任を認めた評議会決定の見直しを求める声は全学に広がり、多くの学部で学生自治会の追及を受けた教授会が評議会決定の誤りにつき自己批判を表明する動きが続いた。この間、法学部は6月11日の教授会で井上学部長の学部長辞任と竹原、原島両教授の評議員辞任を承認するとともに、5月20日、21日評議会決定の根本的再検討を評議会に要請することを決定した。学部長の任期は6月末までであったが、文部省への抗議の意思表示のための任期途中辞任であった。法学部長の後任は吉田道也学部長事務取扱が務めることになった。

6月24日、問田辞任が正式に決定し、総長事務取扱臨時代行に北川理学部長が選出されたが、次期総長選挙実施の目処は立たず、8月3日には「大学の運営に関する臨時措置法案」が大学関係者を含む国民多数の反対を押し切って、参議院本会議で強行採決の結果可決成立し、これに反発する反民青系学生による学内施設封鎖等の動きもさらに活発化した。こうして、学内情勢はますます混迷を深めていくこと

になった。井上前法学部長は大学立法の成立に抗議して辞職の意向を表明し（1969年8月6日法学部教授会）、慰留を受けてすぐには実現しなかったが、翌1970年3月正式に九大教授を辞職した。

機動隊導入問題

1969年9月上旬には、封鎖中の建物が大学本部をはじめ学内12箇所へのぼり、大学機能は麻痺状態に陥っていた。このため、機動隊導入による解決策を取らない限り、1969年度内の大型計算機センター完成という文部省の求める条件を満たして計算機センターを建設することは不可能だとして、評議会ではセンター建設契約の破棄に向けた検討が始められようとしていた。こうしたなか、9月9日評議会において、列席していた乾庶務課長が「契約の破棄は国費による膨大な損害賠償を伴うため事実上不可能であり、この際機動隊を導入してでも計算機センターを建設するしかない」との発言を行い、これを機に学内では機動隊導入による紛争解決の方針が急浮上することとなった。こうして9月下旬には評議会の大勢が計算機センター再建論に傾いたが、再建優先論は自主解決を放棄した機動隊導入につながるとする法学部、経済学部等一部学部の強硬な反対のために、最終的な結論を出せないでいた。しかし、10月11日、入江英雄評議会臨時議長の強力なイニシアティブのもと、ついに評議会は一部の反対を押し切って10月14日に機動隊を導入することを決定した。

14日早朝、学内に入った機動隊によって箱崎地区、医学部地区、教養部すべての建物の封鎖が解除され、学内に立て籠もる学生は排除もしくは逮捕された。また、機動隊とともに学内に入った約30人の作業員によって、墜落機体も米軍板付基地へと運び去られた。こうして紛争は一気に沈静化へと向かうことになった。

同日午後開催された法学部教授会は、「事態収拾に対する基本姿勢について」という議題を用意していたが、当日の議事録はこの議題について「基本方針を貫徹しえなかったことに対する敗北感や機体処理に対する無為無策から来る無力感の結果、とても討議する状況にはないので、その検討は近い将来に行うこととした」と書き記している。最後まで学生との話し合いによる自主解決を模索し続けた法学部教官たちの無念さを伝えて余りあるといえよう。ちなみに、その後総長に就任した入江は総長退任直後の回顧談の中で当時の法学部教官の態度に言及し、「機動隊導入の時

に反対して私を怒らせた人達」と評している（『九州地区国立大学紛争の体験記録——教官側の発言』（非売品）、国民文化研究会、1971年、p.17）。ここからも当時の法学部の学内における孤軍奮闘振りが如実に伝わってくる。

助手制度問題

上述の全学的課題と並んで紛争期の法学部教授会を悩ませたもう一つの難題が助手制度問題であった。法学部助手の採用基準、任期等については、1950年代半ば頃から原則として指導教官の推薦を得た修士課程修了者を優先的に採用し、任期は2か年とするという慣行が定着しつつあったが、任期延長の要件や博士課程在学者の採用条件等を含めた明確なルールが定められていた訳ではなく、どのような採用を行うかは実際にはその都度教授会による柔軟な運用に委ねられていた。その後次第に学部卒業生や任期延長の扱い等の関係で運用基準をより明確化する必要性が認識されるようになり、1960（昭和35）年には「助手の選考については修士課程修了者を優先的に考慮し、その任期は原則として2か年とし、博士課程修了者の任期は原則として1か年とすること」が教授会で「再確認」されている（同年3月16日法学部教授会）。このような方針に基づいて、例えば1961年度の助手（採用枠8名）については、まず新規採用希望者6名の中から修士課程修了者2名、博士課程退学者2名を選考し、前者を任期2年、後者を任期1年で採用し、つぎに、任期延長希望者4名につき審議し、いずれも延長を認めている（1961年3月15日法学部教授会）。ちなみに、当時の研究者志望の大学院生の標準的なキャリアスタイルの1つが、①修士課程修了後助手（任期2年）となり、任期終了後博士課程に進学する、もしくは②博士課程中途退学後助手（任期1年）となり、任期終了後博士課程に編入学する（あるいは研究生になる）というものであった。もちろん、その一方には助手採用の機会に恵まれないままの多くの博士課程院生の存在があり、大学院生自治会が教授会に対して助手並みの待遇改善等を要望することも珍しくなかった（1962年1月24日法学研究科委員会）。

ところで、教授会内には以上のような助手採用慣行について、優秀な人材を確保するためには学部卒業生まで採用対象を広げるべきで、修士課程修了以上の者に限定する現行基準は見直すべきだという疑問の声も従来から根強く存在していた。こ

うした声に応え1964年度には助手制度の抜本的な検討のための委員会が設置され（1964年6月17日法学部教授会）、以下のような報告がまとめられるに至った。(1) 採用の対象 ①修士修了見込者採用を原則とする、②例外的に学部卒業者の採用も認める、③博士課程修了者および在学中の者は対象としない。(2) 任期は3年とする。(3) 任期の更新は認めない。(4) 指導教官との関係は従来通りとする。(5) 講座との関係は従来通りとする。(6) 経過措置として、現在博士課程在学中の者から採用した場合は任期を2年とし、同課程修了見込者から採用した場合は任期を1年とする。ただし、本年に限る。

教授会はこの委員会案を了承し、1965年度助手募集を上記の方式で実施することとした（1965年2月10日法学部教授会）。助手制度の運用は大きく変更されることになったわけである。1965年度は修士課程修了者から任期3年助手4名、博士課程在学者から任期2年助手2名、同課程修了見込者から任期1年助手1名が採用されたが、翌1966年度の助手採用者は1名にとどまった。以後、採用人数は1967年度1名、1968年度4名（いずれも3年任期）という推移をたどり、結局、1969年度以降任期3年助手の採用実績は途絶えた。

他方、教授会による採用基準変更によって結果的に助手採用のチャンスを狭められる形になった大学院生側の教授会に対する疑問や反発は徐々に高まっていった。1967年度末には法学部助手会から教授会に対して「助手制度の若干の疑義についての質問書」が寄せられ、助手定員に余裕がある場合は助手任期の延長を認めるべきこと、助手任期終了者の博士課程受験資格を認めるべきこと等が要望されている。教授会でも助手定員が充足できない事態が続いたことなどから、現行の助手制度には問題があるとの意見が強まり、新たに委員会を設置して問題点を検討することとなった（1968年3月21日法学部教授会）。委員会は、①助手を研究助手と研究補助員に区分する、②研究助手を採用して、なお空席ある場合は研究補助員を採用できる、③いずれの助手共に出願には講座担任教授の推薦が必要、④研究補助員の任期は1年厳守、等を骨子とする報告をまとめたが（1968年4月10日法学部教授会）、院生側の不満は解消されず、問題解決には至らなかった。

その後も助手採用条件を巡る教授会と院生自治会側の対立、交渉が続き、両者の対立が最も激化した1968年度末には、自治会が定員の枠内で助手希望者全員を採用

することを求める彼らの要求に満足な回答が得られない場合は、大学院入試並びに助手採用試験をも放棄する態度を示し、教授会を慌てさせる一幕もあった（1969年3月8日法学部教授会）。結局、この問題はその後教授会が院生側の要求に一定程度譲歩して3年任期助手の採用を事実上断念し、①指導教官による事前承認制は廃止する、②助手の人選については助手、院生、教官による協議をコース別に行う、③助手の任期は1年とし再任を認めない、④出願資格は修士課程修了者で博士課程入試合格者とする、⑤助手と博士課程在学者との研究条件を等しくするよう努力する、等の方針を打ち出したことによって、ひとまず終息に向かうこととなり（1969年3月20日法学部教授会）、1969～1971年度にはそれぞれ5名、9名、14名のいずれも1年任期助手が採用されている。

第4節 教育・研究環境の整備充実

法学部の講座増設

文科系新館建設、貝塚キャンパス移転という施設面での整備充実に加えて、この期間には法学部の教育・研究環境に関して以下のような改善や変化も見られた。

法学部では、1954（昭和29）年の刑法・刑事訴訟法第二講座設置以来しばらく講座増設が途絶えていたが、1961年政治学史講座が設置され全18講座となった。本講座は1967年嶋崎教授が政治学講座の担当者となるまでの間、竹原教授が政治学講座と兼担することになった。その後も引き続き講座増設要求を続け、1962年度概算要求では社会法第二、1963年度概算要求では社会法第二および行政学の講座設置をそれぞれ要求したが、実現には至らなかった。なお、その際社会法第二講座の講座内容としては社会保障法と経済法の両者を含むものとするのが教授会で申し合わされている（1961年7月5日法学部教授会）。翌1964年度概算要求に際しては、1963年5月頃、講座増設が順調に進展しない状況を打開すべく濱田学部長が柳瀬良幹^{よしもと}東北大学法学部長と協議の結果、両学部が講座増設を効果的に推進するためには増設要求につき互いに連携した態勢をとることが望ましいとの結論に至り（1963年5月1日法学部教授会、同5月29日法学部教授会、東北大学百年史編集委員会編『東北大学百年史4部局史1』、2003年、p.460）、この方針に沿って以下のような将来にわたる増設計画を立案した。その具体的内容は、法学部の既存18講座（法理学、憲法、

行政法、民法第一、民法第二、民法第三、商法第一、商法第二、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、社会法、国際法、国際私法、法制史、政治学、政治学史、政治史・外交史）に12講座（国法学、行政法第二、行政学、商法第三、国際法第二、刑法第二、民事訴訟法第二、社会法第二、日本法制史、国際政治学、外交史、英米法）を加えて全30講座とするというものであり、1964年度はこの将来計画を前提に講座の増設を要求した。

上述の努力にもかかわらず、その後もすぐに講座増が認められることはなかった。そこで、1965年度概算要求に際しては、1966年度における学生急増対策を睨んで学生定員増を前面に打ち出し、1965年度増設分として①社会法第二、②行政学、③英米法、④日本法制史の4講座を、1966年度分として⑤国際政治学、⑥強制執行法・破産法、⑦国法学の3講座をこの優先順位で要求することを決定した（1964年6月8日法学部教授会）。この結果、1965年4月社会法第二講座（名称は経済法に変更）の増設が認められ、講座数は全部で19となった。その後、1966年度および1967年度概算要求ではいずれも行政学、日本法制史、国際政治学、英米法以下11講座の増設を要求したが、結局、本章の対象とする1971年までの間に増設が実現したのは1968年4月の行政学と日本法制史、1969年4月の国際政治学、および1970年4月の英米法の4講座（全23講座）までであり、その次の講座増設は1979年まで待たねばならなかった。なお、この間、1963年4月から刑法・刑事訴訟法第一、同第二がそれぞれ刑法講座、刑事訴訟法講座に、国際法・国際私法第一、同第二がそれぞれ国際法講座、国際私法講座に、また1967年4月には法制史が西洋法制史講座に名称変更されるという動きもあった。

なお、本章対象期間の法学部学生定員は、1966年度まで法学部発足時定員200名のまま変わらず、1967年度からその後の4講座新設に伴う分として40名増加して定員240名となり、以後臨時定員増30名で270名となる1986年度まで定員240名が維持された。

大学院の専攻改組

大学院法学研究科は1955（昭和30）年以来、公法学（政治を含む）、社会法学、私法学の3コースで構成されていたが、1964年頃「刑法」の帰属を公法から私法コー

スに移すべきだという意見が出されたのを契機に法学研究科委員会でコース改編について検討が行われることになった。その結果、1965年度から公法・政治学、社会法学、民刑事法学の3コースに改編されることになった（1964年12月16日法学研究科委員会）。さらにその後、1967年9月、研究科長より教授の人数が17名に増加充実したこと等を理由に、公法・政治学を公法学、政治学に分け、基礎法学を新設して5専攻に改組することが提案され、その可否につき至急検討することとなった。その結果、同年11月基礎法学、公法学、民刑事法学、社会法学、政治学の5専攻に改組すること、および各専攻の担当教官、授業科目、学生定員等の案が決定され、文部省への申請を行うことになった（1967年11月8日法学研究科委員会）。こうして1968年度から法学研究科は上記5専攻で構成されることとなり、この体制が1999（平成11）年度から始まる大学院重点化による専攻改組まで続いた。

なお、本章対象期間における大学院法学研究科の定員の推移は以下の通りである。1961（昭和36）年度から1965年度までは修士課程35名（公法学（含政治）12、社会法学8、私法学15）、博士課程18名（公法学（含政治）6、社会法学4、私法学8）であった。1966年度に修士課程が1名増の36名、博士課程が1名減の17名となり、1967年度は修士課程が前年度と同じで、博士課程は1名増の18名となった。5専攻に改組された1968年度は修士課程37名（基礎法学7、公法学6、民刑事法学14、社会法学4、政治学6）、博士課程19名（基礎法学4、公法学3、民刑事法学7、社会法学2、政治学3）となり、1969年度は修士課程が2名増の39名、博士課程は1968年度と同じである。1970年度は修士、博士課程ともに前年度と同じだが、1971年度は修士が8名増の47名、博士が1名増の20名となった。

学部カリキュラムの改革

本章対象期間を通じて法学部の履修カリキュラムに抜本的改変が加えられることはなかったが、「外国書講読」および「演習」の履修上の扱いにおいて注目すべき改善措置が施された。法学部では伝統的に外国書講読科目を重視し必修科目（6単位）としてきたが、クラスによって受講者数にバラツキがあり教育効果に疑問がある、授業担当の助教授に負担が集中する、等が徐々に問題となり、1963（昭和38）年頃にはこの科目を存置すべきかどうかを検討されるに至った。教授会ではこれにつき

検討の結果必修科目としての存続の必要を認め、①従来「外国書講読 6 単位」（必修）としていたのを「外国法律書講読 4 単位」もしくは「外国政治書講読 4 単位」（いずれか選択必修）に改める、②単位計算を従前の語学科目並みの計算から講義科目並み計算に改める、③ 1 クラスを40名編成とし担当者の範囲を教授まで広げる、等の改善を施すことを決定した（1963年 2 月20日法学部教授会）。この措置は学生の要望に応えるものとして、学生には非常に好意的に受け止められたようである（『九州大学新聞』第488号、1963年 2 月25日）。

1968年度末には従来 4 年生のみを対象としてきた「法律演習」（4 単位）に加えて、3 年生向けの演習開講について検討が行われ、①1969年度から 3 年生向けの「プロ・ゼミ」を選択科目として開設する、②外国書講読は選択科目に変更する、等の方針を決定した（1969年 3 月20日法学部教授会）。プロ・ゼミはその後「法律演習 B」と名称変更され、3 年生ゼミとして定着していった。これらの改善措置と並んで、1967 年頃からは前年に東京大学法学部が公表した「法学部 5 年制」案に刺激を受ける形で、大学大衆化に対応して法学部教育はいかにあるべきかという観点から、カリキュラムの抜本的改革に向けた本格的検討作業が開始され、卒業生、在学生を対象とした大規模アンケート調査等も実施された（1967年12月13日法学部教授会、1971年12月22日法学部教授会）。その成果を踏まえたカリキュラム改革の実施については、次章以下を参照されたい。

図書研究予算の増大と蔵書の充実

九州大学歳出決算額統計によれば、国立学校人件費は1960（昭和35）年の約10億1500万円から1971年の約52億7200万円に、物件費は同じく約 5 億8900万円から27億8700万円にいずれも約 5 倍増を遂げている（『九州大学七十五年史』別巻 pp. 640-642）。

これにともなって法学部教官に配分される図書研究費もこの期間に大幅な増加を見せ、1961年には教授 1 人当たり13万円、同じく助教授 8 万円だったのが、1971年には教授36万円、助教授26万円といずれも約 3 倍に増加している。また、1961年度から1971年度までの法学部図書の年間総受入件数（和書＋洋書）の推移を見てみると2930件、3105件、3343件、5535件、4310件、5027件、6198件、4928件、4313件、

8912件、4918件というように、必ずしも一直線の右肩上がりというわけではないものの顕著な増加傾向を示している。さらに、年間図書購入価格総額も1961年度の約550万円から1971年度の1560万円へと同じく大幅増を示している。物価変動等の要素を捨象した単純な比較は慎まねばならないが、少なくとも高度経済成長期の10年余りの間の好景気の勢いが法学部の蔵書充実にも少なからぬ恩恵を及ぼしている様子を見て取ることは出来よう。

菊池文庫、国際文庫、高田文庫、菊池基金の創設

本章対象期間には、退職した名誉教授等に由来する3件の文庫および1件の学術交流基金が新設された。以下、成立年次順に紹介する。1964（昭和39）年5月、菊池名誉教授の蔵書を法学部として買い上げることが決定された（1964年5月21日法学部教授会）。本蔵書は労働法、社会法、法哲学等に関する図書資料からなるもので、主として1970年から1972年にかけて受け入れられ、その後1976年に菊池教授の御遺族から寄贈された500冊とあわせて全2021冊が「菊池文庫」の名で保管されている。つぎに、「国際文庫」は旧九州国際文化協会から寄贈された第2次大戦時における極東地域の政治・外交・文化にまたがる資料群である。全703冊からなり1970年に受け入れられた。「高田文庫」は高田源清^{げんせい}名誉教授の寄贈にかかるもので、アジア関係の政治や商法に関する資料378冊からなる。1971年から1982年にかけて受け入れられた。以上の3文庫はいずれも目録が発行され閲覧に供されている。最後に、1970年1月、菊池名誉教授から法学部に学術交流を用途とする100万円の寄付の申し出があった。法学部ではこれを喜んで受贈するとともに菊池勇夫学術交流基金として活用することとした（1970年1月21日法学部教授会、1971年1月27日同教授会）。なお、本基金による第1回目の学術集会在1971年11月26日横田喜三郎（元最高裁長官）を講師に招き、九州一円の大学教官、官公庁、裁判所関係者を対象として開催されている（1971年10月20日法学部教授会）。

第5節 卒業生等

九大初の文系新制博士（法学博士）誕生

1962（昭和37）年3月、大学院法学研究科博士課程で社会法（労働法）を専攻す

る菊谷達弥が「フランス法における争議行為と労働契約」という論文で法学博士の学位を取得した。これは九大の新制大学院としては初めての法学博士であるばかりでなく、九大の文系大学院全体を見渡しても初めての新制博士であったため、当時新聞にも大きく取り上げられ話題になった（『朝日新聞』1962年3月28日付朝刊西部本社版）。なお、菊谷はその後法学部助手、同研究生を経た後、熊本商科大学、鹿児島大学等において労働法の教育、研究に従事し、鹿児島大学では大学院法学研究科長を務めるなどの功績を残している。ちなみに、この新聞記事には彼の指導教官である菊池勇夫教授が「これからは菊谷君に続いて新制博士も次第にふえるだろう」というコメントを寄せているが、新制法学博士（課程博士）の第2号（毛利敏彦「明治維新政治史序説」）が誕生したのは、この7年後1969年3月のことであった（1969年3月27日法学研究科委員会）。

自衛官大学院入学問題

1967（昭和42）年頃から、それまで批判を被りつつもことさら大きな問題とされることなく行われていた現役自衛官の国公立大学大学院への入学が、学生運動、反戦運動等によって強い批判にさらされ、自衛官の大学院入学拒否運動が全国の大学で盛り上がるようになった。学生たちが入学拒否の主たる理由として挙げたのは、自衛官の入学は大学の軍事研究への協力につながるという点であったが、当時のベトナム反戦運動の高揚や学園紛争の激化等にも支えられて、入学拒否運動は全国の大学に広がったのである。九州大学でも自衛官の入学を認めるべきか否かについて部局ごとの検討が行われることになった。これにつき法学研究科は1968年10月、「自衛隊については違憲の疑いがあり、研究者のなかにも批判的なものがあまりに多い現状から、本学の研究の秩序を維持する上から、自衛官の入学を認めることは妥当ではない」という結論を下した（1968年10月9日法学研究科委員会）。

各界で活躍する卒業生

最後に、この期間の卒業生たちの各界における活躍振りの一端を紹介しておきたい（ただし九大法学部教員を除く。括弧内は卒業年次）。まず、法曹界には馬奈木昭雄（1966）、草野芳郎（1969）、櫻井龍子（1969）、池永満（1970）等がいる。馬奈木



図1-19 桜井龍子最高裁判事を訪問した南野ゼミ（憲法）（2011年8月）
中央桜井判事、左端に立つのは南野森教授（当時准教授）。

は諫早湾干拓事業の水門開門を求める訴訟の弁護団長として知られる弁護士である。草野は和解実務のエキスパート判事として知られる。櫻井は労働省女性局長を務めた後、九州大学経営協議会委員、法学部客員教授等を経て最高裁判事に就任した。池永は「NPO法人患者の権利オンブズマン」の初代理事長として活躍したこと等で知られる弁護士で、福岡県弁護士会会長も務めた。

政治家・公務員には衆議院事務総長を務めた谷福丸（1963）、全国最年少で福岡市議に当選した後、衆議院議員、福岡市長を歴任した山崎広太郎（1965）、福岡市副市長から福岡市博物館長に転じ、法学部同窓会長も務めた西憲一郎（1966）等がいる。

民間企業では、日本通運会長で法学部東京同窓会長を務めた岡部正彦（1961）、西日本鉄道代表取締役会長の長尾垂夫（1966）、西日本鉄道専務を務め現在法学部同窓会長の陶山秀昭（1967）、NTTドコモ九州サービス社長を務めた西本寛治（1971）等がいる。

最後に、教育・研究分野には国際法学者で法政大学法学部長、福岡女学院大学学

長を歴任した古川照美(1963)、刑事訴訟法学者で神戸大学名誉教授の三井誠(1964)、福岡大学教授で環境法の浅野直人(1966)、同じく福岡大学教授で労働法の林弘子(1966)、東北大、福岡大等の教授を歴任した民事訴訟法の河野正憲(1967)、大東文化大学教授でフランス政治史の瓜生洋一(1969)等がいる。

第5章 大学の大衆化と改革への模索(1972～1990年)

第1節 学園紛争からの復旧と講座増設(1972～1980年)

学生運動のその後

この時期ははまだ学生運動の残り火が燻り続ける時期でもあった。特に1972(昭和47)年にはたびたび学生の処分が教授会の議題に上ることがあった。しかしながらおおむねそれらは時と共に沈静化し、大学は本格的に大学紛争からの復興へと動いてゆくこととなる。

大学紛争そのものではないが、この時期にはいわゆる筑波大学移転反対闘争に関連した動きも見られた。1973年2月9日の筑波大学法案の閣議決定を受け、2月28日の教授会においては同法案に対する声明について議論が行われ、6月6日の教授会では筑波大学法案反対九大教官連合において同法案に対する反対の請願を衆参両院に提出することとなったので、賛同の教官は署名してもらいたい旨の要請があった。同20日の教授会においては最終的に反対の請願につき404名の教員の署名を得て衆院に提出されたことが報告されている。以上の動向は反対闘争の最終段階の一場面であったが、9月25日に法案は可決成立し、10月1日に筑波大学は開学することとなった。

キャンパス移転問題

大学の復旧に関連して、今後の九州大学のキャンパスをどのようにしてゆくかという問題がこの時期浮上した。1972(昭和47)年4月1日のアメリカ空軍板付基地の返還を見越して当時の池田數好学長が提案した春日原キャンパス移転構想については、評議会の決定を受けて各学部意見が求められ、法学部でも5月24日の教授会において、移転のためのさらに実質的な理由づけの必要性や九州大学独自の移転構想の重要性等について様々な議論が行われた後、移転への同意が決定された。そ



図1-20 法学部事務室風景（1972年8月）

の後6月6日の評議会で移転希望の正式な決議を受けて移転へ向けた作業が続けられたが、地元の反対運動や他の跡地利用計画との競合もあって最終的に1973年5月29日の評議会で春日原への全面移転が断念されたため、移転は実現しなかった。

一方で1972年には貝塚地区文科系本館の増築が完成、この時に増築されたのは2012（平成24）年現在法学研究院長室や大会議室、第三会議室、各教員の研究室などが置かれ法学部の中核となっている部分であり、この時点で文系キャンパスの基本がほぼ仕上がる形となった。ここを中心に活動を継続するのかそれとも移転を行うのか、他学部との兼ね合いもありキャンパス移転は非常に悩ましい問題であった。さらに後年1978（昭和53）年6月28日の教授会では、学長より文系4学部の生の松原移転問題に関する法学部の方針決定について諮られたのを受けて現地視察を行った上で決定することが議論されているが、この移転計画も最終的に実現するには至らなかった。

法文学部50周年と同窓会

1974（昭和49）年は1924（大正13）年の九州帝国大学法文学部の設置から数えて50年の節目の年になることから、その祝賀行事についての検討が重ねられた。すで

に1973（昭和48）年7月18日の教授会において、法文学部創設50周年記念事業を行うことについて林迪廣^{みちひろ}学部長からの提案があり、記念事業の計画が始動している。1974年2月20日の教授会では記念事業として法文学部小史を付した卒業生名簿の刊行、記念論文集の刊行、名誉教授を招いての教職員との懇親会などの具体案が議論された。また1975年4月30日の教授会では、記念論文集の発刊、記念式典および祝賀会の挙行に加え、他学部との合同での記念式典の開催の是非や同窓会の設置について議論が行われた。

そして1975年10月4日、西鉄グランドホテルにおいて九州大学法文学部創設50周年、および法学部独立25周年記念式典が挙行された。さらに引き続いてこれを機会として法学部同窓会および経済学部同窓会が設立された。翌1976年からは『九州大学法学部同窓会報』が刊行され、同窓会本体や法学部の動静、会員による記事等を掲載する機関誌として年1回会員のもとに届けられることとなった。法文学部および法学部の卒業生については『卒業生名簿（昭和49年）』が九州大学法学部卒業生名簿刊行会より刊行されていたが、同窓会より改めて『九大法学部同窓会会員名簿』を1977年に刊行、以後5年ごとに新しい名簿が刊行され、2002（平成14）年版まで冊子体の名簿として刊行された。それ以後は個人情報保護の観点から冊子体としての刊行は行われていない。

同窓会については後に各地の支部も活動を開始するようになる。法学部同窓会に先駆けて1968（昭和43）年に活動を開始していた中部筑紫会は後に東海九大会と名称を変更して中部地区を中心に活動を続けており、また1979年には広島地区九大法・経同窓会が活動を開始、1981年3月12日には同窓会関西支部が、1982年11月26日には東京支部が活動を開始するに至った。1993（平成5）年に設立された同窓会熊本支部と合わせ、現在に至るまで卒業生の交流の場としてそれぞれ活発な活動を続けている。

なお九州大学法学部創立五十周年記念論文集については、その刊行計画が種々の理由から大幅に遅延し、最終的には『法政研究』第46号第2～4号合併号として1980（昭和55）年に至りようやく刊行されることとなった。

助手制度の革新

1972（昭和47）年度末頃から助手制度を巡る議論が再び盛んとなった。助手制度はこの時期いわゆる「助手闘争」を経て、任期1年の助手を博士課程在学者の全員に平等に実現することによって研究条件を均等にしようとする理念のもとに運用されるに至っていたが、1973年度前後から助手の空白ポストが過渡的ではあったものの一定数生じ、その状況を受けて大学院自治会が、現任の助手の中から希望者を2年目の助手として補充することを要求し、議論となった。教授会は助手制度のあり方についての検討を継続しつつ、1973年度の臨時的例外措置として、過去助手であった時の研究業績および今後1年間の研究計画書を提出させ、審査の上で適格者を任用し、1年後に研究業績を提出することを条件に2年目の助手を数名採用するに至った。

当時は修士課程を修了し、博士課程に合格・進学すれば全員が任期1年の助手となれるように制度が運用されるに至ったため、博士後期課程進学と同時に任期1年の助手を務め、その後博士課程に「再入学」するが多かったようである。ただそれ以前から助手制度を巡っては相当に流動的な状況にあり、いつの段階で助手を務めたかについては様々な場合が存在し、博士後期課程の修了年限との兼ね合いから博士課程への「再入学」が認められない場合が生じるなど、大学院生としての研究の継続につき様々な問題が噴出し、大学院自治会との間で別途議論が生ずることにもなったのである。

新たな制度設計を模索しつつ大学院自治会との協議が重ねられた結果、博士課程3年次で、かつ中間論文を提出し合格した者に任期1年の助手を保証するという制度を基本とし、ただそれを即座に実行したのでは条件に該当する者がいなくなってしまうので、これに経過措置を加えつつ最終的にその基本に統合してゆくという方針が教授会において固められた。1974年度はこのもとに任期1年の助手、2年目の助手がそれぞれ採用された。1975年度についても基本的にこの方針が踏襲され、採用が行われた。

そして1975年度末、大学院自治会との交渉を経て「2年上乘せ案」が採られるに至った。すなわち博士課程終了後または単位取得退学後に助手2年を上乘せし、採用にあたっては中間論文を中心としつつその他の業績も併せてこれを審査し決定す

ること、また博士後期課程在学年限6年を限度としこの年限内での任用をすること、という条件で決着を見ることとなったのである。

研究環境の整備

1972（昭和47）年7月5日の教授会では、従来教官の談話室および雑誌の閲覧室として機能し学生の利用が制限されていた教官閲覧室について、その利用を助手や大学院生にも広げることが議論された。その結果、教官については雑誌類の1週間の貸出を認め、助手や大学院生には貸出は認めないものの、教官閲覧室への入室を許可し、必要に応じて複写もできるように取り計らわれた。同26日の教授会では教官雑誌閲覧室閲覧規則案、助手・大学院法学研究科学生の教官閲覧室利用細則案がそれぞれ議論されている。同日の教授会では判例閲覧室の開設についても討議が行われている。

1977年10月19日の教授会においては学部学生の図書閲覧について議論が行われ、拡大図書委員会で検討を行うことが決定された。同委員会の報告は1979年8月29日の教授会において行われ、学部学生の図書閲覧は教育上の観点からこれを認めるべきものとしつつも、学生の閲覧業務に当たる人員および施設などの現状からかなり制限された方法を採用せざるを得ないものとした。

具体的には指定図書閲覧方式とし、学期初めに各ゼミナール担当教員が指定した図書を閲覧室内に配架し、法学部ゼミナール受講学生であらかじめ閲覧室において登録手続きを行った学生につき、その閲覧を認め（貸出は不可）、和雑誌および和書判例集に限り閲覧請求用紙に記入の上、係員を経て書庫より出納し、室内で閲覧できるという形での閲覧方式案が示されるに至った。またそのために現教官閲覧室を新着雑誌閲覧室と学部学生用指定図書閲覧室に区切るという案も示された。ただやはり技術的な問題も相当多く、この案についてはさらに検討を重ねるということが決議された。

図書資料の充実

この時期は法学部における図書の充実が精力的に行われた。1972（昭和47）年12月6日の教授会では信夫清三郎・名古屋大学名誉教授の蔵書（6612冊）の受け入れ

が決定されている。信夫清三郎名誉教授は1934年九州帝国大学法文学部政治学専攻を卒業、戦後長く名古屋大学において教鞭をとったが、九州大学法学部においても集中講義の形で国際政治学や日本政治史を講じ、また1952年には『大正政治史』により九州大学から法学博士の学位を受けている。こうした母校との縁もあって、名古屋大学を定年退官するにあたって、その蔵書が九州大学法学部へと寄贈されたものである。現在『信夫清三郎文庫図書目録』Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（九州大学法学部）が刊行されている。

1976年3月12日の教授会においては、先に具島兼三郎^{ぐしま}名誉教授より寄贈された書籍につきこれを具島文庫として保存することが承認された。同文庫は国際政治に関する3036冊を含んでおり、全容は『具島文庫図書目録』（九州大学法学部、1976年）に明らかである。

またこのころより九州大学出版会設立へ向けての協力の動きがみられるようになる。1973年6月20日の教授会では設立へ向けた九州大学出版会基金への募金の要請があり、同10月31日の教授会では、募金がほぼ達成されたのを受けて文部省への財団法人設立認可申請のための理事候補の選出（吉田道也教授に決定）と、出版会連絡委員会の選出（図書委員会がこれを兼任）が行われた。1974年12月11日の教授会では九州大学出版会発起人を務める水波朗教授から近く財団法人認可が下りる運びとなり、事務局が旧図書館に設置される予定であることが報告された。同出版会は最終的に1975年3月に設立され、今日に至るまで九州大学を含む西日本一円の各大学の教員や民間研究者の研究成果を刊行する場の1つとなっている。

産労研の廃止と講座増設

1970（昭和45）年に英米法講座の増設により全23講座となって以降も、講座の増設についての努力は続けられた。例年の概算要求では、憲法第二（国法学）、民事訴訟法第二（強制執行法・破産法）、海空法、政治史、行政法第二（財政・経済・警察行政等）、刑事政策、国際法学史講座の増設が目指されるとともに、300人への定員増が掲げられた。1975年度の概算要求からは社会法講座の実験講座化が要求事項に加わることになる。特に労働法学において法社会学的手法や実態調査等を大幅に取り入れる必要があることがその理由であった。1976年度の概算要求ではさらに法社

会学講座を実験講座として要求してゆくことが盛り込まれている。

その後、法学部の講座増設に関わる大きな問題が2つ浮上するに至る。その1つは折からの大学の制度改革に関連した産業労働研究所の統廃合問題であった。1970年頃からこの改組問題は議論されるようになるが、研究所をさらに拡大するのか、後に述べる学際大学院構想の中の1つの核として発展させるのか、それとも関係学部へ分割して解消してしまうのか、という選択肢の中で、研究所と関係学部の折衝が続けられたのである。

今1つの問題は九州大学学際大学院構想である。1976年4月の学長第一次メモに基づき構想が協議され、11月には学長第二次メモが提案されたが、法学部教授会でもこれに対しどのような形での関与を行うかが議論された。これらの構想は翌1977年6月に討議草案第一次案を経て、翌1978年1月に正式に九州大学学際大学院構想として評議会において了承されるに至るが、法学部に関しては構想において4研究科（物質科学・情報科学・生命科学・社会科学）の1つとして社会科学研究科の設置がうたわれ、そのもとに設置される予定の4専攻（社会調整科学・地域科学・福祉科学・組織科学）に関して、社会紛争論や社会保障法制論、政治組織論や行政組織論など様々な法学・政治学関連の講座を参加させることが予定されていた。

こうした学際大学院構想の動向とも関連しつつ、産業労働研究所は1975年8月、石炭資料館への改組と既設2部門の法・経両学部への振替を提案、翌1976年9月には同研究所の旧来の研究成果を継承・発展させうる組織・制度の実現性を考慮し、可能な場合について改組・転換を図るべく1978年5月を1つの目途として検討することが打ち出された。法学部は以上の動向も踏まえつつ、1978年度の概算要求において講座増設として法社会学、比較憲制論、裁判学、刑事政策、国際企業法学、自治体経営論、地域福祉学、国際環境論の8講座を掲げ、社会法、国際政治学、日本法制史講座の実験講座化、さらに修士課程における法社会学専攻の新設を要求した。

この後1978年6月30日の評議会において、産業労働研究所につき、1977年度の経済学部経済工学科の新設、1977年5月段階ですでに研究所が附属施設として設置を希望していた石炭研究資料センターの設置、さらには法社会学専攻を目標とする法学部の講座増設を含めての発展的解消を行うことが了承されるに至り、そしてこれを受けてついに1979年4月、法学部において法社会学、比較憲制論、裁判学、刑事

政策の4講座増設を見るに至ったのである。

法学部としては1975年前後から打ち出した法社会学・社会法の重視という基本路線を掲げ、学際大学院構想にもそれを反映させるとともに、折からの産業労働研究所改組問題についてもそれを重ねる形で、いわば以上の諸問題の総決算という形で、4講座の増設という結論を得たとすることができよう。

教員のさらなる充実

この時期には1974（昭和49）年4月に横山晃一郎教授（刑法、愛知学院大学教授より着任）が任官、1976年4月に三島淑^{よしおみ}助教授（法哲学）が教授へ昇任、1977年4月に菊池高志助教授（労働法、神奈川大学助教授より着任）が、1978年4月に石川捷^{しよくじ}治助教授（政治史、北九州大学助教授より着任）が任官している。

その後先に述べた4講座増設に伴い、担当教員の確保が行われ、1980年4月に畑穰教授（法社会学、早稲田大学教授より着任）、井上正三教授（裁判学、立命館大学教授より着任）が任官、この他にも同月に高林秀雄教授（国際法、龍谷大学教授より着任）、今井宏教授（商法、大阪府立大学教授より着任）、河内宏 助教授（民法、佐賀大学助教授より着任）がそれぞれ任官した。この時期の人事については、他大学から即戦力となる教員を迎えていることが特徴的であり、出身大学についても他大学の教員が多く、九州大学出身の教員は一旦他大学へ就職して経験を積んだ後に九州大学法学部へと迎えられている。

またこの時期に還暦を迎えた教官への祝賀論文集として、伊藤不二男教授（『法政研究』第38巻2～4号、1972年）、吉田道也教授（同第39巻第2～4号、1973年）、竹原良文教授（同第42巻2～3号、1975年）の還暦記念論文集が刊行された。

逆にこの時期停年退官により九州大学法学部を去った教員としては、1973年4月に高田源^{げんせい}清教授（商法）、1974年4月に伊藤不二男教授（国際法）、1976年4月に吉田道也教授（西洋法制史）、1979年4月に竹原良文教授（政治学）の4人があり、いずれも後に九州大学名誉教授の称号が付与されている。高田源清教授は商法、経済法（戦前には旧満洲に関する研究も含む）において多くの研究業績を上げ、基本書も多く執筆している。伊藤不二男教授はその著『ビトリアの国際法論』（有斐閣、1965年）により1966年度日本学士院賞を受賞、現代日本における国際法学説史研究に多

大な功績を遺した。吉田道也教授は西洋法制史、中でも教会法史の研究に開拓者のような貢献を行うとともに、九州大学九州文化史研究所の発展にも尽力した。竹原良文教授は政治学・政治史学、中でも19世紀前半欧州におけるロマン主義政治思想の研究において多くの業績を残している。

なおこの時期法学部長の選考方法について若干の改正があった。1976年5月19日の教授会において、学部長候補者選考委員会の構成員につき、事務職員側選出の選考委員を5名から2名に減じる措置が取られ、これにより同委員会は教授会から選ばれた選考委員5名、事務職員から選ばれた選考委員2名、助手の中から選ばれた選考委員2名の合計9名で組織されることになった。

共通一次試験の実施

大学入試における共通第一次学力試験いわゆる共通一次の実施に関し、1976（昭和51）年6月22日の国立大学協会総会において正式に共通一次が大学入試の改善に資するとの意見が採択され、同11月17日総会において共通一次を1979年度から実施可能とする意見が採択されるにおよび、これにどう対応してゆくかが全学的な課題となった。法学部では1976年10月27日の教授会で中間的な意見の集約を行い、共通一次が実施されることになれば大学による第二次試験が必要となるとした。そして第二次試験については学部ごとではなく、広く九州大学における学習の適性という総合的な観点から、高等教育の基礎的学力を第一次審査と別の方法で審査すべきであるとし、九州大学全体として、少なくとも文科系・理科系ごとの実施機関で実施すべきであるとの意見を取りまとめるに至った。

共通一次試験の実施がほぼ確定されると、議論の中心は二次試験をどのように行うかという点に移ることとなった。1977年2月16日の教授会では、他大学の文科系学部の動向や教育学部・経済学部との合同の検討委員会での議論から、二次試験の科目につき法学部として旧来希望していた英語・国語・社会を英語・国語・数学にして足並みをそろえることが議論され、社会に代えて数学を導入することの意義について議論が行われた。さらに6月15日、7月6日の教授会と議論が重ねられ、問題の作成や相互利用、全学的な実施体制等を踏まえつつ、対策が練りあげられることとなった。法学部の最終的な二次試験の出題科目は国語（現代国語、古典Ⅰ乙）・

数学ⅡB（Ⅰを含む）・外国語となった。こうして1979年、大学入試共通第一次試験が初めて実施されることとなったのである。

第2節 法学部人員の充実と国際化（1981～1986年）

人員の充実

4講座増設が実現した後も、毎年の概算要求においては、修士課程について法社会学専攻の新設、また博士課程については4講座増設時に実現しなかった国際企業法学、自治体経営論、地域福祉学、国際環境論の増設に加え、1985（昭和60）年度からは後に述べる帰国子女特別選抜試験に関連して比較法、比較政治論講座の増設が掲げられた。他に社会法、国際政治学、日本法制史の実験講座化も引き続き要求事項として掲げられた。しかしながら講座のさらなる増設は容易には実現するに至らなかった。

他方でこの時期問題となったのが、学部における教授、助教授の定員充足率の低さであった。1981年7月22日の教授会では、3年間の臨時措置として従来満60歳を過ぎた教授は当該講座の人事に関与しない慣行を改め、60歳を過ぎた教授が当該講座の充実委員会設置を申し出た場合、その参加は認めるが委員長を辞退するという取扱を行い、講座の人員の充実を図ることとなった。

この時期には1982年4月に高見勝利助教授（比較憲制論、筑波大学助教授より着任）、西村重雄教授（西洋法制史・ローマ法、東北大学助教授より着任）が任官、1984年4月には徳本正彦教授（政治学、九州大学教養部教授から着任）、五十川直行助教授（民法、東京大学大学院博士課程より着任）、植田信廣助教授（日本法制史、東京大学法学部助手より着任）、石田正治助教授（国際政治学、九州大学法学部助手より着任）が任官、同7月に今里滋助教授（行政学、九州大学法学部助手を経て着任）が任官、1985年4月には小山勉教授（政治学史、新潟大学教授より着任）、10月に土井政和助教授（刑事政策、九州大学法学部助手を経て着任）が任官、1986年4月には河野俊行助教授（国際私法、京都大学大学院博士課程より着任）、小林量助教授（商法、京都大学大学院博士課程より着任）がそれぞれ任官し、同年8月菊池高志助教授が教授へ昇任した。この時期の人事の特徴は助教授陣の積極的な登用によって若手教員が充実したことにあり、九州大学生え抜きの若手教員も久しぶりに登場する

ことになった。

またこの時期に還暦を迎えた教官への祝賀論文集として、^{そま} 杣・海原教授（『法政研究』第47巻第2～4号、1981年）、林・水波・蓮井・大原教授（同第49巻第1～3号、1983年）、今井・井上・荒木・原島教授（同第51巻第3・4号、1985年）への還暦記念論文集が刊行されている。大原長和教授は1953年度より法学部から教養部へと移籍したが、法学政治学関連教官として合わせて『法政研究』での記念論文集刊行となった。

この時期九州大学法学部を去った教員として、1983年4月に杣正夫教授（政治学）、1984年4月に海原文雄教授（英米法）、1986年3月に蓮井良憲教授（商法）、^{みちひろ} 林迪廣教授（社会法）、水波朗教授（法理学・比較憲政論）が退官している。林、水波両教授へは後に九州大学名誉教授の称号が付与された。杣正夫教授は戦後政治史、選挙過程論を重点的に扱い、中でも実態分析に中軸を置いた選挙研究で先駆的な業績を残した。海原文雄教授は英米法制史および信託法の分野を中心として日本における英米法学の発展に寄与した。蓮井良憲教授は会社法、有価証券法、経済法など幅広い分野を手掛けたが、中でも株式会社の計算の部門に関する研究は、会計学への深い造詣とともに開拓者的業績として知られる。林迪廣教授は労働法、社会保障、社会福祉方面に広く関心を有し、特に雇用保障、環境保護、文化財保護の方面に優れた業績を残した。水波朗教授は法哲学から国法学、憲法学を手掛け、中でもトマス主義の法・国家・憲法理論について多くの業績を残した。ちなみに水波朗教授の旧蔵書は現在南山大学社会倫理研究所図書館に水波学術文庫（約7500冊）として寄贈されている。

法学部60周年記念事業

1924（大正13）年の九州帝国大学法文学部の創立から数えて1984（昭和59）年が60周年となることから、1982年6月2日の教授会において法学部創立60周年記念事業検討委員会の設置が決定され、準備作業が進められることとなった。経済学部がこれに先んじて5月に記念事業会を立ち上げており、法学部は9月に法・経合同委員会を開催して共同での記念事業の実施を議論した。1984年6月11日に同合同委員会において共同開催が最終決定され、7月3日に記念事業後援会第1回準備会を開

催、8月17日には記念事業後援会事務局が開設され、9月20日に発起人総会・設立総会が開催されるに至った。記念事業として計画されたのは記念式典等の実施、また2年で総額3億円を目標に募金を行い、法・経両学部において国際学術交流の促進を図るというものであった。

1984年11月16日、法学部・経済学部合同創立60周年記念式典が福岡国際ホールにて挙行された。法学部はこれに合わせて小冊子『自由の学燈をかかげて—九州大学法学部六十年のあゆみ—』（1984年）を刊行した。同冊子は「法学部六十年を振り返る」として法学部の簡史を記すと同時に、「教壇に立って」として歴代名誉教授の寄稿、「わが青春を語る」として歴代卒業生の寄稿を収録している。また1986年10月には正門左奥にある旧法文学部建物の正面玄関の向かいに「法文学部発祥之地」碑が建立された。

募金についてはその後も継続され、当初の予想を上回る額を集めるに至った。1986年8月27日の教授会では、募金のうち3億円程度が国際学術交流振興基金に振り込まれることが可能となり、これを法・経両学部で折半した上で、1億5000万円程度が法学部国際学術交流振興基金となる見込みであることが報告された。その運用につき、法学部教授会スタッフの海外派遣（研究集会出席を含む）に要する費用の補助、外国人研究者の招聘、法学部における研究出版活動への補助、主として学生を

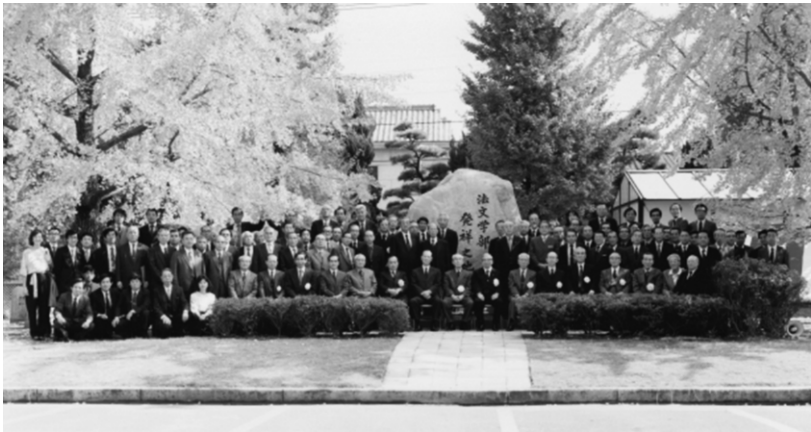


図1-21 「法文学部発祥之地」記念碑除幕式（1986年10月25日）

（徳本正彦名誉教授提供）

対象とする国際交流への教育事業等に用いることが合意事項として取りまとめられた。9月17日の教授会でその確認を行うとともに、改めて法学部国際学術交流振興基金運用委員会を組織し、その運用を図ってゆくこととなった。後に1989（平成元）年1月18日の教授会において、九州大学法学部国際学術交流振興基金運用委員会規程が整備されるに至った。この基金は現在も法学部の国際交流を支える重要な基金として機能し続けている。

図書館の開放・充実

1983（昭和58）年5月18日の教授会において学生の研究図書利用についての取り決めが行われた。学生にとっては中央図書館の利用が原則であり研究図書の利用はあくまで補充的なものであるとしながらも、従来のゼミ教官の許可を経た上での参加学生の研究図書の利用、特定の研究テーマをもつ学生の個別利用を並行して実施しつつ、新たに学生に研究図書を開放することとした。学生はカード室で希望図書を検索した後に閲覧申込書に記入、図書の出納は助手が行い、学生は閲覧への教官の承認を求めた上で再度図書室に来て図書の閲覧を行うという形が採られ、複写のための一時持出しも許可された。

同年7月13日の教授会では以上を反映した法学部学生の研究図書閲覧規則が了承され、9月12日からこれを適用することが決定された。なお同規則は1986年11月12日の教授会で改正され、閲覧への教官の承認を得る手続きを省略する形に改められた。なお同日の教授会において他学部の教官、大学院学生および学部学生等に対する法学部所蔵図書利用規則についても議論が行われ、規則が整備されるに至った。

引き続き図書資料の充実には一層の努力が払われた。この時期には特に海外における著名な資料群の獲得が相次いだ。クンケル文庫はルートヴィヒ・マクシミリアン大学（ミュンヘン大学・ドイツ）において長く法制史・ローマ法を講じた斯界の権威であるヴォルフガング・クンケル（Wolfgang Kunkel, 1902～1981）の蔵書である。彼の没後、その後継者であったディーター・ネル（Dieter Nörr）教授の斡旋により、法学部は西村重雄教授を中心に受入体制を整備、1982年9月22日の教授会において購入を決定した。その後翌1983年6月15日の教授会においてその納入が報告され、整理作業の後1988年に『ヴォルフガング・クンケル文庫目録』（九州大学附

属図書館）が刊行された。ネル教授はこのほか1984年の九州大学とルートヴィヒ・マクシミリアン大学（ミュンヘン大学）の国際交流協定締結にも力を尽くし、1991（平成3）年に九州大学より名誉博士号が授与されている。

また国際法の父として名高いフーゴー・グロティウス（Hugo Grotius、1583～1645）の著作『戦争と平和の法（De ivre belli ac pacis）』（1625年）の初版本の入手にも並々ならぬ熱意が注がれた。早くから伊藤不二男教授がその購入に奔走し、1971（昭和46）年段階で一旦は話がまとまったものの紆余曲折あってその時点では購入に至らず、最終的には高林秀雄教授の多大な尽力によってようやく1986年、法学部図書館の所蔵に帰したものである。世界的に見ても大変に貴重な版本であり、長く九州大学法学部図書館の誇りとして所蔵されているものである。

国際交流の新展開

1980年代に入ると九州大学の国際交流はますます盛んとなり、様々な大学と交流協定が結ばれるようになるが、その中でも1984（昭和59）年1月30日に締結されたルートヴィヒ・マクシミリアン大学（ミュンヘン大学）との協定は、先に述べた通り法学部にも関わりの深いものであった。

また釜山大学校法科大学との交流協定もこの時期に締結されている。釜山大学についてはすでに1970年段階で外務省情報文化局を通じて協定締結の照会があったが、同年4月21日の評議会では結局その段階で交流協定は結ばず、関係部局ごとに学術交流を行うことが決定されるにとどまっていたものである。その後1983年9月21日の教授会で、同年9月6日の国際交流委員会第一専門委員会の議を受け釜山大学との大学間交流協定締結を積極的に進めてゆくことが了承され、さらに1984年2月29日の教授会において学術交流協定締結のための委員会が設置され、準備が進められることとなった。

そして1984年8月23日、九州大学法学部と釜山大学校法科大学との間の交流協定書が締結された。この協定は両者間における研究・教育上の協力および学術の交流を図ることを目的とし、相互の自主と互惠平等の精神を尊重し、友好協力関係の発展に協力し、また教官の交流や研究・教育上の資料および出版物などの交換を行い、共同研究の機会を持つよう努力することなどが取り決められた。法学部にとって初

の国際交流協定であった。なお釜山大学についてはその後1986年9月15日に大学間の協定が結ばれるに至っている。

帰国子女特別選抜の開始

折からの社会の国際化を受ける形で、1983（昭和58）年4月13日の教授会では全学的な帰国子女および社会人の受入制度設置についてその趣旨に賛成することが決定され、5月18日の教授会ではより具体的に文部省通達および学長からの要請を受け、法学部としても帰国子女を対象として1年次10名以内、3年次編入学5名以内での受け入れを実施してゆくことを了承した。6月15日の教授会ではこれに伴い新設2講座（比較法・比較政治論）および1年次入学10名以内の入学定員増を要求することが決議され（3年次編入学は見送り）、入試については基本的に九州大学として統一して実施することが説明された。

こうして1984年度より、文・法・経済の3学部において帰国子女のための特別選抜試験が開始されることとなった。日本国籍で外国の正規の学校教育を受けた者、または国際的に認められた大学入学資格である国際バカロレア取得者に出願資格を認め、これらについては共通一次試験を免除し、書類審査による第一次選抜、小論文・面接による第二次選抜を経て合格者が決定されることとなった。制度開始当初は合格者が結局入学するに至らない場合もあったが、九州大学の国際化に一定の役割を果たすこととなる同制度に当初から参加したことには意義があるといえよう。

カリキュラム改正へ向けた動き

法学部の学生が履修するカリキュラムについては、新制大学の成立後折に触れて微調整は行われてきたものの、それらは抜本的な改革には遠いものであった。こうしたカリキュラムが抱える問題について、1983（昭和58）年頃よりその全体の見直しが部局において行われることとなった。大学の大量化に伴い、法学部において求められる法学教育が、旧来の「法律専門職の養成」というもののみならず「法的素養を身につけた社会人の育成」へとその重心を移してきており、卒業学生の大半が就職する一般企業や地方公務員といった領域では、基本法に対する知識とともにそれを支える幅広い法学的素養が重視されており、さらにそれ以外の幅広い素養や実



図1-22 法学部講義（「政治学」）風景（1986年、大講義室）

践的科目への要望が強まっているということに対し、旧来のカリキュラムではこれに応えることができないという危機感が強く共有されるに至ったのである。

1984年2月1日の教授会ではカリキュラム委員会の1年以上にわたる討議内容が報告された。提議された内容は、3年終了時までには基本法とそれを理解するのに必要となる法学的素養を修得させるために2年前期に一定数の専門科目を受講させる必要があること、法学の諸分野について特殊講義を増やすなどしてもっときめ細かい講義を行う必要があること、等であった。このためには必修選択制を一定程度改める必要性のあることも提唱された。その後これらを踏まえて段階的な改正を志向し、まずは各種演習の充実、一定の専門科目の2年前期の開講を決定し、引き続いての改正作業を行うこととなった。

九州大学75周年

1986（昭和61）年は1911（明治44）年の九州帝国大学の創立から75年の節目の年であった。このため九州大学75周年の記念行事が種々計画されるに至り、その中でも大きな事業として『九州大学七十五年史』の刊行が決定されるに至った。1985（昭

和60)年3月13日の教授会においては編集委員として林迪廣教授、植田信廣助教授が選出された。翌1986年4月に林迪廣教授から石塚英夫教授に委員を交替、また植田信廣助教授在外研究の際は石田正治助教授が代役を務める形で作業が進められた。

1986年5月10日、九州大学創立75周年記念式典が挙行されるとともに同月『写真集 九州大学史 1911-1986』が刊行された。その後『九州大学七十五年史』の編纂作業は営々と続けられ、1989(平成元)年には『九州大学七十五年史 史料編』上下巻が刊行、また1992年には『通史』および『別巻』が刊行されるに至った。『九州大学七十五年史』は『九州大学五十年史』と異なり独立した部局史は編纂されず、法学部に関連する記述・資料は各所に埋め込まれる形になっている。

なおこの時期には学内外へ向けての法学部の広報活動も行われている。1980(昭和55)年3月発行の『学内めぐり』には法学部の概況が報じられており、また学外での企画として「全国大学法学部めぐり 国公立大篇 九州大学法学部」が『法学教室』第68号(1986年)に掲載されている。なお1988年1月20日の教授会では、法学部の宣伝のために広報委員会が設置されることが決定され、以後本格的にPR活動を行うこととなった。同年10月には法政学会において『法政研究別冊 フォーラム』が学部内雑誌として刊行され、学生や教員による記事が掲載されるとともに互いの交流・情報交換の場となった。同誌は1999(平成11)年3月、第21号を以て休刊するまで継続された。

第3節 入試改革と新たな大学像の模索(1987~1990年)

相次ぐ入試改革

1979(昭和54)年度の共通第一次学力試験の導入以降も大学入試を巡る状況は変化し続けることとなる。共通一次試験の導入時には大学間の格差解消を目的に旧来の一期校・二期校制が廃止されたものの、これに対してはその後受験機会の複数化を求める声が高まり、1987年度入試からいわゆる「連続方式」、すなわち各国立大学がA日程・B日程のいずれかに分かれて試験を行い、学生に対し2つの大学を受験することを可能とする措置が講じられることとなった。九州大学は当初A日程に属することが決定されていた。法学部は数年来行われてきた共通一次試験と学部によ

る第二次試験というこれまでの制度のもとでの経験を踏まえ、上記の新たな状況にも臨機応変に対応するため、入学者選抜方法に対する改革を模索し、1986年5月14日の教授会において以下の2つの新たな対策を議論するに至った。すなわち小論文の採用と推薦入試の導入がそれである。

小論文についてはそれが受験者の論理的構成力や表現能力、学習の成果を問うについて有効な方法であり、また第二次試験が共通一次試験で実施されている学科試験と共通する学科について行われているため、共通一次試験ではとらえられない側面をみるという点で限界があること、さらに今後は特に教科試験では測定しきれない能力を持った学生を積極的に受入れるという対応が必要であることを理由として、その導入が提唱されている。

また以上の諸要素に加え、連続方式の導入により入学者に相当の変容が予想されることから、これらの状況の下で多様かつ優秀な受験者を確保するために、推薦入試を行うという対策も提唱されるに至った。具体的には第二次試験に代えて内申書、共通一次、小論文を柱とする形での特別選抜試験を行うことが盛り込まれたのである。以上の対策は6月4日の教授会で承認され、その準備が進められてゆくこととなった。これは旧帝大の法学部において推薦入試を導入する初の試みとなった。

なお1986年4月23日の教授会では、1987年度に法学部定員につき臨時に30名の増募を行うことが了承されている。定員増についてはすでに1985年1月16日の教授会において諮られ、全学との調整の後2月6日の教授会で1986年度からの定員増の計画が了承されていた。結局1986年度には法学部は定員増を行わなかったため、それを合わせての臨時措置となった。

その後1987年度の連続方式の結果を受けて、全国的に次年度の連続方式においてA日程・B日程のいずれで入学試験を行うかの調整が進められた。法学部は5月11日の教授会において入試結果や他大学の状況を踏まえて議論を行い、一旦はB日程へ変更するという意向を固めるに至ったが、その後さらに様々な要素を熟慮した結果、6月3日の教授会において最終的にA・B分割日程での試験実施を行うことを決定した。これは当時の法学部のB日程への過度の集中を防ぐ試みとして全国的に影響を与えた。

1988年1月20日の教授会では改めて入学試験検討小委員会が組織され、1989（昭

和64＝平成元）年春の入試につきいわゆる「分離分割方式」、すなわち前期日程の試験、合格発表、入学手続を実施した後に改めて後期日程の試験を行い、合格発表、入学手続きを実施するという方式を導入することとなった。法学部は受験機会の複数化を巡る入試制度改革の最後の段階となる分離分割方式に当初から参画する形となったのである。

1988年2月には、文部省が設置した大学入試改革協議会の最終報告により、1990年度の入学者選抜から共通一次試験に代えて大学入試センター試験が実施されることとなった。共通一次試験の改革についてはすでに臨時教育審議会が1985年6月の答申において新たな方式の試験を提唱していたが、これが具体化するに至ったわけである。1988年11月16日の教授会ではこの新たな大学入試センター試験への対応、その利用について協議が行われ、初回の1990年度大学入試からこれが導入されることとなった。

以上のようにこの時期はめまぐるしく入試制度が改革されたが、これで最終的に大学入試センター試験、そして分離分割（前期・後期日程）方式による第二次試験を経て合格者を選抜するという形式が整うこととなった。

カリキュラム改正

1983(昭和58)年頃から議論が続けられてきたカリキュラム改正については、1987年11月18日の教授会において具体的な授業科目案が提示され、修正のうえ12月16日の教授会で承認されるに至った。

授業科目は、まず第1類(A)（法学部固有の授業科目で、原則として毎年開設のもの）として法理学、法思想史、憲法（第1～2部）、比較憲制論（第1～2部）、行政法（第1～2部）、行政学、民法（第1～5部）、商法（第1～4部）、刑法（第1～2部）、刑事訴訟法、刑事政策、民事訴訟法（第1～2部）、破産法、裁判学、社会法（第1～2部）、経済法、国際法（第1～2部）、国際私法、日本法制史、西洋法制史、ローマ法、英米法、法社会学、政治学、政治学史、政治史、外交史、国際政治学、現代政治論、法政研究基礎講義（第1・第2）、外国法律書講読、外国政治書講読、法律演習(A)(B)、政治演習（第1～3）、第1類(B)（法学部固有の授業科目で、毎年開設ではないもの）として立法学、税法、地方自治制論、情報法、

環境法、無体財産法、国際取引法、国際機構法、法医学、東洋法制史、ドイツ法、フランス法、政治社会学、地域研究、各講座特殊講義が配置された。

次に第2類（文・教育・経済学部において開設されているもの）として経済学原論（IまたはII）、景気変動論、社会思想史、金融論、財政学、統計学、日本経済論、西洋経済史、日本経済史、経済政策、農業政策、社会政策、世界経済論、経営学総論、会計学総論、保険論、公共経済学、意思決定論、哲学、社会学、心理学、教育原理（第1・第2）、日本教育史、西洋教育史、行動科学総論、集団力学総論、人間関係論、社会心理学、教科教育法が配置された。

法律専攻の学生は、必修科目として法政基礎講義（第1・第2）および法律演習（A）から8単位、選択必修科目として憲法（第1～2部）から1科目、民法（第1～5部）から2科目、刑法（第1～2部）から1科目、刑事訴訟法および民事訴訟法（第1～2部）から1科目の合計20単位、選択科目として第1類（A）（B）ないし第2類の授業科目（必修科目・選択必修科目として履修した授業科目、および外国政治書講読、政治演習を除く）から56単位（ただし第2類の授業科目については12単位を超えてはならない）を修得しなければならないとされた。

政治専攻の学生は、必修科目として法政基礎講義（第1・第2）、政治演習（第1・第2）から12単位、選択必修科目として政治学・政治学史・政治史・国際政治学より3科目、外交史・現代政治論・地域研究から1科目の計16単位、選択科目として第1類（A）（B）ないし第2類の授業科目（必修科目・選択必修科目として履修した授業科目、および外国法律書講読、法律演習を除く）から56単位（ただし第2類の授業科目については24単位を超えてはならない）を修得しなければならないが、選択科目のうち10単位は、各自の選択する政治に関する授業科目（政治学、政治学史、政治史、外交史、国際政治学）に関し提出された卒業論文の合格を以てこれに代えることができるとされた。

旧来のカリキュラムとの差異は、まず必修科目の単位数が削減され、学生の科目選択の幅が広がったことである。またさらに旧来授業科目に挙げられていなかった新たな科目が大幅に追加されたことである。これにより基本法に対する知識とともにそれを支える幅広い法学的素養を身につけさせるという当初の教育目標を実現するにあたっての基本的な条件が整うこととなった。

文系学際大学院構想

1988（昭和63）年12月14日の教授会では、文系学際大学院構想についてそれまでの検討の経緯が報告された。1988年度の概算要求へ向けて検討された案では5専攻62講座、法学部からは法文化論と国際関係論の2講座の参加が予定されていたが規模が大きすぎてまとまらず、その後文化システム専攻、言語科学システム専攻、さらに経済学部が中心となる専攻の3専攻での設置が検討されるに至ったことが報告された。

翌1989（平成元）年1月18日の教授会では法学部が参加しようとする第3番目の専攻につき設置申請ができるかどうか微妙な段階にあることが報告されつつも、法学部からの協力講座として自治論（地域自立論、住民運動論を含む）・国際化論・比較家族論に関する諸講座の中から2講座の協力をを行うべく調整することが議論された。この構想は後に比較社会文化研究科に結実するものであるが、この段階では法学部が参加しての新たな文系学際大学院が成立するには至らなかった。

研究状況の整備と改善

所蔵図書増加はいつの時期でも頭の痛い問題であったが、1988（昭和63）年1月20日の教授会では、集密書架の導入による書庫の改造と増設、さらには今後の教官補充によって予想される教官室の不足への対応として、図書室以外の部屋で保存している図書の一部を中央図書館に移すことが承認された。1989（平成元）年1月18日の教授会においては、中央図書館への一部図書の移動計画について、移動可能図書として申し出があった4000冊について展示し、問題がなければ移動させること、また貴重図書の付属図書館移動について、貴重図書の範囲、またマイクロフィッシュ化の要不要についての検討が議論されている。また1990年1月10日の教授会では、早くも中央図書館への第2次移送の計画が議論されるに至っている。

教員の大幅な充実

この時期には1987（昭和62）年2月に高見勝利助教授が教授へ昇任、4月に森淳二郎教授（商法、大阪府立大学助教授より着任）が任官した。同年6月17日の教授会では、向こう5年間で11名の教授が停年退職となることから、講座補充人事を積

極的に行う方向が了承され、1988年2月15日の教授会では、具体策として50歳代教官の教授への昇任・採用、40歳代の助教授の人事の促進などが打ち出され、人事が活発化することになった。

1988年4月には内田博文教授（刑法、神戸学院大学教授より着任）、河野正輝教授（社会保障法、岡山大学教授より着任）、大橋洋一助教授（行政法、東京大学大学院博士課程より着任）、和田仁孝助教授（裁判学、京都大学助手より着任）が任官し、また崔載勳教授（国際法、釜山大学校法科大学教授・同大学校第12代総長）が同年10月に任期1年で着任した。崔載勳教授は九州大学法学部において採用された初の外国人教員であった。

また1989（平成元）年3月には酒匂一郎助教授（法理学、九州大学大学院博士課程より着任）、4月には伊藤昌司教授（民法、大阪市立大学教授より着任）、柳原正治助教授（国際法、横浜国立大学助教授より着任）がそれぞれ任官した。さらに同年7月に石川捷治助教授、10月に河内宏助教授がそれぞれ教授へ昇任している。

この時期に還暦を迎えた教官への祝賀論文集として、畑・高林・近藤教授（『法政研究』第54巻第2～4号、1988年）、徳本（鎮）・石塚・有地教授（同第55巻第2～4



図1-23 法学部退官・転任教授送別記念集合写真（1988年3月15日）
 前列左端有地亨学部長、同4人目から順に荒木誠之教授、井上祐司教授、
 原島重義教授、高見勝利教授。
 （徳本正彦名誉教授提供）

号、1989年）が還暦記念論文集として刊行された。なお谷川栄彦教授は還暦記念論文集の刊行を辞退したため、『法政研究』第55巻第1号（1988年）に経歴紹介と著作目録のみを収録する形となった。

この時期九州大学法学部を去った教員として1988年3月に荒木誠之教授（社会^{せいし}保障法）、井上祐司教授（刑法・刑事政策）、今井宏教授（商法）、原島重義教授（民法）が退官、また高見勝利教授が退任し（北海道大学へ転任）、1989年3月に谷川栄彦教授（国際政治）が退官した。荒木、井上、原島、谷川の各教授へは後に九州大学名誉教授の称号が付与されている。荒木誠之教授は労働法、社会保障法の研究に従事、中でも社会保障法については現代日本の社会保障法学の確立に寄与する重要な開拓的研究を残し、1967年には大内基金・社会保障研究奨励賞が授与されている。井上祐司教授は刑法、社会主義法、刑事政策の分野に多くの業績を残し、中心となって行ったイギリス保安処分の研究に対し1984年朝日学術奨励金が授与された。今井宏教授は会社法、特に株主總會や会社の合併等企業集中を巡る法律問題に関する第一人者としての令名を博した。原島重義教授は民法、特に物権分野に関し、歴史的かつ比較法学的視点から緻密な解釈論を展開するとともに、「市民法」の見直しを主張して多くの優れた業績を残した。

1989年4月には横山晃一郎教授が在任中悪性の病により享年59歳で急逝するという悲しい出来事があった。法学部では同年5月27日に法学部葬を執り行い、『法政研究』第56巻第3・4合併号を「横山晃一郎教授追悼論文集」として刊行し、その冥福を祈った。刑事訴訟法のほぼ全ての論点について歴史的、比較法的な視点を十分に踏まえた緻密な議論を展開した横山晃一郎教授の逝去は大変に悔やまれるものであった。

また1990年3月には有地亨^{とある}教授（民法）が辞任（のち聖心女子大学教授へ就任）した。自身の研究の完成のためには停年退官を待っていたのでは間に合わないとして、停年まであと数年を残しての決意の辞職を敢行したものであり、教授会議事録には「惜別の情、場に満る中、同教授の申し出を了承した」と記されている。有地亨教授へは後に九州大学名誉教授の称号が付与された。

第6章 大学改革の嵐に立ち向かう法学研究院（法学部）（1990～2004年）

第1節 組織の再編

改革の概要

1991（平成3）年2月に大学審議会の答申「大学設置基準の大綱化」が出されると、カリキュラム編成や新たな学位の設置などにおいて自由化が促進されることになった。全国の国立大学において教養部が廃止され、新たな部局設置に向けての動きが加速した。九州大学においても、1994年3月31日付で教養部が廃止された。このような全国的また全学的な動きは、法学部における教育研究にも大きな影響を与えることになった。

本章が対象とする時期に属するもう1つの大きな動きは、大学院重点化である。数年に及ぶ概算要求の結果、最終的に1999年4月に法学部から法学研究科に重点が移行した。そして1年後の2000年4月には、大学院重点化に伴う九州大学独自の学府・研究院制度の採用によって、管理・運営および研究の中心には法学研究院が置かれることになった。

教養部改組と大学院重点化は全国的な大学改革の大きな流れの中で実現されたものであるが、これに加えて九州大学独自の要素として、キャンパス移転と学府・研究院制度（教育組織と研究組織の分離）の導入があり、九州大学における大学改革は錯綜した展開を辿ることになる。その中で法学部はどのように対応していったか。以下、教授会議事録を中心に整理してみたい。

法学部における将来構想と概算要求

1989（平成元）年9月27日の教授会において、既存の「キャンパス・施設委員会」に代わって長期的展望を含めて多岐にわたる諸問題を検討するための委員会として「法学部将来構想委員会」が設置され、次いで1991年7月11日の教授会では新たに「法学部将来像検討委員会」が設置された。その背景の1つには、国立九大学法経学部長会議法学部会において法学教育の将来像が討議され、「法学教育の将来像調査・検討会」が発足したことがあった。

このような法学教育に関わる全国的な動きおよび全学的に「大学改革の基本構想」が評議会決定（1992年6月）される中で、法学部でも独自に将来像の検討が進めら

れることになる。議論の中心は、小講座制から大講座制への移行および大学院の改革にあった。1992年度および1993年度の概算要求では、学部講座の大学院への移行、小講座制（1992年度の比較法講座と1993年度の紛争管理論講座及び国際経済法講座の増によって全30講座）の大講座制（民事法、刑事法、公法、社会法、国際関係法、基礎法学、政治学、法動態学の8大講座）への改組、大学院修士課程における新たな履修コースとしての「アドバンストコース」および「フレックスコース」（第3節参照）の設置等が改革の主要な柱とされた。検討の過程においては、大学院の専攻を従来の5専攻から3専攻（比較法文化論専攻・動態法政論専攻・総合実定法学専攻）に再編し、これに新専攻「法政策学専攻」（後に「先端総合法務専攻」に改称）を加えるという案も出された。

しかし、1993年度概算要求については、文部省折衝の結果、学部の改組要求は教養部改組問題の処理と一体として取り扱われることから、教養部教官の再配置等を伴うことも配慮する必要があることが明らかになった。「教養部改組に伴う学際大学院をどの様に関連付けるか」が問われ、また「法政策学専攻はどれだけのニーズがあるのか」も検討課題とされた（1992年4月9日教授会における小山勉学部長の報告）。その後も法学部内においては様々な形で改革構想の議論が重ねられたが、度重なる文部省折衝を経て、この段階での概算要求は最終的に見送りとされた。九州大学全体のキャンパス移転と教養部改組が最優先課題とされたことも大きく影響した。また「博士課程の入学者を増やすこと」「教官の充足率を向上させること」等が検討課題として残された。

次に改革案が大きく動くのは、大学院重点化が全学的に進められた1995年度から1998年度にかけてである。法学部内部では「改革委員会」が精力的に検討を重ね、教授会での審議を経て、最終的に、大学院5専攻（基礎法学、公法・社会法学、民刑事法学、国際関係法学、政治学）、10大講座（法文化学、法史学、法動態学、公法学、社会法学、民事法学、刑事法学、国際関係法学、政治学基礎、政治動態分析）という案がまとめられた。

このような長い道のりを経て、1999年度政府予算案において法学部の大学院重点化計画が認められたことについて内示の連絡があったのは1998年の暮れも押し迫った12月24日のことであった。1999年度における法学研究科の重点化は、一橋大学、

名古屋大学、大阪大学および九州大学であった。

1999年度概算要求においては、大学院重点化とは別に2つの連携講座（民刑事法学連携と国際関係法学連携）の新設（第2節参照）も認められたため、講座数は計12となった。また、全学的な部門制の導入により、法学研究科（法学研究院）は5部門（基礎法学、公法・社会法学、民刑事法学、国際関係法学、政治学）から構成されることになり、さらに2004年4月の法科大学院（法務学府）発足に伴い、新たな部門として「実務法学部門」、新たな講座として「実務法学講座」が追加された。以来、6部門、13大講座の編成が維持されている。

1999年4月から1年間は法学研究科に重点が移行したことにより、教授会も研究科教授会が主となり、部局の管理運営に関する事項の報告・審議は研究科教授会で行われるようになった。法学研究科教授会は1999年度1年間に全15回開催された。これと並行して、審議対象を学士課程の教育関係に限定した学部教授会が開催された。なお、大学院重点化に伴って、1999年3月以前の研究科委員会で審議していた事項を同年4月1日以降は研究科教授会で審議することとなり、研究科委員会は同日付で廃止された。学府・研究院制度が導入された翌2000年4月以降は、研究院教授会、学府教授会、学部教授会の3本立てとなっている。

全学的な改革案との距離

前章で見たように、すでに1988（昭和63）年頃から文系の学際大学院構想について全学的な検討がなされていたが、1990（平成2）年度には全学的な大学院重点化構想の中で「大学院総合社会科学研究科設置準備委員会」が設置された。これによれば、文・教・法・経・教養部の関連諸部門を基礎とし、若干の理系分野の協力も得て、社会科学関係の「総合社会科学研究科」を新設するというものであった。この構想への対応を迫られた法学部では「現段階では具体的な計画を示すことはできず、今回の概算要求にのせることも無理であるとの判断をせざるを得なくなった」と意見集約している（同年11月7日研究科委員会）。

次に1993年末から翌年にかけては、キャンパス移転との関連で、理系の大学院再編構想と並んで文系大学院改革構想が再び全学的な検討対象となった。12月22日の臨時教授会では、主として法学部と経済学部のリストラについて意見交換がなされ

た。全学の「大学改革専門委員会」では従来の学部の垣根を取り払う抜本的な改革案が検討されており、そのような流れの中で法学部教授会においては、内発的な動きとしてではなく、政治学分野を法学部から分離するという「分割案」が論議の対象となり、政治学専攻を中心にして経済学部経済学科と新しい研究科を作る方針が確認された。この時点での仮称は「国際政治経済研究科」であった。翌年1月18日の臨時教授会では、法学部独自の大学院重点化については「(総合) 法学研究科」という新研究科を設置し、他方経済学部とは「総合経済法政研究科」の名称で調整することも了承された。

しかし、その後、文部省折衝の過程で学部改革についての指摘がなされると、全学の「大学改革専門委員会」において学部の改革を含めた抜本的な改革案が検討され始めた。同年8月には文系を1つの部局（「社会系学部」）に統合するという極端な案が提示されたが、法学部教授会では多くの反対意見が出された。にもかかわらず、菊池高志学部長による将来計画小委員会における議論の報告によれば「全学的には自由度を高める方向で学士課程教育改革が議論されており、現状の学部制を維持するのは難しいようである」（同年10月19日教授会）とのことであった。

結局、「研究科の統合」か「学士課程の統合」かが選択肢とされ、11月16日の教授会は、研究科の統合案を拒否するに至る。次いで、翌1995年には「大学改革専門委員会」において学士課程から修士課程までを系統的カリキュラムで教育する6年一貫制案（「改革大綱案」）が浮上した。これに対して、法学部では、1995年1月18日に臨時教授会、2月1日および2月8日には教官懇談会を開催し、この全学案について集中的に審議がおこなわれた。最終的に2月15日の教授会は、午後1時35分開会、閉会は午後11時という10時間に及ぶ記録的長時間を費やして、2日後の17日に開催される「将来計画小委員会」に提出する法学部の見解について議論を重ね、意見を集約した。その結論は、「現段階では全学の動向について反対はしないが、法学部としては、学士課程の再編や6年一貫教育にはにわかに賛成しがたい」というものであった。

このような法学部の意見表明にもかかわらず、3月の評議会では10学部を7つの「系」に再編する「大綱案」が全学的に正式に了承された。しかし、結局のところ、全学一括大学院重点化を目指す「大綱案」は、この段階では九州大学独自の「研究

院」構想が文部省の理解を得られず、事実上破綻した。6年一貫の「系」導入案も結局のところ実現しなかった。他方、経済学部との協議はその後も継続し、学士課程統合の可能性の模索は続いた。実験的試みとして、経済学部とのいくつかの個別の合同授業も実施されている。

文系学部教育の見直し問題は、その後2003年に、全学の「教育改革推進室WG(ワーキング・グループ)」において再燃した。学士課程においては現行学部の枠組みを統合し、文系1学部とし、学科・コースに分けるという案である。専門職大学院（ビジネススクール、法科大学院、臨床心理大学院）設置の動きはこれに拍車をかけた。これに対して、法学研究院においては「法学部学士課程教育検討WG」を設置し、問題点の摘出と対案作りがおこなわれた。最終的に、同年9月3日の研究院教授会において「文系学士課程の教育改革（案）」に対する見解」として反対意見がまとめられ、全学に提出された。また、箱崎文系地区協議会でも、2004年1月に「学士課程の教育改革（案）」についての箱崎文系地区協議会の見解」として、全学案に対する批判的な意見をとりまとめている。

教養部改組

1993（平成5）年6月2日に開催された臨時教授会は「教養部改組解体に伴う当面の諸問題について」を議題として、新設の「比較社会文化研究科」への協力のあり方をめぐって議論をおこなった。文部省からは、九大の総意としての同研究科の設置が求められており、法学部からも協力講座を出すことが求められたためである。小山学部長の提案は、①新たに「比較政治学講座」を設置し、これを協力講座とし、大学院としては比較社会文化研究科に参画する、②小山学部長が7月1日付で同講座の教授として張り付く、というものであった。教授会では、とくに法学部の大学院シフト化との関係をめぐって、様々な意見が出されたが、結局、学部長案が承認された。

翌1994年度から教養部が廃止され、同時に比較社会文化研究科が発足した。旧教養部に所属していた法学・政治学関係の教員のうち4名（教授2名、助教授2名）が法学部に分属することとなった。教育面では、旧教養部教育科目を「全学（共通）教育科目」が引き継ぐことになり、法学部の教員も毎年これを担当することになっ

た（「コア教養科目」「個別教養科目」「高年次教養科目」「法学入門」「政治学入門」「少人数ゼミ」等）。

第2節 人事の充実

定員充足率の向上

定員充足率の低さが80年代にすでに問題化していたことは前章において指摘したが、1991（平成3）年1月9日の教授会において、吉村徳重学部長は「現在の法学部教官（教授・助教授）の欠員率は44.5%で国立大の法学部ではワースト1であり、来年度比較法講座の増及び定年退官教官分を加えると、この率はさらに上がることになる。ついては、今後の教育研究等の支障及び将来の大講座制への移行に関わる人事問題等を勘案し、早期に教官の補充を強力に進める必要がある」と、急務としての人事充足の必要性を説いている。同年4月10日の教授会では「文部省折衝には大講座に移行するための人事の任用の充実化を図ることとして、1992年度から1995年度までに50名体制の実現を目指す」と説明してきており、したがって毎年5～6名の補充を行わなければならない」との同学部長の発言を受けて、大講座制移行の際の人事ポストの流用問題及び人事委員会の設け方について議論をおこなっている。

1992年度概算要求について決定した5月15日の教授会では、大学院重点化と同時に人事充実計画についても以下の方針が確認されている。①教授補充人事の際に助教授の関与を何らかの形で認める、②新分野の人事については、教授・助教授と特定しない委員会を設ける、③実務家及び外国人研究者等の任期付の教官人事を考える、④人事運用に伴って生じる多様な問題を調整するために、新たに「人事調整委員会」を設置する。

教官人事の推進は、概算要求に向けての文部省折衝でも指摘されていた点であるが（第1節参照）、改善は容易ではなかった。1992年2月から3月にかけての教授会及び教官懇談会では様々な対応策が議論されている。「専門分野の幅を広げ、民間からの客員教授或いは外国人教官の招聘等バラエティに富んだ採用を行い、教育・研究の充実を図る」ために「人事調整委員会」を改組し「人事計画委員会」的組織を設置することも提起されている（同年6月17日教授会）。この組織は「人事運用検討委員会」とされ、設置目的は「全学部的視野に立って、運用方針の検討を行い、講

座ポストの流動的運用、調整を図る」ことに置かれた。また「委員会の役割は全学部的観点からの人事計画推進にあり、個別具体的人事選考における人事委員会の機能に変更を加えるものではない」ことが確認されている（同年7月15日教授会）。この委員会の役割は、「総合人事委員会」（後出）に引き継がれていく。

このようにして、定員充足率は吉村学部長から小山学部長の時期に徐々に改善されていき、1993年5月1日現在では、教授78%、助教授（講師）37%、助手78%の計62%、また同年10月1日現在では、教授81%、助教授（講師）40%、助手84%の計66%にまで向上した。

総合人事委員会方式への移行

2001（平成13）年4月4日の研究院教授会において、「教官定員運用委員会を改組して、定員運用に限らず総合的観点から、法科大学院設置を視野に入れた人事関係委員会の設置を検討」することが了承され、7月18日の研究院教授会で「総合人事委員会」の設置が承認された。その役割は「法学研究院の長期的展望に立って人事政策を遂行するため、講座横断的な人事政策を策定する」ことに置かれた。11月14日の研究院教授会では、同委員会によって「人事手続についての申し合わせ」が提案され、これによって「総合人事委員会の下での人事は、教授会が全体として人事に責任を負うという立場にあることをあらためて確認し、その教授会の責任を全うするに相応しい手続を工夫することによっておこなうことにする」という基本方針が確認されることとなった。

採用人事

上述のように組織再編に向けて定員充足率を向上させることが課題の1つとなり、本章が対象とする期間には以下のような多くの教授・助教授が着任した（着任順、肩書は着任時、後出の短期任用者を除く）。

大石 眞^{まこと} 助教授（1990年4月、憲法）、井上治典教授（1991年4月、民事訴訟法）、大出良知教授（1991年4月、刑事訴訟法）、江口厚仁助教授（1991年4月、法社会学）、藪野祐三教授（1992年4月、政治学）、野田進教授（1992年4月、労働法）、北川俊光教授（1993年1月、国際取引法）、清水巖教授（1993年4月、商法）、山本顯治助



図1-24 法学部教授・助教授集合写真（1992年）
前列右より3人目吉村徳重学部長。

教授（1993年4月、紛争管理論）、直江眞一助教授（1993年4月、西洋法制史）、関口正司助教授（1993年4月、政治学史）、^{あごろ}吾郷眞一教授（1993年10月、国際経済法）、大隈義和教授（1994年1月、憲法）、衣笠哲生教授（1994年4月、政治学）、齊藤文男教授（1994年4月、憲法）、大河原伸夫助教授（1994年4月、政治学）、伊藤司助教授（1994年4月、刑法）、兒玉寛教授（1996年4月、比較法）、安藤高行教授（1996年4月、憲法）、豊永郁子助教授（1996年4月、政治学）、熊野直樹助教授（1996年4月、政治史・外交史）、^{なるふみ}角松生史助教授（1996年4月、行政法）、川嶋四郎助教授（1997年4月、民事訴訟法）、曾野裕夫助教授（1998年4月、民法）、八田卓也助教授（1999年1月、民事訴訟法）、^{いづみ}出水薫助教授（1999年12月、政治学）、木佐茂男教授（2000年4月、行政法）、木村俊道助教授（2000年10月、政治学史）、レビン・小林久子助教授（2001年3月、紛争管理論）、阿部道明助教授（2001年4月、国際取引法）、^{さわよ}望月清世助教授（2001年10月、法社会学）、武内謙治助教授（2001年10月、少年法）、香山高広助教授（2002年4月、民法）、^{しげる}南野森助教授（2002年4月、憲法）、五十君麻里子助教授（2002年4月、ローマ法）、笠原武朗助教授（2002年4月、商法）、

西山芳喜教授（2003年4月、会社法）、渡邊康行教授（2003年10月、憲法）、渡辺徹也助教授（2003年10月、租税法）、岡崎晴輝助教授（2004年2月、政治学）。

このうち、北川教授は（株）東芝国際法務主監出身であり、この人事はマスコミ各紙でも注目され、「東芝社員、九大教授に転身、紛争処理の実践教えます」（『朝日新聞』1992年10月29日付夕刊西部版）等の紹介がなされた。同じく東芝から北川の後任として採用されたのが阿部である。

他機関出身者の採用による人事の活性化

他方、1993（平成5）年7月14日の教授会では「他機関在職者任用検討委員会」が設置され、官公庁等に在職する者を短期任用するための受け入れ体制について検討を始め、同年9月1日の教授会では、「他の機関に在職する者の短期間任用についての申し合わせ」が承認されている。その結果、官庁出身では、特許庁より熊谷健一助教授（1994年4月、知的財産法）が、総務庁から平井文三助教授（1996年4月、行政学）が、また厚生（厚生労働）省からは社会法担当として次の3名が相次いで採用された。増田雅暢助教授（1996年7月）、伊奈川秀和助教授（1998年7月）、中嶋誠助教授（2001年8月）。大蔵省出身で三菱総研に所属していた山田治徳助教授（1998年10月、行政学）、文部科学省からは高田英一助教授（2001年4月）も採用された。高田助教授は、法学部最初のマネージメント教官として、社会連携・財務を担当した。高田助教授の後任として小松幸恵助教授（2003年4月）がやはり文科省から採用された。

ジャーナリストとして次の4名が1年任期で赴任した。長元朝浩助教授（1999年4月、沖縄タイムス社）、諸見里道浩助教授（2000年4月、同）、前泊博盛助教授（2001年4月、琉球新報社）、仲田清喜助教授（2002年4月、同）。また、部局内のマネージメントに関わる職務が増大するにつれ、2人目のマネージメント担当として、NTT出身の岡田昌治助教授（2002年10月）が採用された。この人事に際しては、職務の特殊性から募集の広告記事を新聞にも掲載した。最後に、府本礼司助教授（2003年4月）が沖縄県庁から任期1年で採用されている。

なお、このような期限付雇用とは別に、1995年9月には、大学審議会によって大学教員への任期制導入が提言されており、九州大学においては全学執行部によって

任期制法案の独自の解釈の下に全学的に任期制を導入する動きが強まったが、法学研究院教授会においては、2000年10月以降、総長補佐会において検討中の「素案」が紹介され、その問題点の摘出がおこなわれた。以来、任期制によるポストは設けていない。

他方、常勤の教員ではないが、1999年度概算要求において民刑事法学連携と国際関係法学連携の2つの連携講座の新設が認められて以来、前者については福岡県弁護士会から3名の弁護士が、後者については国際問題研究所から3名の研究員が、それぞれ非常勤教員として派遣されている。とくに前者についてはマスコミでも取り上げられ、「九大が弁護士と連携講座、法理論と実践橋渡し」（『日本経済新聞』1999年5月4日付朝刊西部版）等と報道されている。

外国人講師・助手の採用

1992（平成4）年4月9日の教授会において、教官スタッフとしての外国人教員（講師または助手）の任用を検討するための委員会が設置され、翌年4月21日の教授会では「外国人講師・助手採用の申し合わせ」が承認された。この制度によって採用されたのは次の講師・助手である（着任順、肩書は着任時）。テオドル・J・ジルマン助手（1992年9月、英米法）、チャールズ・A・カウワン講師（1993年6月、英米法）、^{バクベゴン}朴培根講師（1994年4月、国際関係法学）、ティム・デ・マイヤー講師（1994年9月、ヨーロッパ関係法）、トマス・B・ギンズバーグ講師（1997年10月、トランスナショナル法）、マーク・フェニック講師（1999年4月、YLP（後出）担当）、シュテファン・フォォーグル講師（1999年4月、ドイツ法）。

外国人教授・助教授

1994（平成6）年10月の試行に始まる大学院英語コース（後出）の拡充も大きな要因となって、教授・助教授にも以下の多くの人材が採用されている（着任順、肩書は着任時）。^{キムヨンソウ}金龍瑞教授（1993年4月、行政学）、王亜新助教授（1994年4月、比較法）、ルーク・ノッテジ助教授（1997年4月、トランスナショナル法）、チャスラヴ・ペイヨヴィッチ助教授（1997年10月、国際私法）、徐治文助教授（1998年4月、商法）、ピシェット・マオラノン助教授（1998年8月、裁判学）、^{イジョン}李鋌助教授（1998

年10月、社会法）、ローレンツ・コデリッチ助教授（1999年10月、行政法）、張建国助教授（1999年10月、東洋法制史）、李黎明助教授（2001年10月、中国法）、プロカティ・キティサック教授（2001年11月、YLP（後出）担当）、常凱助教授（2002年5月、労働法）、^{イウンヨン}李銀栄助教授（2002年10月、労働法）、^{イグングァン}李根寛助教授（2003年3月、国際法）、ラワン・タナシラパクン助教授（2003年9月、YLP担当）、^{リホンビョ}李弘杓助教授（2004年3月、政治動態分析）、^{ハンサンヒー}韓相熙助教授（2004年3月、国際法）、^{チェジョンジク}崔鍾植助教授（2004年3月、韓国法）。

このような外国人採用の増加はマスコミでも注目を集め、「九大法学部のキーワードは「実学」 世界の頭脳ハンティング 教員陣を多国籍化 米・韓に続きILO職員も」（『西日本新聞』1993年9月13日付夕刊）という報道もなされた。

第3節 教育改革

学士課程教育

本章が対象とする期間においては、学生定員の変動、入試改革、カリキュラムの改革等がおこなわれた。

学生定員の変動は次の通りである。1992（平成4）年度には臨時増募学生定員20名を既存の増募10名に加えて計30名増となり、1学年定員は300名となった。1993年度入試では、推薦入学募集人員を30名から40名に変更。1995年度入試では臨時増募の学生定員10名減。その結果、前期260名（推薦入学の募集定員40名を含む）、後期30名となるが、翌1996年度については後期日程募集定員増の要請を受け、前期257名、後期33名とした。1997年度入試からは臨時増募定員をさらに20名削減した結果、学生定員は290名から270名へ。内訳は、推薦入試35名、前期日程205名、後期日程30名。しかし、1997年度については、その後文部省から総定員280名との通知があり、推薦40名、前期207名、後期33名に変更。1998年度より270名（推薦40名、前期197名、後期33名）に変更。結局、臨時増募定員30名は1995年度、1997年度、1998年度に各10名減となり、すべて解消した。

1999年4月に学内共同教育研究施設としてアドミッションセンター（AC）が設置され、学部入試の多様化が研究されることになるが、農学部および薬学部と並んで、法学部においても、従来の推薦入試に代わるものとして、アドミッション・オフィ

ス（AO）入試が導入された。これは、国立大学として初めての試みであった。11月に実施されたAO入試は2段階選抜方式により、1次試験では、論文試験（英文読解問題を含む）と調査書、推薦書、志望理由書により選抜を行い、2次試験は、1次試験の合格者に対して口頭試問を行うというものであった。同年12月16日に初の合格発表があり、40名の合格者が出た。

手間暇かけたAO入試は、成績優秀な学生の選抜のための有効な方法として機能し、他大学からの問い合わせ等もあった。しかし、その後入学学生に質的变化が現れ始めた。2001年度から九州大学に「文系系学部横断型システムによる新しい教育プログラム」として「21世紀プログラム」が設置され、AO入試が採用されたことも、法学部のAO入試に影響を与えることになった。入学後の厳密な追跡調査を踏まえて、結局2010年度入試からAO選抜を廃止することを2007年12月に決定した。表面的には、全国的なAO入試拡大の動きに逆行するよう見えるが、10年の経験を経て、法学部ではAO入試はその歴史的役割を終えたと判断したためである。

なお、2002年度入試においては、法科大学院設置の動きの中で「法学部の人気」が急騰した。マスコミでは「実学志向、法学部人気ひとときわ」（『読売新聞』2002年1月19日付夕刊西部版）、「法学部に人気、ロースクール効果」（『日本経済新聞』同日付夕刊西部版）等と注目された。

次に、履修カリキュラムについて見ると、1987（昭和62）年のカリキュラム改正によって「法律専攻」と「政治専攻」という2大区分が採用されたが（第5章第3節参照）、1993（平成5）年にはこれを「学生の問題関心及び社会の多様化や国際化に即して再編する」案が提起された。具体的には、「法文化コース」「市民法務コース」「アドミニストレーションコース」「国際法政コース」「政治コース」という5つの履修モデルを設定するものである。このコース案は1999年度以降「法律コース」「法政策コース」「国際ビジネス法コース」「政治コース」の4コース制に再編された。学生は、卒業後の進路をにらんで、各自の希望にしたがってコースを選択して履修することになる。コースによって必修科目及び選択必修科目の設定、単位の取り方に違いがあるが、「絶対的な必修指定科目を置くのではなく、緩やかな選択必修と自由選択制を組み合わせた科目履修方式」である（『学生便覧』）。このようなコース制は、しかし、積み上げ型の履修が果たされないことを理由として、2004年度入



図1-25 法学研究科歓迎会集合写真（1999年4月21日）
前列右より6人目石川捷治法学研究科長。

学生から廃止された。

進学制度は1995年度から廃止され、1997年度からは、コース選択の履修指導も含めて1年次の「法政基礎演習Ⅰ」が低年次ゼミとして開始された。他方、高年次ゼミについては、少人数ゼミの理念を現実のものとするために、2002年度から参加人数の上限を25名としている（後20名に変更）。

学生のケア面では、2002年4月から学生相談（学習相談・進路相談）のための「相談室」が試行的に設置され、学務委員を中心に相談に応じることになった。場所は当初「辞書室」を利用していたが、後に「修学相談室」として別室に移動した。また、「法学部HP管理委員会」が設置され（2003年5月21日研究院教授会）、ウェブ上で正確な情報を学生に迅速に伝える体制が整えられた。

大学院教育の多様化

1992（平成4）年2月24日の臨時研究科委員会において、1993年度概算要求との

関連で、段階的な試みとして、修士課程におけるフレックスコース（民刑事法学専攻）の試行が了承されている。試行案としては、弁護士への再教育、自治体法務担当者への再教育および養成、企業法務担当者の再教育が挙げられたが、その中でも、弁護士の再教育については弁護士会から協力の回答も得た。初年度（1992年度）は弁護士6名の合格者が出た。1993年度には、弁護士に加え、公務員、民間企業出身者も含まれた。後に、本コースは「専修コース（社会人）」と名称を変更し、すべての専攻を対象として社会人一般に対するリフレッシュ教育を目指すものとなった。「フレックス」とは「学問・研究の中身を『より柔軟に』という意味である」（『フレックスコースの案内』）。講義としては、多数の実務家を招聘して開講される「総合特別講義」が特徴である。選考方法は、第1次試験の書類審査、第2次試験の小論文試験および口頭試問からなる。

次いで、1993年度からは「大学法学部を卒業した直後の人々が引き続き高度な専門的あるいは実務的知識を修得する機会を提供するもの」として、アドバンストコース（後に「専修コース（一般）」に名称変更）の募集も開始した。選考方法は、筆記試験（主専攻科目及び選択科目の各1科目。ただし、選択科目は外国語で替えることができる）、口頭試問等。九州地区では初めての試みであるため大きく取り上げられ、新聞記事の見出しには「実践重視」「実務」などの文字が並んだ（1992年8月11日付朝刊各紙）。以後、修士課程は、研究者コース、フレックスコース、アドバンストコースの3つのコースから構成されることになる。1993年度3コースの合格者は、それぞれ6名、23名、18名の計47名であった。

大学院英語コースの設置および拡充

1994（平成6）年10月より修士課程にLL.M.（Master of Laws）コースが試行的に設置された。本コースの特徴は「東南アジアの国々を中心にオセアニア・アメリカ・ヨーロッパ諸国をも含む外国の留学生を対象に、日本の観点に立った『国際経済・ビジネス法』の教育を行う。授業・論文指導はすべて英語で行う」というものであった。本コースの設置はマスコミでも注目され、「世界のリーダー、日本で育てよう、九大が10月から」（『日本経済新聞』1994年6月27日付夕刊西部版）と取り上げられた。修業年限は原則1年、予定院生数は最大10人。コース運営には「LL.M.コー

ス実施委員会」があたった。

1999年度からは「国際経済ビジネス法特別コース（博士後期課程）」(LL.D. : Doctor of Laws) が開始した。文部省からの示唆もあり、大学院重点化の概算要求の中で、法学研究科の整備の一環として、先行実施しているLL.M.コースの実績を基に、国際化への対応を一層積極的に推進するためである。定員は当初4人程度であった。

これと並行して、政治学分野でも1999年度からさしあたり試行として、留学生を対象とした英語による修士課程プログラムとして「アジア比較政治行政」(CSPA) プログラムが実施されている。本プログラムの目的は「アジアの国々を中心に、オセアニア・アメリカ・ヨーロッパ・アフリカ諸国をも含む外国の留学生を主たる対象に、アジア比較政治行政学の教育をおこなう」ことにある。予定院生数は5名程度である。

さらに、ヤング・リーダーズ・プログラム (YLP: Young Leaders Program) 法律コースの新設が2001年度概算要求に追加された。定員は10名。同コースの目的は「アジア諸国等の将来のナショナル・リーダーの養成に貢献するとともに、彼らの日本に対する理解を深めることを通じて、世界各国の指導者層の間に人的・知的ネットワークを創り、我が国を含む諸国間の友好関係の構築に寄与すること」にある（『ヤング・リーダーズ・プログラムの在り方について』）。

研究者コース志望者の減少

すでに1998(平成10)年9月16日の研究科委員会において、本学からの研究者コース受験者が顕著に減少傾向にあることについて議論がなされているが、大学院重点化後の法学府入学状況を見てみると、2000年4月時点では、修士課程が研究者コース14名、アドバンストコース24名、フレックスコース19名の計57名、博士後期課程が17名であったが、その後徐々に減少化の傾向が進み、2004年4月時点では、修士課程研究者コース11名、博士後期課程6名の入学者となっている。このような傾向は以後改善されていない。

研究者養成の危機的状況は、九大に限らず、全国的傾向であり、7大学法経学部長会議などの場でも議論されたが、有効な対処法は見出されてはいない。とりわけ

深刻な博士後期課程の充足については、募集要項も全国の50大学程度に拡大して配布しているが、減少傾向に歯止めをかけることは容易ではない状況が続いている。2004年4月に法科大学院が新設されたことも、研究者コース受験生の減少に拍車をかけている。

第4節 研究状況

個々の研究

本期間中に退職し、名誉教授となった教授とその主要な研究テーマは次の通りである（退職順）。

有地^{とおる}享教授（民法、とくに家族法）、近藤昭三教授（行政法、とくに行政救済法および日本行政法とフランス行政法の比較研究）、高林秀雄教授（国際法、とくに海洋法研究）、畑穰教授（法社会学、とくに実態調査を基礎とした実証的研究と理論法社会学研究）、徳本^{まもる}鎮教授（民法、とくに民事責任の研究）、石塚英夫教授（日本法制史、とくに徳川幕府刑法の研究）、徳本正彦教授（政治学、とくに北九州市成立過程の研究）、手島孝教授（憲法、とくに行政国家論、新行政概念の提唱）、吉村徳重教授（民事訴訟法、とくに判決の効力論の研究）、衣笠哲生教授（政治学、とくに選挙分析・政治意識の分析）、井上正三教授（裁判学、とくに手続保障の「第三の波説」の提唱）、三島^{よしおみ}淑臣教授（法思想史、とくに近代ドイツ観念論および現代ドイツ自然法論）、齊藤文男教授（憲法、とくに情報法学）、小山勉教授（政治学史、とくにトックヴィル研究）、菊池高志教授（社会法、とくに労働契約論）、伊藤昌司教授（民法、とくに相続法の研究）、今里滋教授（行政学、とくに現代行政の理論的・実証的研究）、河野正輝教授（社会保障法、とくに高齢者福祉および権利擁護論）、森淳二朗教授（商法、とくに会社法の多面的研究）、安藤高行教授（憲法、とくに近代イギリス憲法思想史研究）。

1995（平成7）年3月刊の『法政研究』第61巻第3・4合併号は「九州大学法学部創立70周年記念論文集」として上下2巻からなり、上巻には基礎法学・政治学関係の8論文、下巻には公法・社会法、民刑事法、国際関係法関係の12論文が収録されている。本論文集は同年11月に『法と政治—21世紀への胎動』（上下2巻）として九州大学出版会から出版されている。



図1-26 法学部の学術刊行物

左から『九州大学法学部創立30周年記念論文集 法と政治の研究』（1957年）、『九州大学法学部創立50周年記念論文集』（1980年）、『九州大学法学部創立70周年記念論文集 法と政治 21世紀への胎動』（2巻、1995年）、『九州大学法学部創立80周年記念論文集』（2005年）。

なお、法学部教員の研究発表の場である『法政研究』については、「執筆者の範囲を拡大し、優れた論文に対する投稿機会を拡大すると共に、編集機能を強化することにより、学会誌としてのさらなる質の向上を図る」主旨で、1997年にレフェリー制度が導入された。

また、教育および大学の管理運営に費やす時間の増大によって犠牲にされがちな研究のための時間を確保するために、研究専念期間としてのサバティカル制度が1997年4月から試行的に導入されている。

国際会議・国際研究集会・国際シンポジウム等の開催

この間に開催された国際シンポジウム等とその中心となったスタッフは次の通りである。1991（平成3）年度「ローマ法国際シンポジウム：委任およびその関連制度」（西村重雄教授）、1992年度「Peace in Asia, towards the 21st Century」（藪野祐三教授他）、1993年度「国際民事訴訟法シンポジウム」（河野俊行助教授）、1996年度「知的財産と国際紛争処理」（北川俊光教授）、1997年度「復交以来25年間の日中

貿易の発展について」（石川捷治教授）、「アジアにおける法律制度の発展」（吾郷眞一教授）、1998年度「日本民法百年：比較私法史的検討」（西村重雄教授・児玉寛教授）、「アジアの分権」（藪野祐三教授・石川捷治教授）、「グローバリゼーションと法・企業・取引」（河野俊行教授）、「アジアにおける法律制度の発展」（吾郷眞一教授）、1999年度「日中比較刑事法」（内田博文教授・土井政和教授）、2000年度「アジア経済危機後の経済法改革」（吾郷眞一教授）、2001年度「グローバリゼーションと国際ビジネス法—日本留学の意義」（吾郷眞一法学府長）、2002年度「アジア学術セミナー」（日本学術振興会との共催）。

科研の採択状況

この間に採択された科研費による研究課題のうち、法学部教員が代表となった大型の種目は以下の通りである。総合研究(A)「バシリカ法典成立過程の実証的研究」（西村重雄教授、1991～1993年度）、基盤研究(A)「日本民法典諸規定のローマ法的沿革に関する実証的研究」（西村重雄教授、1996～1998年度）、同「サイバースペース上の英語による日本法センター構築の為の研究」（柳原正治教授、1997～1999年度）、同「グローバリゼーションの時代における法、取引、企業の為の法的枠組み構築の為の研究」（河野俊行教授、1999～2001年度）、同「グローバリゼーションと法」（河野俊行教授、1999～2001年度）、同「刑事事件の処理と訴追過程の総合的研究」（大出良知教授、2001～2003年度）、同「グローバリゼーションと多文化共存社会の調和のための法モデル構築の研究」（河野俊行教授、2003～2006年度）、国際学術研究「短期留学コースのための英語による基礎教科科目の開発（文科系科目を中心として）」（西村重雄教授、1997～1999年度）、同「アジア太平洋地域における法の役割」（吾郷眞一教授、1998～2000年度）、一般研究(B)「公務員のキャリア形成を中心とした人事行政システムの有効性に関する実証的研究」（今里滋教授、1993～1994年度）、基盤研究(B)「更生保護基本法」制定に向けての立法学的研究」（土井政和教授、1997～2000年度）、同「企業不祥事・企業危機の早期回避システムの整備」（森淳二郎教授、2001～2004年度）、同「日韓における近代国際法受容過程の比較研究」（柳原正治教授、2001～2003年度）、同「ドイツにおける行政の改革（Modernisierung）の法学的研究」（木佐茂男教授、2002～2003年度）、同「民事救済法理論の解釈

論的・法社会的・比較法的総合研究」（川嶋四郎教授、2003～2006年度）、同「イギリス中・近世史資料の総合的研究」（直江真一教授、2003～2006年度）、同「東アジアにおける近代ヨーロッパ国際法の受容と伝統的華夷秩序の相克に関する研究」（柳原正治教授、2004～2006年度）。

第5節 国際交流の拡大・強化

部局間学術交流協定の拡充

本章が対象とする期間においては、次の大学等と部局間学術交流協定が締結されている。タイ王国タマサート大学法学部（1995年5月）、オランダ王国アムステルダム大学法学部（同年9月）、香港大学法学部（同年9月）、オーストラリア・モナシュ大学法学部および人文社会科学部（1996年6月）、タイ王国チュラロンコン大学法学部（同）、ニュージーランド・ウェリントン・ビクトリア大学法学部（1997年1月）、カナダ・ビクトリア大学法学部（同年4月）、アメリカ合衆国コロンビア大学ロースクール（1998年6月）、北京大学法律学系（1999年5月）、ベルギー・レウヴェン・カトリック大学法学部（同）、フランス・ペルピニャン大学（同）、中国・清華大学法学院（2001年10月）、上海社会科学院（同）。

国際交流の多様な局面

1997（平成9）年4月23日教授会では、タイ王国チュラロンコン大学法学部へのLL.M.（ビジネス法）教育協力に関する覚書（MOU）が承認されている。九州大学法学部、プリティッシュ・コロンビア大学（カナダ）法学部、ビクトリア大学（カナダ）法学部がパートナー大学として、チュラロンコン大学法学部における大学院コースを発展させるために協力することの合意である。

1998年度には、法学部国際学術交流振興基金による海外留学助成事業として、大学院博士後期課程の在学者が海外に留学するに際し、留学費用（最高100万円）を助成することによって、国際交流を推進し、国際的レベルで活躍する研究者の育成に資することを目的とする助成事業が始められた。

2000年1月に韓国研究の国際的拠点を目指す「韓国研究センター」が全学的組織として完成したが、法学部からも政治学関係の教員を中心に大きく関わることに

なった。石川捷治教授は初代のセンター長を務めている。

2003年7月にはアメリカ合衆国デューク大学サマースクールを西新国際研究交流プラザで実施するために協力。また同年度には、他の8大学と共に、設立メンバーとして、国立シンガポール大学アジア法研究所（ASLI）への参加も始まっている。

なお、1993年には、ドイツ学界との学術交流の功績で西村重雄教授（ローマ法）がフィリップ・フランツ・フォン・シーボルト賞を受賞している。

第6節 点検・評価活動の展開

活動報告書

九州大学法学部は、全国の主要な法学・政治学系の学部の中でもかなり早い段階から自己点検・評価活動に取り組んできた。

1991（平成3）年3月には『1990年度教官活動報告書』と題する法学部における最初の自己点検・評価報告書が公にされている。その「はしがき」において、吉村学部長は本報告書作成の目的について「各自の自己評価を顕在化・客観化することによって、専門分野間の相互理解と相互交流を深め、もって法学部における研究教育の活性化を図るため」と記している。本書では、当時在籍していた教授・助教授31名が、過去3年間における教育・研究・管理運営・学外活動等について報告をおこなっている。

同年には「法学部自己点検・評価委員会」が設置され（同委員会は、その後1999年の大学院重点化により「法学研究科自己点検・評価委員会」、さらに2000年の研究院制度導入により「法学研究院等自己点検・評価委員会」に名称変更）、同委員会を中心に、1998年10月には2冊目の自己点検・評価報告書が『九州大学法学部：現状と課題』という300頁近くに及ぶ大部な形で公開された。上記『1990年度教官活動報告書』からの7年間は、上述のごとく、大学院改革（大学院重点化）が進められており、石川学部長は、「刊行によせて」において、本報告書を「単に過去7年間の自己点検・評価報告書としてではなく、九州大学法学部の20世紀の総括・集大成と位置づけ、各自の自己評価及び学部全体の自己評価を公表することにより、20世紀の遺された時間に学内・学外を問わず広く社会的判断を仰ぎたいと考えている」と記している。

この報告書は、大きく「第1部：大学院の現状と課題」「第2部：活動状況の記録」の2部構成となっており、第2部はさらに、「第1章：教育」「第2章：研究動向」「第3章：国際交流」「第4章：社会連携」に分かれている。第2章におかれた「個人研究活動」が100頁近くを占めており、上記1990年度版に引き続き、これが主要な部分であることは間違いないが、第3章と第4章がとくに置かれている点が、当該時期の法学部の活動の特徴を物語っているといえよう。42名の教授・助教授による教育・研究・学内活動・学外活動等が網羅されている。また、学生アンケートの結果、博士号審査報告等の多くの資料、データが掲載されていることも本報告書の特徴である。「あとがき」は、「この自己点検評価報告書の発刊は、ひとつの作業の完結と言うよりは、むしろ外部からの再評価を得ながら新たな方向性を模索していくための一里塚ないし出発点にほかならない」と結ばれている。

外部評価制度（経営諮問会議）の導入を含む点検・評価の充実

大学院重点化を契機として、教育・研究の質の向上のための自己点検・評価活動の意味は一層増大した。そのため、1999（平成11）年度には評価における客観性を担保するための外部評価制度を導入し、国内外の有識者による外部評価を実施した。最初の外部評価委員は、石井紫郎（国際日本文化研究センター教授）、三谷太一郎（成蹊大学法学部教授）、中坊公平（弁護士）、フランク・アプハム（ニューヨーク大学ロースクール教授）という著名な4名の方々であった。委員には事前に諸資料と「自己点検・評価書（原案）」に目を通してもらい、授業見学、大学院生との面談、関係教官との面談等の実地調査の上、評価をお願いした。

外部評価の内容とそれを踏まえた自己点検・評価書は、自己点検・評価委員会（河野俊行委員長）によって、2000年3月に『九州大学大学院法学研究科 自己点検・評価報告書』として発刊された。本報告書には400頁を超える膨大な『九州大学大学院法学研究科 自己点検・評価資料集』も付されている。これが3冊目の報告書であり、記述は九州大学の全学共通のフォーマットに則してなされている。点検・評価の対象年度は1995年度から1998年度までの4年間であり、必要に応じて1999年度にも言及がなされている。本報告書と資料集は法学部ホームページからも参照することができる。

なお、外部評価制度は、その後2000年に「外部評価委員会」制度を改組した「法学研究院等経営諮問会議」の設置によって、改善につながる評価・助言のための制度としての性格を明確化した。同会議のメンバーは「学界、法曹界、官界、財界等の中から広く大学に関する知見を有する方々で構成されることが望ましい」（2000年9月20日研究院教授会）とされた。

2003年11月には自己点検・評価委員会（土井政和委員長）によって、『九州大学大学院法学研究院自己評価書：大学評価・学位授与機構による分野別研究評価「法学系」の実施と法学研究院における改善の指針』の名の下に、4冊目の報告書が刊行された。副題に示されているように、この報告書は「大学評価・学位授与機構」による法学研究院における2001年度分の研究活動を対象とする評価が実施されたのを機会に作成されており、その主たる内容は、2002年7月に大学評価・学位授与機構に提出した「分野別研究評価自己報告書『法学系』」（2001年度着手分）と、同機構によるヒアリングおよび同機構による「『法学系』研究評価報告書」、経営諮問会議による評価意見書、これらの評価に対する「法学研究院の対応と今後に向けた施策」から構成されている。

本報告書の「おわりに」において、同委員会副委員長の関口正司教授は次のようにまとめている。日本における大学評価は、1991年の設置基準の大綱化から1998年の大学審答申以前までの第1段階、同答申以後の第2段階を経て、法人化がなされる2004年4月は大学評価の第3段階の起点となり、これ以降は評価の基準は中期計画が中軸となる。「もはや評価基準に悩むのではなく、計画達成こそが努力の中心になる」と。

なお、以上の活動とは別に、「学部教育の内容・手法等の改善」の一環として、学生による授業評価の試行的実施が2000年よりおこなわれている。授業評価はあくまで授業改善を目的とするものであり、教員の判断に基づいて結果のフィードバック、所見の公表等もおこなわれている。また、2001年9月には、本部局における改革の取組みを世界に向けて発信すべく、法学部、法学研究院、法学府の現状説明と教育・研究の目的・目標について英文版を作成し、ホームページに掲載した。

第7節 法人化および法科大学院設置に向けて

法人化への対応

2004（平成16）年4月に国立大学は法人化し、また全国の多くの法学部に法科大学院（ロースクール）が設置された。同時に生じたこの2つの大きな改革は長い準備段階を経て実現されたものである。法人化対応については、すでに1999年8月25日に「国立大学の独立行政法人化問題について」を議題として、臨時研究科教授会が開催されている。関口教授より法人化の全体の経緯と政府の行政改革の動き等今後の推移について説明がなされ、また法学研究科有志検討グループが取りまとめた「国立大学の独立行政法人化についての考察」レポートを基に説明がなされ、種々議論がなされている。

この後「独立行政法人化問題検討WG（ワーキング・グループ）」が設置され、「中期計画」策定の基本姿勢（①ソフト面の重視、②評価可能な計画策定、③計画達成度を判定するチェックポイントの設定、④部局の個性を明確化する戦略的取組みの必要性）が確認されている（1999年10月20日研究科教授会）。以後、同WGによって中期計画案が精力的に検討され、2001年5月30日には、九州大学国際ホールにおいて、内田博文研究院長による法人化問題に関する講演もおこなわれている。7月18日の研究院教授会では、同WGが取りまとめた「国立大学の独立行政法人化と今後の課題（案）」が報告され、翌2002年12月18日開催の研究院教授会において、中期目標・中期計画について文科省によって提示された「新しい『国立大学法人』像について」に付せられた「中期目標・中期計画の記載事項例」に準拠した「法学研究院中期計画原簿」が確定版として承認されている。

法科大学院設置の準備

法人化への対応と並行して、法科大学院の設置に向けて1999（平成11）年度からWGが設置される等入念な準備が進められたが、これについては第2編を参照されたい。

第8節 センターの設置・社会貢献等

法学研究院附属各センターの設置

2001（平成13）年2月14日の研究院教授会において、マネジメント担当教員を配置し、法学・政治学の教育・研究の不断の改革に資する調査研究をおこなうことを目的として、「総合企画センター」が設置された。また、同教授会において、YLP関係教員を配置し、「アジア諸国の法及び共通の法的諸問題を研究し、国際共同研究等を促進することを目的」として、「アジア法センター」が設置された。同センターについては「アジア法センター開設へ 支援の要望に対応 九大の特色鮮明に」（『西日本新聞』2001年2月25日付朝刊）と、マスコミでも紹介されている。続いて、「紛争管理研究センター」の設置が承認された（2002年1月23日研究院教授会）。設置目的は「紛争解決をめぐる制度および過程を研究し、国際共同研究を促進するとともに、裁判所、弁護士会など他機関と協力して、紛争管理を専門とする人材の育成に貢献する」ことにある。

法科大学院設置準備の進む2002年には「リーガル・クリニック・センター」が設置された。設置目的は「法科大学院の設置に当たって、法律実務をめぐる制度及び過程を研究し、併せて裁判所、弁護士会など他機関と連携して、法律実務の訓練を通して法律実務に携わる人材の育成に貢献する」とされている。

文系地区社会貢献

2002（平成14）年に、梶山千里総長より「文系における社会貢献プロジェクト」について諮問があり、WGを設置し、議論が始まった。同年7月、WGは「文系地区社会貢献委員会」に発展、「九州大学文系地区社会連携連絡協議会」を設置し、自治体、市民団体、教育委員会等と社会貢献の在り方について協議することになった。紙上シンポジウムの他、法学研究院関係では、「紛争管理研究センター」による公開セミナー、リーガル・クリニック関連事業等が企画された。11月30日付『西日本新聞』に、基調シンポジウム「社会と大学一知の融合」の記事が掲載されている。

なお、同事業は以後3年間継続され、その成果は『平成14年度九州大学文系地区社会貢献委員会活動報告書』（2003年3月刊）、『平成15年度九州大学文系地区社会貢献委員会活動報告書』（2004年3月刊）『平成16年度九州大学文系地区社会貢献委員

会活動報告書』（2005年3月刊）にまとめられている。

寄贈図書

前章において図書資料の充実について言及がなされているが、本章が対象とする時期においても、寄贈図書によって2つの文庫が開設されている。1つは、ILO東京支局長として国際的な重責を果たした高橋武博士の蔵書のうち社会法関係の図書の寄贈によるものである。他は、九州大学において主として社会政策の研究をし、後に福岡県知事を務めた奥田八二^{はちじ}名誉教授の寄贈によるものである。それぞれ『高橋文庫図書目録』（1998年）、『奥田文庫図書目録』（2005年）を通して、利用することができる。

民事判決原本の一時保管

保存期間経過後の民事判決原本の一時保管について、九州大学においても全国の国立9大学と分担して協力することになり（1993年10月27日臨時教授会および11月17日教授会）、最高裁と合意文書が取り交わされている。1999（平成11）年5月11日の開学記念行事・学内施設開放においては、一般市民・教職員等を対象として、明治・大正期の民事判決原本の展示を公開した。2000年4月に国立公文書館への移管が承認され、その後、筑波分館への移管作業がおこなわれた。

学部入試をめぐる問題

1998（平成10）年3月12日に実施した個別学力検査（後期日程）における法学部の「小論文」の問題中、参考資料に作成上の誤りがあることが判明した。全答案を精査したところ、当該問題個所によって解答の出来不出来が左右されていないことが確認された。しかし、採点においては当該個所の引用および言及に基づく論述については減点の対象としないこととした。審議の結果47名の合格候補者を決定し、問題作成上の誤りがいずれの受験生にも不利を及ぼさないように配慮することと併せて受験生に謝罪する旨、報道関係機関に通知した。この問題についてはマスコミ各紙で取り上げられ、「九大入試切り貼りミス 大学側謝罪文送る羽目に チェックし切れず？」（『朝日新聞』1998年3月13日付朝刊西部版）等と批判された。

ミスの原因については、問題作成段階における点検体制等に問題があることが判明したため、総合的な点検を行う委員会（「構造問題検討小委員会」）を設け、防止策の検討を進めることになった（1998年4月8日教授会）。検討の結果、①出題委員とは別に問題文点検の責任者となる委員を置き、当該委員の下に出題委員全員が問題文の点検を行う、②継続委員を置き、点検責任者とする等の再発防止体制が敷かれることとなった（同年5月20日教授会）。

第7章 国立大学法人化と法学研究院・法学府・法学部（2004～2012年3月）

2004（平成16）年4月1日、国立大学設置法に基づき設置されていた95国立大学と、15大学共同利用機関は、国立大学法人法（2003年5月25日法律第49号、同年10月1日施行）により、89国立大学法人と4大学共同利用機関法人へ再編された。

第1節 国立大学法人化

九州大学における法人化

法人化は、①自律的運営、②民間的発想によるマネジメント、③学外者の参画による運営システム、④非公務員型の人事システムの実現、また、⑤大学の教育研究成果を第三者評価により事後的にチェックするシステムの導入を目的とする（文部科学省HP「国立大学法人化の概要」よりhttp://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/03052704.htm2014年3月26日最終閲覧）。

九州大学の運営組織は、それまで総長と副学長4名、部局長および評議会により構成されていたのに対し、法人化により、総長、監事2名・理事8名（11名の役員）、部局長、役員会（重要事項を議決）、教育研究評議会（教育研究面を審議）および経営協議会（経営面を審議）とされ、上記①②③に従う運営の実現が目指されることとなった。法学研究院からは、理事・副学長として、柳原正治が選任されている。

法人化に伴い、各国立大学法人（および各部署）は、2004（平成16）年4月1日から6年間の中期目標・中期計画を策定し、目標と計画の達成状況を事後的にチェックするものとされた（上記⑤）。法学研究院でも、第1期中期計画・中期目標を策定し教授会で承認し、事務局へ提出した（2003年6月11日法学研究院教授会）。中期目標達成のため、「法学部・大学院法学府・法学研究院の行程表」も策定した（2004年

7月7日法学研究院教授会)。大学全体および部局の第2期中期目標・中期計画は2010年4月1日から実施された。

各教員についても、教員業績評価のシステムが導入された(2006年度および2007年度は試行、2009年度から本評価を実施)。各教員は「大学評価情報システム」へデータをWeb入力し、前年度Web入力した「教育研究等活動計画書」に基づき、次年度「教育研究等活動状況報告書」を作成し事務局へ提出する。

各教員の「大学評価情報システム」入力状況により、部局の予算が傾斜配分されるシステムも導入され、基準時である11月1日の教員の入力率を可能な限り100%に近づけるため(入力率が95%に達しない場合次年度予算の傾斜配分の査定対象となる)、教授会において入力方について研究院長から協力要請がなされるようになった。

また④非公務員型の人事システムの導入により、教員の地位は、公務員としての任用ではなく、通常の労働契約によることとなった。さらに2004年5月1日より裁量労働制が適用されることとなり、出勤と退出の時間を教員が裁量で決定できるようになったが、健康福祉確保のために必要な措置として、教員は、毎月10日までに、前月にかかる「裁量労働に係る勤務時間及び健康状況報告書の提出」を求められることとなった(2004年9月1日法学研究院教授会)。

労働契約による労使関係となった法人化後は、セクシュアル・ハラスメントについて教授会で報告事項として以前よりも積極的に取り上げられ(2004年4月28日法学研究院教授会)、セミナー研修会を実施し、企画のため委員会を立ち上げる等(2004年6月23日、2005年7月6日、2006年5月24日、同年12月6日、2007年11月28日、2008年5月7日法学研究院教授会等)、ハラスメントに対する教職員の意識を高める取り組みもなされるようになった。

上記のように法人化は、策定された中期目標と中期計画の達成状況を第三者評価によりチェックするシステムを含むが、この認証評価は、7年に1度実施するものとされる。九州大学は、2007年に大学評価・学位授与機構の機関別認証評価を受審し(同年10月1日～2日訪問調査、10月10日法学研究院教授会)、2008年3月27日基準を満たしている旨の評価を受けた(九州大学大学評価HP:評価について:機関別認証評価:<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/hyoka-home/evaluate/accredita->



図1-27 オープンキャンパスで高校生と談笑する教員、学生ボランティアスタッフ
(2011年8月)

tion/institution/lindex.html：2014年3月27日最終閲覧）。

法学研究院としても、すでに2000年9月20日、第三者評価・外部評価のシステムとして「経営諮問会議」を設置していたが、2009年2月19日には、ベロニカ・テイラー（ワシントン大学）、大野誠（西日本新聞）ら経営諮問会議委員（外部評価委員）による外部評価が実施され、テイラーからは、教育に時間をとられて研究が疎かになっていないか、論文著書の数が減っていないか、大野からは、法科大学院と法学部は両立できているか、法学部の存在意義について考える時期にきていないか等の指摘がなされた（2009年3月4日法学研究院教授会）。

事務部統合

2005（平成17）年4月1日より貝塚地区文系事務部が統合された。各学部事務室に庶務掛、会計掛、学生掛、図書掛があったのが、新たに貝塚地区事務部として、総務課、財務課、教務課、図書室へ再編された（法学部棟1階の法学部学生掛、庶務掛、会計掛も、貝塚地区の教務課・学生第3係、および専門職大学院係となった）。事務部統合は、組織の効率化促進の意味で、法人化と無縁ではない。

教員アンケートによれば、各学部に庶務掛や会計掛があり各学部事務室ですべて足りたのが、総務課や財務課等へ各別に足を運ばねばならず遠くなったとの意見がある一方、各学部図書室を文系合同図書室として統合したことは、評価する意見がある（2006年1月11日法学研究院教授会）。学生アンケートによると、第1係、第2係…という名称が分かりにくいとの意見がある一方、合同図書室については、やはり利用可能時間および利用可能図書が増えたのは嬉しいとの意見がある（2005年11月2日法学研究院教授会）。

財 務

法人化により、企業会計原則に国立大学法人の特色を反映させたといわれる会計原則が導入され、事業年度末に残余があれば、文部科学大臣の承認を受けて、目的積立金として繰り越すことも可能となった。法学研究院でも、特別プロジェクトの外国人教員等を採用するため目的積立金約600万円を移算する等、弾力化された制度が活用された（2009年1月27日法学研究院教授会）。

また、法人化に伴う、財政面での対応を検討するため法学研究院内に「財政再建プロジェクトチーム」（委員長野田進）が立ち上げられ、2004（平成16）年10月6日法学研究院教授会において、経費節減のため、教材用コピーに代わり、輪転機の利用やPDFファイルを活用すべきこと、募金活動等による外部資金の導入の必要性等が提言された。

大学改革活性化制度

大学改革活性化制度は、部局の人事総ポイント（その総ポイントから教授1,000、准教授0,790、助教0,583のポイント換算により各部局の人事を行なうことができる）を毎年1%を上限として拠出し、中期目標・中期計画の観点から、各部局より提出された「大学改革活性化制度に係る改革計画書」を審査して競争的に配分する制度で、2011（平成23）年度から導入された（九州大学大学評価HP：評価について：その他独自の取り組み：大学改革活性化制度：<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/hyoka-home/efforts/activation/index.html>；2014年3月27日最終閲覧）。理系有利が予想されるこの制度の導入に対して、当初、法学研究院と法科大学院は、貝塚文

系地区協議会の他の部局と連名で、反対の意見書を提出した（2011年4月27日、同年5月18日法学研究院教授会）。しかし、他方、法学研究院と法科大学院は、改革計画書「法科大学院附属の新人弁護士実務研修センターの設置」を準備し提出した。第1次書面審査の結果、ヒアリングへ進み（ヒアリングへ進んだ18件中17位）、12月19日にヒアリングが実施されたが採択されなかった（2011年12月21日法学研究院教授会）。これ以降、法学研究院は、将来構想委員会を設置する等、活性化制度申請のための取り組みを強化することとなる（2012年1月11日法学研究院教授会）。

第2節 人事

この時期、法学研究院の人事をめぐる動向は、次の通り。

着任した教員（助教授・准教授以上）

上田國廣教授（刑事弁護論、2004年4月、弁護士より着任）、七戸克彦教授（民法、2004年4月、慶応義塾大学より着任）、田中教雄教授（民法、2004年4月、関西学院大学より着任）、中窪裕也教授（労働法、2004年4月、千葉大学より着任、2007年3月まで（一橋大学へ転出））、松生光正教授（刑法、2004年4月、姫路獨協大学より着任）、金炳^{キムビョンハク}学助教授（民事訴訟法、2004年4月、早稲田大学より着任、2007年9月まで（福島大学へ転出））、小池泰助教授（民法、2004年4月、姫路獨協大学より着任）、嶋田暁文^{たまり}助教授（行政学、2004年4月、学振特別研究員（PD）より着任）、溜政仁助教授（沖縄問題（九州大学法学研究院沖縄研究プログラム）、2004年4月、沖縄県庁より着任、2005年3月まで（沖縄県庁へ転出））、井原辰雄助教授（立法学、2004年8月、厚生労働省より着任（招聘教員）、2007年7月まで（内閣法制局へ転出））、阪本昌成教授（憲法、2004年7月、広島大学より着任、2008年3月まで（立教大学へ転出））、小島立^{りゅう}助教授（知的財産法、2005年3月、東京大学より着任）、田中孝男助教授（行政法、2005年3月、札幌市役所より着任）、井上宜裕^{たかりろ}助教授（刑法、2005年3月、清和大学より着任）、龔刃^{キョウニンニン}韌教授（国際法、2005年3月、北京大学より着任、2007年3月まで（北京大学へ転出））、潮平芳和助教授（沖縄問題、2005年4月、琉球新報社より着任、2006年3月まで（琉球新報社へ転出））、大橋將助教授（マネジメント担当、2005年4月、有斐閣より着任、2008年3月まで（日本赤十字九州国際

看護大学へ転出))、八谷まち子助教授(留学生担当・国際政治、2005年3月、講師より昇任)、安西文雄教授(憲法、2006年4月、立教大学より着任)、笠木映里助教授(社会保障法、2006年4月、東京大学より着任)、上間正敦助教授(沖縄問題、2006年4月、沖縄タイムス社より着任、2007年3月まで(沖縄タイムス社へ転出))、豊崎七絵助教授(刑事訴訟法、2006年10月、龍谷大学より着任)、西英昭助教授(中国法、2006年10月、京都大学より着任)、原田大樹助教授(行政法、2006年4月、講師より昇任)、赤松秀岳教授(民法、2007年4月、岡山大学より着任)、遠藤步准教授(比較法、2007年4月、東京都立大学より着任)、上田竹志准教授(民事訴訟法、2007年4月、久留米大学より着任)、清水円香准教授(商法、2007年4月、京都大学(大学院)より着任、2011年3月まで(立命館大学へ転出))、原恵美准教授(民法、2007年4月、慶応義塾大学(大学院)より着任、2012年3月まで(学習院大学へ転出))、堀野出准教授(民事訴訟法、2007年4月、香川大学より着任)、山下昇准教授(労働法、2007年4月、久留米大学より着任)、庄司隆一教授(国際法、2007年10月、外務省より着任、2009年9月まで(外務省へ転出))、溝越明教授(分権型社会論、2007年10月、西日本新聞社より着任、2012年3月まで(西日本新聞社へ転出))、前田隆夫准教授(分権型社会論、2007年10月、西日本新聞社より着任、2010年3月まで(西日本新聞社へ転出))、大賀哲准教授(国際政治学、2008年2月、神戸大学より着任)、田淵浩二教授(刑事訴訟法、2008年4月、香川大学より着任)、村上裕章教授(行政法、2008年4月、北海道大学より着任)、韓相熙^{ハンサンヒー}准教授(国際法、2008年4月、北京大学より着任)、鶴田滋准教授(民事訴訟法、2008年4月、福岡大学より着任)、村西良太准教授(憲法、2008年4月、助教より昇任)、上田純子教授(商法、2010年4月、静岡大学より着任)、寺本振透^{しんとう}教授(知的財産法、2010年4月、東京大学より着任)、赤坂幸一准教授(憲法、2010年4月、広島大学より着任)、ステューヴエン・ヴァン・アーツル准教授(国際競争法、2010年4月、九州大学(大学院)より着任)、武井良範准教授(分権型社会論、2010年4月、西日本新聞社より着任、2012年3月まで(西日本新聞社へ転出))、小川玲子准教授(留学生担当、2010年7月、九州大学留学生センターより着任)、西谷祐子教授(国際私法、2011年4月)、入江秀晃准教授(紛争管理論、2011年4月、東京大学(大学院)より着任)、蓮見二郎准教授(政治学、2010年10月、慶応義塾大学より着任)、シュテファン・ヴルブカ准教授(国際

関係法（G30に基づく外国人教員）2010年2月、レッドブル有限会社（オーストリア）法務部より着任）。

退職した教員（助教授・准教授以上）

（上記「着任した教員」において転出を示したものは除く）タナシラパクン・ラフン助教授（2004年8月、スコタイ・タマティラット・オープン大学へ転出）、李黎明助教授（2004年8月、福岡大学へ転出）、大隈義和教授（2006年3月、定年退職）、大出良知教授（2007年3月、東京経済大学へ転出）、河内宏教授（2007年3月、近畿大学へ転出）、熊谷健一教授（2007年3月、明治大学へ転出）、西村重雄教授（2007年3月、定年退職（福岡工業大学へ））、シュテファン・フォーグル助教授（2007年3月、立命館学園へ転出）、八田卓也助教授（2007年3月、神戸大学へ転出）、韓相熙助教授（2007年3月、北京大学へ転出）、大橋洋一教授（2007年9月、学習院大学へ転出）、石川捷治教授（2008年3月、定年退職（久留米大学へ））、川嶋四郎教授（2008年3月、同志社大学へ転出）、清水巖教授（2009年3月、定年退職）、内田博文教授（2010年3月、定年退職（神戸学院大学へ））、藪野祐三教授（2010年3月、定年退職）、崔鍾植^{チェジョンジク}助教授（2010年3月、大阪商業大学へ転出）、石田正治教授（2012年3月、定年退職）、上田國廣教授（2012年3月、定年退職）。

名誉教授の称号授与

大隈義和（2006年3月）、大出良知（2007年3月）、河内宏（2007年3月）、西村重雄（2007年3月）、大橋洋一（2007年9月）、石川捷治（2008年3月）、清水巖（2009年3月）、内田博文（2010年3月）、藪野祐三（2010年3月）、石田正治（2012年3月）。

第3節 研究

自律した民間的発想のマネジメントとして、研究費については、外部資金獲得への自助努力が強く求められるようになり、科学研究費補助金に対する関心も高まっていく。この時期、法学研究院の研究をめぐる動向は次の通り。

科学研究費補助金の採択状況

以下では、各年度当初の教授会でなされる各種目の内定件数の報告と、新規採択された特定領域研究および基盤研究（S）（A）（B）の研究課題（代表者）種目および採択年度を示す。

- ・2004（平成16）年度（2004年4月28日法学研究院教授会）

特定領域研究（新規1、継続0）、基盤A（新規0、継続1）、基盤B（新規2、継続2）、基盤C（新規3、継続5）、若手B（新規5、継続1）、萌芽（新規2、継続0）合計22件。「ポスト「日本法の透明化」のための総括的研究」（河野俊行）特定領域2004～2010、「植民地朝鮮における日本人生活誌の再構成—木浦とその周辺地域を事例として」（石川捷治）基盤（B）2004～2005、「東アジアにおける近代ヨーロッパ国際法の需要と伝統的華夷秩序の相克に関する研究」（柳原正治）基盤（B）2004～2006。

- ・2005年度（2005年4月27日法学研究院教授会）

特定領域研究（新規2、継続0）、基盤A（新規0、継続1）、基盤B（新規2、継続4）、基盤C（新規6、継続5）、若手B（新規6、継続5）、萌芽（新規0、継続2）合計33件（前年に比べて金額で4650万円増加。2005年5月25日法学研究院教授会）。「国際取引における特許・商標権の研究」（河野俊行）特定領域2005～2009、「わが国の国際取引関係法データ化のための総括的研究」（河野俊行）特定領域2005～2009、「更生保護法制転換期における社会内処遇の発展方向に関する総合的研究」（土井政和）基盤（B）2005～2007、「雇用保険制度の比較法的研究」（中窪裕也）基盤（B）2005～2007。

- ・2006年度（2006年4月26日法学研究院教授会）

特定領域研究（新規0、継続2）、基盤A（新規1、継続1）、基盤B（新規0、継続5）、基盤C（新規4、継続6）、若手B（新規5、継続9）、萌芽（新規1、継続1）合計35件。「法教育を中心とした公務員養成・研修制度のアジア・ヨーロッパ比較研究」（木佐茂男）基盤（A）2006～2008。

- ・2007年度（2007年4月18日法学研究院教授会）

特定領域研究（新規0、継続2）、基盤A（新規0、継続1）、基盤B（新規2、継続2）、基盤C（新規4、継続8）、若手B（新規9、継続7）、萌芽（新規2、継

続1)、若手スタートアップ（新規1、継続0）合計39件。「朝鮮半島での「8月15日」後をめぐる歴史像の再構成」（石川捷治）基盤（B）2007～2008、「[E-サポート裁判所]の創造的構築に関する比較法的基礎的研究」（川嶋四郎）基盤（B）2007～2010。

・2008年度（2008年4月23日法学研究院教授会）

特定領域研究（新規0、継続3）、基盤A（新規1、継続1）、基盤B（新規2、継続2）、基盤C（新規4、継続6）、若手B（新規7、継続10）、萌芽（新規0、継続3）、若手スタートアップ（新規0、継続1）合計40件。「ポスト『ゼロ・ワン』時代の司法過疎対策の研究」（上田國廣）基盤（A）2008～2010、「韓国における歴史をめぐる政治—「解放3年史」を中心に」（出水薫）基盤（B）2008～2010、「過剰収容時代における非拘禁的措置としての社会奉仕命令及び電子監視に関する比較研究」（土井政和）基盤（B）2008～2010。

・2009年度（2009年4月8日法学研究院教授会）

特定領域研究（新規0、継続3）、基盤A（新規0、継続1）、基盤B（新規1、継続2）、基盤C（新規7、継続9）、若手B（新規4、継続9）、萌芽（新規1、継続1）、若手スタートアップ（新規0、継続0）合計38件。「日本民法典の基礎としてのローマ法文に関する研究」（赤松秀岳）基盤（B）2009～2011。

・2010年度（2010年4月14日法学研究院教授会）

特定領域研究（新規0、継続1）、基盤A（新規0、継続1）、基盤B（新規1、継続4）、基盤C（新規5、継続13）、若手B（新規6、継続10）、挑戦的萌芽（新規1、継続1）、研究活動スタート（新規0、継続1）合計44件。「集团的労働紛争解決の実態分析による労使関係立法の改革モデルの構築」（野田進）基盤（B）2010～2012。

・2011年度（2011年4月13日法学研究院教授会）

特定領域研究（新規0、継続0）、基盤A（新規2、継続0）、基盤B（新規1、継続3）、基盤C（新規（未通知）、継続14）、若手B（新規（未通知）、継続9）、挑戦的萌芽（新規（未通知）、継続1）、研究活動スタート（新規0、継続0）、研究成果公開促進費（新規1、継続0）合計31件。「法と経済学的手法による国際的財産担保法研究—方法論の充実と普及を目的として」（河野俊行）基盤（S）2011～2015、

地方自治法制のパラダイム転換（木佐茂男）基盤（A）2011～2013、「国際知的財産担保法構築のための研究」（河野俊行）基盤（A）2011、「近世及び近代の日本における「領域」・「国境」概念に関する統合的研究」（柳原正治）基盤（B）2011～2014。

主幹教授制度

九州大学主幹教授制度とは、「自由闊達な発想と洞察」による「高度の研究」を支援し「活性化」させるため、グローバルCOEや科研費の大型種目の研究代表者に主幹教授の称号を付与し、研究プロジェクト名を冠したセンターの設置と、外国人研究者を招聘するため年間最大2000万円の経費を認める制度であり、2009（平成21）年度に導入された（九州大学HP：トピックス：「主幹教授制度始まる」（2009年7月15日公開）http://www.kyushu-u.ac.jp/topics/index_read.php?kind=&S_Category=&S_Page=&S_View=&word=&page=&B_Code=1976：2014年3月26日最終閲覧）。

法学研究院からは、河野俊行と木佐茂男が主幹教授候補者として推薦され（2009年4月22日法学研究院教授会）、主幹教授として決定された（2009年5月13日法学研究院教授会）。

また、主幹教授制度により河野をセンター長とする「国際知的財産法・国際私法センター」の設置を法学研究院としても承認した（2012年2月22日法学研究院教授会）。センター設置に伴う招聘研究者の全学教育科目担当については、既存の「文系コア科目（法学）」（2013年度）を分担するものとされた（2011年7月27日法学研究院教授会）。

リサーチコア

九州大学リサーチコアは、2002（平成14）年度に導入され、将来のCOEを目指す研究を支援する制度である。2005年度には、法学研究院から、「21世紀地球市民育成のための政治哲学的基盤形成リサーチコア」（研究代表者：関口正司）が認定された（2005年5月25日法学研究院教授会）。

法学研究院でも、現在競争的資金等の助成を受けていないが、総額500万円以上の競争的資金を獲得するため準備を行っているグループに対し、実績確保のための助

成（年間総額150万円以内）を部局として独自に行う「法学研究院リサーチコア」制度を2007年度から導入した（2007年9月19日法学研究院教授会）。初年度の法学研究院リサーチコアについて2008年1月末日まで申請を募ったところ、3件の申請応募があった（2008年2月20日法学研究院教授会）。

九州大学法学叢書

2006（平成18）年度には、主として若手教員の研究を支援するため九州大学法学叢書が刊行されることが決まった（2006年5月24日法学研究院教授会）。法学叢書出版企画委員会の審査を通じ、教員の出版計画について180万円を上限（総頁数300頁を目途）として、法学研究院の国際学術交流基金から助成する。出版社は有斐閣とし、法律学のみならず、政治学も含めた叢書である（2006年6月7日法学研究院教授会）。2006年9月14日付で有斐閣との間で出版契約書が締結され（2006年9月20日法学研究院教授会）、2009年度には契約が延長された（2009年9月2日法学研究院教授会）。

九州大学法学叢書の刊行状況は以下の通り。九州大学法学叢書1 原田大樹『自主規制の公法学的研究』（2007年3月）、同2 笠木映里『公的医療保険の給付範囲—比較法を手がかりとした基礎的考察』（2008年3月）、同3 鶴田滋『共有者の共同訴訟の必要性—歴史的・比較法的考察』（2009年8月）、同4 村西良太『執政機関としての議会—権力分立論の日独比較研究』（2011年2月）。

サバティカル制度の整備

法学研究院においては、教員の研究活動を支援するため、法学部時代の1997（平成9）年から、教員の長期研究休暇のため、サバティカル制度運用方針を定めてきたが、2005年度全学のサバティカル制度が整備されたのを機に、サバティカル制度の運用方針の改訂の議論が開始された（2005年7月20日、同年9月7日法学研究院教授会）。サバティカル期間中は、原則としてすべての教育活動および行政活動を免除されること、サバティカル期間は、原則として1年間とするが本人の希望により6か月に短縮できること、取得対象者は各年度2名以内とすること、九州大学における7年をこえる勤務経験があること、九州大学に3年以上の在籍期間を残して

いること、および運用委員会へ申請を必要とすること等が承認された。

2008年5月21日法学研究院教授会において、サバティカル制度運用方針の再度の改訂が提案され、同年6月25日の法学研究院教授会において、申請を必要とし、取得対象者は原則4名以内とする等の新たな運用方針が承認された。

准教授長期在外研究制度運用方針についても、2008年3月5日法学研究院教授会において、2009年度からの改訂が確認され、2008年9月24日法学研究院教授会において、サバティカルとは別制度とし、申請ではなく准教授在外研修候補者選定委員会による選定方式とすること、原則2名以内とすること、研究院長が候補者を決定し、総合企画委員会を経て、教授会で承認すること等が承認された。

学会の開催と蔵書の受け入れ

この時期、九州大学で開催された全国学会としては、日本私法学会（2005年10月9日・10日）および、法制史学会（2009年4月18日・19日）がある。

東洋法制史の大家である滋賀秀三（東京大学名誉教授、2008年2月25日逝去）の蔵書を九州大学法学部で受け入れた（2009年4月22日法学研究院教授会）。さらに井上祐司（名誉教授、2010年11月14日逝去）の刑事法関連、ロシア・東欧に係る蔵書が寄贈された（2011年12月7日法学研究院教授会）。

第4節 国際交流

国際交流は、競争資金を獲得するための特色を出すには効果的な取り組みである。この時期、法学研究院が取り組んだ国際交流は、以下の通り。

(1) アジア／オセアニア

2010（平成22）年8月30日、31日アジア調停研究者円卓会議が開催された（2010年6月23日法学研究院教授会）。

2011年5月26日、27日ASLI（Asian Law Institute, アジア法研究所）第8回研究大会が九州大学で開催され、「アジアにおける持続可能性と法」というテーマで6つの分科会に分かれて討論がなされた。櫻井龍子最高裁判所判事の基調講演が行われ、

また、特別ゲストとして近藤誠一文化庁長官を迎えた（2011年6月8日法学研究院教授会）。

2008年10月31日、11月2日「アジア市民社会」第1回公開シンポジウムが開催された（2008年9月24日法学研究院教授会）。

中華人民共和国

2005（平成17）年1月11日華東政法学院との間で学術・学生交流協定が締結された。2006年6月5日山東大学法学院との間で学術・学生交流協定が締結された。同年11月28日西南政法大学との間で学術交流協定および学生交流覚書が締結された。

中国人民大学法学院との間の学術交流に関する覚書が締結された（2008年6月11日法学研究院教授会）。中国人民大学法学院長等（6名）が、2009年11月9日～12日に法学研究院を訪問し、同年11月10日に講演会を開催した（2009年11月11日法学研究院教授会）。

2007年10月27日・28日中国から14名、国内から14名の学者を招聘して、日中公法学国際学術シンポジウムが開催された（2007年11月14日法学研究院教授会）。このシンポジウムのために、（財）社会科学国際交流江草基金から、80万円の助成金の寄付申込みがなされた（2007年6月13日法学研究院教授会）。

2008年5月20日羅豪才中国政治協商會議副主席一行の8名が法学研究院を訪問し座談会（公法関係、政治学関係）が行われた（2008年4月9日法学研究院教授会）。

タイ王国

2006（平成18）年度、タイ王国司法省から研修員を受け入れた（2007年1月24日法学研究院教授会）。

2007年2月6日法学研究院とタイ王国司法府との間で、法務研修協力に関する覚書を締結した。この覚書に基づき、同年3月5日～16日、400名の応募者の中から選考された25名のタイ王国の裁判官を対象に環境法に関する研修を実施した。

その後もタイ王国司法府職員に対する法務研修が実施され、また、2007年5月21日～6月1日、2008年5月19日～5月28日には裁判官研修も行った。2009年7月2日大学院法学府とタイ王国最高裁判所との間で、タイ王国最高裁判所研修プログラ



図1-28 タイ王国最高裁判所研修プログラム調印式（2009年7月）
右側土井政和研究院長。

ム覚書が締結された。これは、大学院法学府においてタイ王国の裁判官が修士の学位を取得するコースである。

タイ王国事務総局および日本国九州大学間における現代の法律問題に関するディプロマ・コース（Diploma in Contemporary Legal Studies）に関する協定（2010年6月9日法学研究院教授会）が締結され、タイ王国の裁判官を対象とする4か月のディプロマ・コースも設けられた。

大韓民国

九州大学と蔚山大学の法政シンポジウムが、2007(平成19)年9月14日および2010年11月5日開催された。2008年11月19日「日韓社会内処遇シンポジウム」（龍谷大学矯正・保護研究センターとの共催）が開催された。2012年1月12日釜山大学校法学専門大学院と九州大学法学研究院・法学府・法学部および同法科大学院との間で交流覚書が締結された。

オーストラリア連邦

オーストラリア連邦ビクトリア州立モナシュ大学法学部および人文社会科学部と



図1-29 法学部生台湾（台北大学）研修旅行（2012年9月）

九州大学法学研究院、大学院法学府および法学部との間の学術・学生交流協定（学術1996年6月14日、学生1998年1月20日締結）が継続された（2006年3月7日法学研究院教授会）。

(2) アメリカ

コロンビア大学ティーチャーズカレッジ「協調と紛争処理のための国際センター」との間に学術交流協定が締結され（2005年9月7日法学研究院教授会）、継続された（2010年10月13日法学研究院教授会）。2006（平成18）年3月17日ニューヨーク大学ロースクールとの学術・学生交流協定が締結され、継続された（2009年4月22日法学研究院教授会）。

(3) ヨーロッパ

アイスランド共和国

レイキャビク大学との間で学術交流協定が締結された（2004年10月20日法学研究

院教授会)。

オランダ王国

ティルブルク大学との間で学術・学生交流協定が締結された（2009年7月15日）。

ドイツ連邦共和国

2008（平成20）年9月16日ボン大学法経学部との間で学術・学生交流協定が締結された。2012年3月30日ハノーバー大学法学部との間で学生交流覚書が締結された。

フランス共和国

2007（平成19）年12月25日ボルドー政治学院との学生交流協定が締結され、2009年10月29日ボルドー政治学院長が法学研究院を訪問した。

ヨーロッパ連合

九州大学法学研究院は、エラスムス・ムンドゥス（Erasmus Mundus）へ参加することとなった（2009年4月22日法学研究院教授会）。エラスムス・ムンドゥスは、ヨーロッパ連合が資金を提供するプログラムで、プログラム留学生に対し、参加校は修士課程の授業、修士論文の共同指導を提供し、2年間の課程を修了した学生には「エラスムス・ムンドゥス共同修士号」を授与する。九州大学は、レウベン・カトリック大学を幹事校とするプログラムに2009（平成21）年9月～2013年8月の期間、参加することとなった。

また、エラスムス・ムンドゥス・インフォメーションイベント（Erasmus Mundus Information Event）を開始した（2009年10月21日法学研究院教授会）。

西南学院大学、福岡女子大学および九州大学の申請により、日本で4番目のEUセンターの設置が認められ、2012年4月1日発足した（センター長八谷まち子）。EUセンターは、上記3大学のコンソーシアムによりEUディプロマ・コースのカリキュラムを展開するEUIJ九州（EU Institute in Japan, Kyushu）の運営主体でもある（2010年11月10日法学研究院教授会）。

第5節 教育

大学院法学府の1専攻化

2010（平成22）年4月1日から、基礎法学専攻、公法・社会法学専攻、民刑事法学専攻、国際関係法学専攻、政治学専攻の5専攻制を、法政理論専攻の1専攻制に再編改組した。教育の国際化の推進、大学院教育のより一層の実質化、および学生が幅広い研究関心から幅広く授業科目を履修できるようにすること等が、改組の目的であった。

大学院教育の実質化を目的とする上記改組の趣旨から、法学府における大学院生に対する研究指導体制について、研究進捗状況の報告会および個人面談を行い、研究指導スケジュールの徹底を図り、複数指導教員制を導入することとなった（2011年3月23日法学研究院教授会における教育体制検討委員会報告）。

大学院教育の国際化の進展

2006（平成18）年度日本学術振興会「魅力ある大学院教育イニシアティブ」に、法学府の教育プログラム「英語による法学博士課程教育の充実化—法学分野の国際的人材育成の拠点作りのために」が採択された（2006年7月19日法学研究院教授会）。

2007年度、「クラスターによる最先端法学修士課程の構築（英語による法学修士課程の充実化を通じた日本型LL.M.コース創生プロジェクト）」が、文部科学省の「大学院教育改革支援プログラム」に採択された（2007年9月5日法学研究院教授会）。

これに対し、21世紀COEプログラム（2002～2004年度に順次採択、事業終了は2006～2008年度）の次期COEプログラムに対応すべく、法学研究院では、2006年度から、「ポスト21世紀グローバルCOEプログラム検討WG（ワーキング・グループ）」を立ち上げ、検討を開始した（2006年7月19日、同年11月8日法学研究院教授会）。2007年度募集のグローバルCOEとして、九州大学として「文化多様性のための法律学拠点形成」を申請したが、ヒアリング対象とならず（2008年4月9日法学研究院教授会）、採択されなかった（2008年6月25日法学研究院教授会）。

政府の「留学生30万人計画」に係る「グローバル30」申請に向け、英語による学士課程教育に伴う課題等を調査するため、2009年1月9日、法学研究院の教員が立命館アジア太平洋大学を訪問した（2009年1月7日法学研究院教授会）。



図1-30 法学府国際コース修了式（2010年9月）

九州大学は、2009年7月、2009年度から5か年の計画による「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」通称「グローバル30（国際化拠点整備事業）」の拠点13大学の中の1校として採択され、すでに国際コース（LL.M., LL.D., YLP.およびCSPA.）を擁していた法学府に、シュテファン・ヴルブカ（准教授）、フォルマシオン・アントニオ・ジュニア・プルデンテ（助教）、およびパーウェルス・ルーベン（助教）が採用・配置された（2009年11月25日、同年12月24日法学研究院教授会）。

大学院教育の国際化に伴い、法学府の課程に日本人学生とともに在籍し、日本語で論文を作成する（主としてアジアからの）留学生も増えていく。そして、留学生の修士論文や博士論文の質の維持のための方策が課題となる。法学府の留学生に対する、日本語指導および論文作成指導のあり方につき、以下の事項が確認された（2010年3月23日法学研究院教授会における教育体制検討委員会報告）。日本語指導を含めた論文指導は、指導教員が行う。日本語教育の指導のため、アルバイトの雇用を検討する。論文作成に際して、盗用や不正を防止するため、日本人学生か留学生かを問わず、法学府大学院生に対しては、論文執筆上の注意事項を書面で提示して指導し、本人の署名を求める。

また、大学院法学府の1専攻化に伴い、中国語・韓国語による「法学・政治学研究のリテラシー」、あるいは、英語による「法学研究のリテラシー」と「政治学研究のリテラシー」、および英語・日本語による「法学・政治学の基礎知識」の履修を義務づける留学生プラットフォームを導入する等、法学府における教育研究全体を国際化するため、文部科学省特別経費によるプロジェクト「多言語対応型集団指導教

育による高度法政研究の国際化・実質化」を2010年度から実施している（2014年度までの5か年の予定）。

学生支援および修学環境の整備

2005（平成17）年9月7日法学研究院教授会におけるWGの答申を受けて、「就職支援委員会」を設置した（五十川直行、熊谷健一、出水薫^{いずみ}、岡崎晴輝、大橋將）。2005年10月には、3年次生を対象に、第1回「法学部就職ガイダンス」を開催し、エントリーシートの書き方等学生に関心の深い実践的テーマを取り上げた。また、2006年11月～2007年1月にも、企業説明会、就職体験談等の講座を行った。その後「就職支援委員会」は「キャリアデザイン委員会」と名称を変え、2007年5月には「法学部キャリアデザイン講座」を開催した。2009年9月、2010年6月には「国際機関を目指す方のための就職ガイダンス」、2009年11月、2010年11月、2011年12月には、企業数十社の参加による法学部「企業セミナー」も開催した。

法学部棟1階に「学生情報サロン」を開設し（2005年10月5日法学研究院教授会）、パソコン（判例検索システムの利用も可能）とプリンター、図書や雑誌が備え付け



図1-31 2008年3月卒業式集合写真

られ、学部学生が自由に利用でき、事前討論等ゼミの準備を行うことができる空間が法学部棟内に現出した。

法学部棟内に学生用ロッカーを設置することについては、当初文系地区全体で検討したが、結局、法学部独自で設置することになった（2007年7月11日法学研究院教授会）。法学部としては、教員用メールボックスの部屋を、研究補助室の隣の旧新着雑誌スペースへと移動させ（2007年9月5日法学研究院教授会）、教員用メールボックスの部屋に学部学生用のロッカーを設置した（2007年11月28日法学研究院教授会）。その後、ロッカーの横にあった大学院生用コピー室を院生研究室入口階段下に移動し、同じ部屋に学部学生用コピー機を設置し、学部生専用スペースを拡張した（2009年6月23日法学研究院教授会）。

以上の学修環境の整備は、保護者からの寄付による事業である、「ロー・ライブラリー・プロジェクト」の主要な部分をなしている。同プロジェクトの資金はそのほかゼミ論文集刊行助成にも当てられている。

第6節 地域連携／地域交流

華やかな国際交流に対し地味ではあるが、法学研究院（法学府および法学部）は、この期間、地域連携／地域交流にも積極的に取り組んできた。

分権型社会論講座

2007（平成19）年9月19日付で九州大学と西日本新聞社の間で幅広い提携・協力のための基本合意書が調印された（2007年9月19日法学研究院教授会）。西日本新聞の寄付金により法学部に寄付講座「分権型社会論」のゼミナールが設置されることとなった。「分権型社会」とは、「地域のことはそこに住む住民が決められる社会」であり、「学生に多様な地域づくりの大切さを伝える」ことが趣旨とされる（西日本新聞HP：@九州大学～研究室から：分権型社会とは：<http://www2.nishinippon.co.jp/PR/kyudai/social/2014年3月27日最終閲覧>）。

2007年5月23日法学研究院教授会において、寄付講座の人事構成（教授および准教授）が決定し、同年後期10月から開講予定とされた。同年6月13日法学研究院教授会において、寄付講座の教員人事専門委員会が設置された。同年6月27日法学研



図1-32 貝塚キャンパス法文系建物現況（2013年）

究院教授会において、「分権型社会論」講座の教授および准教授として、溝越明と前田隆夫を選任した。さらに、2010年1月13日法学研究院教授会においては、寄付講座の設置期間の更新（同年4月～2012年3月まで）を承認した。また、溝越明と武井良範を同講座の教授および准教授として選任した。

専門的職業人のためのプログラム等

法学研究院と福岡県司法書士会および行政書士会との間で研修に関する協定が締結され、司法書士に対しては2005（平成17）年9月から、行政書士に対しては同年11月から、それぞれ研修を開始し、その後に至っている。

社会保険労務士高度専門教育プログラムは、福岡県社会保険労務士会の推薦により、所属する社会保険労務士を法学府修士課程に受け入れるプログラムであり、2010年5月18日に同プログラム実施にかかる覚書の調印式が行われた（2010年5月12日、5月26日法学研究院教授会）。

東日本大震災

2011（平成23）年3月11日の東日本大震災に際し、法学研究院は、部局長会議構

成員を発起人とする募金活動に協力するほか、被災地域の研究者および大学院生等5名程度に対して、空室となっている訪問研究員室を提供することとした。

法科大学院協会から、東日本大震災で被災した東北大学および東北学院大学の法科大学院生の受入要請があり、法科大学院の法務研究員として受け入れることとした（2011年3月23日法学研究院教授会）。

2011年4月には、東北大学と東北学院大学に対して、被災した法学部学生の支援を目的として九州大学法政学会から各100万円の寄付を行った。

第2編 法科大学院

第1章 九州大学における法科大学院の設置準備

九州大学大学院法務学府は、法学研究院の教員により組織される教育のための部局であり、「法科大学院」として2004（平成16）年4月1日付で設置された。

司法制度改革

司法制度改革審議会は、「21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する」ため内閣に設置され、1999（平成11）年7月から審議開始し、意見書「21世紀の日本を支える司法制度」を取りまとめた（2001年6月12日内閣へ提出）。それによれば、社会の高度化、複雑化、グローバル化による紛争の増加、弁護士のいない地域の解消等のため、国民の誰もが身近に利用できる「国民の社会生活上の医師」としての弁護士増員の必要があり、1997年2万人の法曹人口を2018年頃5万人（法曹1人あたり国民人口2400人でフランスと同水準）に増員するため、教育プロセスを重視した法科大学院での法曹養成等を提言した。

九州大学の法科大学院設置準備

九州大学では、政府の司法制度改革の議論と並行し、1999（平成11）年5月26日の法学研究科教授会において、「司法制度改革問題検討WG（ワーキング・グループ）」を設置し、翌年3月8日の研究科教授会において、同WGによって「九州大学法科大学院カリキュラム案」が提出されている。その後、同WGは、福岡県弁護士会とカリキュラムの在り方について協議を進めた。また、1999年10月から11月にかけて、福岡において、本研究科主催で3回にわたる「大学教育と法律実務家養成に関する連続シンポジウム」を開催した。

同WGは2001年4月に「法科大学院検討WG」に改称し、法科大学院設置準備が進められた。このWGにおいて、将来の法科大学院の理念、制度設計等骨格が固められた。同年7月18日の法学研究院教授会では、司法制度改革審議会の最終答申を受け



図2-1 大学教育と法律実務家養成に関する連続シンポジウム
(1999年12月、福岡国際ホール・大ホール)

て、2004年4月の法科大学院設置を視野に入れた「九州大学法科大学院制度設計(WG案)」に基づき、設置の基本的考え方、カリキュラムの在り方等につき意見交換した。本「案」は、『月刊司法改革』9月号に掲載されている(司法改革ウォッチング「九州大学法科大学院(仮称)制度設計試案」)。2001年11月14日の法学研究院教授会において、「法科大学院設置に関する決議(案)」が諮られ、法科大学院設立を目指すことが承認された。翌2002年には、「司法制度改革推進計画」(閣議決定)および中央教育審議会による「法科大学院の設置基準等について(中間報告)」が公表され、これらを受けてWGおよび法学研究院教授会において議論が積み重ねられた。

2002年6月12日の法学研究院教授会では、法科大学院設置に向けた本格的体制作りのため、同WGに代わり「法科大学院設置準備委員会」を設置し、同準備委員会は10月に「法科大学院設置委員会」に改組された。翌年6月11日の法学研究院教授会では、法科大学院担当予定者全員で構成する「法科大学院委員会」を設置した。

2002年10月8日には「九州大学法科大学院設置計画概要」を基に、文科省との第1回目の正式協議が行われる。同年後半から翌年にかけて鹿児島大学との間で連携協議が進められ、高速通信網を利用した機器利用による遠隔授業の可能性等が検討される。2003年5月には「九州大学と鹿児島大学の法科大学院間の教育連携に関す

る協定」が結ばれる。同年6月には熊本大学との間で教育連携に関する協定が結ばれ、以後3大学教育連携となる。福岡県内4法科大学院および福岡県弁護士会との間の教育連携についても協定が結ばれる（2003年6月12日）。

施設の建設場所については、いくつかの候補地が検討されたが、中門近くにある地下鉄線上の駐車場に決まった。

2003年6月27日文科省に提出した法科大学院設置計画書が受理され、11月27日に2004年度開設予定法科大学院の認可書交付式がおこなわれた。

「法科大学院委員会」は、2004年3月24日まで、合計19回の審議を重ね、法科大学院の教育・運営等に必要な重要事項を具体化した。

第1回法科大学院教授会は、2004年4月5日に開催され、今後の法科大学院の運営を担う以下の各種委員会・委員が選出され、組織された。法科大学院運営委員会、FD企画委員会、教務委員会、既修認定委員会、授業・教材委員会、教育支援委員会、自己点検評価委員会、入試実施委員、図書委員、HP管理委員会（2004年9月7日法科大学院教授会において広報委員会へと改称）、リーガル・クリニック・センター運営委員会、および全学学生委員会委員。

第2章 九州大学法科大学院とその特徴

九州大学法科大学院は、司法制度改革審議会意見書の理念に忠実に沿うものとして発足したことが特徴である。

教育理念・教育目的

九州大学法科大学院は、司法制度改革を支える法律実務家を育成し、21世紀のグローバル化の中で社会が求める新しい法律実務家像を追求し、九州全域の地域へ「国民の社会生活上の医師」としての法律実務家を輩出することを理念とし、かかる法律実務家として相応しい多様なバックグラウンドをもつ人材を入学者として集め、社会における法律実務家の役割を意識した法曹養成教育を展開すること、その教育に当たり、九州沖縄地区および福岡県内の法科大学院と連携することを教育理念とする（設置計画書）。

九州大学法科大学院は、「人間に対する温かい眼差しをもった法曹を育成する使

命」を実現する（九州大学法科大学院委員会作成入学者向けパンフレット）。また、裁判官の視座だけでなく弁護士の視座からも複眼的に法的分析を行う能力を、それに相応しく開発工夫された対話型授業等の新たな教育手法を用い、少人数クラスでの効果的教育を通じ、理論に見識を持つ研究者教員と実務経験に富む法律実務家の協働により、法律学の狭い枠にとらわれない分析能力、倫理感覚の養成を教育目標とする（設置計画書）。

上記の考え方を実現するため、「院生に上からの教授・教育を通じた知識の詰め込みを課すのではなく、自学自修によって補習が可能な法理論科目は、授業科目としては可能な限り圧縮し、むしろ、個人の法律実務家の志望動機に基づく自己内発的な学修意欲を高めることが尊重されなくてはならない」とされる（設置計画書）。

九州大学法科大学院では、「自学自修」の重視の理念に基づき、補習授業は、原則として行わない旨確認された（2004年10月20日FD（ファカルティ・ディベロップメント）「補習授業の自粛とその判断基準について」）。他方、同年11月3日FDにおいては、「できない者は予備校に行けというのか。」という（学生からの）意見にどう対応するかにつき論議されている。

教員組織

発足時の法務学府担当の専任教員は次の通り。吾郷眞一^{あごう}（国際関係法）、大隈義和（人権と法、2006・3まで）、大出良知（刑事法、2008・3まで）、河内宏（民法、2007・3まで）、川嶋四郎（民事訴訟法、2010・3まで）、七戸克彦（民法、2012・3まで）、田中教雄（民法、2012・3まで）、土井政和（刑事法、2008・3まで）、中窪裕也（労働法、2007・3まで）、西山芳喜（企業法）、松生光正（刑法）、渡邊康行（統治と法、2009・3まで）、香山高広（民法）、渡邊徹也（税財政と法、2009・3まで）、江口厚仁（法社会学、2008・3まで）、大橋洋一（行政と法、2007・9まで）、河野俊行（国際関係法、2007・3まで）、酒匂一郎^{さきこう}（法哲学、2007・3まで）、清水巖（消費者法、2010・3まで）、直江眞一（歴史と法、2007・3まで）、野田進（労働法）、熊野直樹（法と政治）、阿部道明（企業法務・実務家専任教員、2012・3まで）、上田國廣（刑事弁護論・実務家専任教員、2012・3まで）、熊谷健一（産業財産法・実務家専任教員、2007・3まで）、岡田昌治（契約実務・実務家専任教員、2009・

3まで)、レビン小林久子(紛争管理と調停技法・実務家専任教員、2012・3まで)、津田聰夫(民事弁護論・実務家みなし専任教員、2006・3まで)、白石史子(民事裁判実務・派遣裁判官／実務家みなし専任教員、2007・3まで)、村井正昭(模擬裁判・実務家みなし専任教員)。

後に法務学府担当として加わった専任教員は次の通り。安西文雄(憲法、2006・4より)、赤松秀岳(民法、2007・4より)、堀野出(民事訴訟法、2007・4より)、山下昇(労働法、2007・4より)、田淵浩二(刑事訴訟法、2008・4より)、村上裕章(行政法、2008・4より)、武内謙治(少年法、2009・4より)、上田純子(商法、2010・4より)、赤坂幸一(憲法、2010・4より)、田中久敏(民事弁護論／実務家みなし専任教員、2006・4より)、伊藤正晴(民事裁判実務・派遣裁判官／実務家みなし専任教員、2007・4より2010・3まで)、家原尚秀(民事裁判実務・派遣裁判官／実務家みなし専任教員、2010・4より2013・3まで)。

カリキュラム

発足時のカリキュラムによる開講科目は次の通り(授業開始は2004年4月12日であった)。

人権と法、統治と法、行政と法、公共法Ⅰ(人権と憲法訴訟1)、公共紛争処理と法、税財政と法、民法Ⅰ(民法総論)、民法Ⅱ(物権法総論)、民法Ⅲ(担保物権法)、民法Ⅳ(債権総論)、民法Ⅴ(債権各論)、民事訴訟法Ⅰ(訴え・審理等)、民事訴訟法Ⅱ(証拠・判決等)、刑事法Ⅰ(基礎と原則)、刑事法Ⅱ(刑事手続と人権)、刑事法Ⅲ(犯罪と刑罰1)、刑事法Ⅳ(犯罪と刑罰2)、刑事法Ⅴ(犯罪と刑罰3)、企業法総論、企業組織法、労働法、国際関係法、現代基礎法(以上法律基本科目群)。

リーガル・ライティング、法情報論、民事裁判実務、刑事訴訟実務、法曹倫理、民事弁護論、刑事弁護論、模擬裁判(以上法律実務基礎科目群)。

現代法哲学、現代司法論、紛争処理論、現代弁護士論、文学と法、歴史と法Ⅰ、歴史と法Ⅱ、法と政治、法と経済学、法医学、目撃と証言の心理学、統計学、社会調査論、紛争解決の心理学(以上基礎法学・隣接科目群)。

公共法Ⅱ(人権と憲法訴訟2)、公共法Ⅲ(公共制度設計論)、司法分権と地方自治、公共部門労働法、社会保障法、経済法、民事法総合、民事責任論、担保法、家

族法、民事複雑訴訟法、民事執行・民事保全法Ⅰ、民事執行・民事保全法Ⅱ、民事救済法、倒産処理法、家事事件手続法、手形法・小切手法、企業会計法、消費者法Ⅰ（消費者契約法）、消費者法Ⅱ（商品安全関係法）、刑事法総合、少年法、子どもと法、刑事処遇論、産業財産法、Law of GATT/WTO, International Economic and Institutional Law, International Law and Legal System in East Asia, International Litigation, International Business Law and Foreign Investment, Comparing Legal Cultures, International Maritime Law, EU Law and International Trade, Contemporary Debates in Criminal and Commercial Law, 外国人の人権と法、精神医療と法、マンション法、高齢者と法（以上展開・先端科目群）。

ロイヤリング・法交渉、要件事実論、契約実務、企業法務、知的財産法実務、破産・民事再生の実務、ジェンダーと法、労使関係紛争処理、紛争管理と調停技法Ⅰ、紛争管理と調停技法Ⅱ、インターネットと法、リーガル・クリニックⅠ、リーガル・クリニックⅡ、エクスターンシップⅠ、エクスターンシップⅡ（以上法律実務展開科目群）。

入学試験

完成年次までの入試の状況は、次の通り。第1回入試（2004年度学生募集）は、募集人員100名、出願期間2003（平成15）年12月11日から18日まで（出願者834名、内法学部出身者391名、社会人367名、他学部出身者76名、男性553名、女性281名）、第1次選抜の筆記試験（小論文）が2004年1月10日、箱崎キャンパス、第2次選抜の筆記試験（論文）が1月24日、面接が25日、箱崎キャンパスの日程等で実施された。2月6日合格者114名が発表され、内社会人他学部出身者57名、法律系学部出身者57名で、社会人は民間28名、公務員7名、医師・歯科医師5名、その他4名、合格者中男性67名、女性47名であった。入学者は100名であった。既修者認定は、内部振り分け方式により、4月1日～3日の期間、憲法、民法A、同B、刑法、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法および国際関係法の筆記試験が、6、7日面接（口述試験）が行われ27名が既修者認定された。

2004年実施の2005年度入試は、第1次選抜の筆記試験（小論文）が11月6日、九州大学箱崎キャンパスまたは東京大学本郷キャンパス、第2次選抜の筆記試験（論



図2-2 法科大学院第1期生入学式（2004年）

文)が11月27日、面接が28日、箱崎キャンパスの日程等で行われた。第1次選抜受験者480名のうち、九大会場受験者317名、東京会場受験者163名であった(2004年10月6日法科大学院教授会)。第1次選抜では242名が合格した。2004年12月10日109名の合格が発表された。12月13日から17日までの間入学手続をとった者は106名で、93名が入学した。既修者認定試験については、12月23日から27日までの期間実施され、結果を2005年1月中旬に発表するものとされた。前年度とは異なり4月に実施しないのは、既修者認定を受けた者に先行的に学修準備を行わせるためであった(2004年5月21日、6月23日、7月7日法科大学院教授会)。既修者認定された者は4名であった。

2005年実施の2006年度入試においては、第1次選抜(11月5日)を九州大学箱崎キャンパス、東京大学本郷キャンパスまたは京都大学吉田キャンパスで受験できるものとした(2005年5月11日法科大学院教授会)。10月9日法科大学院教授会では、受験予定者447名で、九大会場282名、東京会場91名、京都会場74名の受験予定者が報告されている。実際の受験者410名に対し242名が合格した(2005年11月15日法科大学院教授会)。第2次選抜(11月26日～27日)の結果、合格者120名を発表し、12月12日から16日までの間入学手続をとった者は116名であり、104名が入学した。既

修者認定試験は12月23日から27日の間実施され、6名が認定された。

施設

床面積1階615.60㎡(多目的演習室、模擬法廷、管理事務室、高速度通信システム演習室兼法廷教室、図書閲覧コーナー、書庫)、同2階586.44㎡(講義室2、会議室、法務学府長室、ラウンジ、学生学修室)、合計1202.04㎡の法科大学院棟が建設された。

2004(平成16)年度中には、法科大学院棟1階に100人収容の演習室が増設され、2005年度入学者のオリエンテーションから供用されている。また1階には、講義室3、ロッカー室、研究室3が整備され、2階に学生学修室が増設された。

学生の「自学自修」を重視する法科大学院として、設置当初より学修室の使用を24時間認めてきた。学修室は、当初自由席制であったが、学生の要望もあり(2004年5月12日法科大学院教授会)、2006年度には、1階の講義室を学修室に改装することにより再増室し、1階48席、2階252席の合計300席の固定席制とすることとされた(2006年1月11日法科大学院教授会)。2006年3月末までに工事が完了し、固定席制とするに当たり座席割当等のため学生の「学修室環境委員会」が発足した(2006年3月8日法科大学院教授会)。



図2-3 法科大学院棟全景

学年進行に伴い、司法試験に合格できず増え続ける修了者の法務研究員（後述）の学修室確保が懸案となり、2009年度より、旧工学部5号館3階453㎡を法務研究員の学修室等に提供した（2009年3月18日法科大学院教授会）。

学修支援体制

図書室についても24時間学生の利用を認めてきた。教員によるオフィスアワーの設定は、2005（平成17）年度から行われている（2005年4月13日法科大学院教授会）。

チューター制度は、学生の学修上あるいは生活上の相談・助言に対応するため学生に担任の教員が就く制度である。2004年度は、学生数が少なかったため、単独担任制を採り、教員1人当たり3～4名の学生を担当した（2004年4月5日法科大学院教授会）。2007年度から共同担任制を導入したが、責任の所在が明確にならない等の問題があり、2008年度以降は、再び3～4人から4～5人の学生を1人の教員が担当する単独担任制に戻された。

法務研究員は、法科大学院を修了した者が、司法試験を受験し、合格するまでの期間、学修室や図書室、附属図書館、附属リーガル・クリニック・センター（後述）等の施設を利用できるよう、願い出により、法科大学院長が「法務研究員」の資格付与を許可する制度である。司法試験受験後、法務研究員の先輩が、後輩の在学生



図2-4 法科大学院法廷教室における授業風景

の学修指導を行うことも、目的の1つである。第1回修了者を送り出すのに備え、2005年度中に「九州大学法科大学院法務研究員の受け入れに関する内規」が整備され(2005年7月6日法科大学院教授会)、2006年3月1日から施行するものとされた(2006年2月22日法学研究院教授会)。

「マイデスクトップ・ポータル(MDP)」は、教職員と学生が、インターネット上で外部から閉ざされた盤石なセキュリティ環境において、教材をアップロード・ダウンロードし、自主ゼミ等のため教室予約を行い、お知らせや掲示板の利用等ができる独自のシステムであり、法科大学院形成支援経費(2004年度法科大学院専門職大学院形成支援プログラム「ユビキタス学修環境統括支援プログラム～ブロードバンドネットワークと映像を利用して～」2004年7月21日法科大学院教授会)により開発された。「マイデスクトップ」は、2006年4月から運用開始された(2006年4月12日法科大学院教授会)。

事務体制

2004(平成16)年度、法科大学院事務室に係員および事務補佐員各1名を配置し、学生掛(2005年度からは専門職大学院係)と連携する体制としてスタートした。2009年度、専門職大学院係にパート職員が雇用され、後にテクニカル・スタッフとして法科大学院事務室に配置される。法科大学院事務室の事務補佐員は、准助教を経て、2011年4月から教務助手として雇用される。2011年4月からは、法科大学院事務室の係員は、専門員として雇用され、専門職大学院系の改組により学生第3係に専門職員が配置され、法科大学院事務室と連携する体制となる。

法科大学院図書室には文系合同図書室の事務補佐員が2008年8月から配置されている。

評価・IT担当の講師が2004年度から(2010年度からは助教として)雇用され、法学研究院のみならず、法科大学院も担当している。

九州沖縄地区法科大学院間の教育連携

九州大学法科大学院、熊本大学法科大学院および鹿児島大学法科大学院における教育連携に関する(個別の協定を一本化する)協定書が2005(平成17)年1月10日

締結された。連携方法としては、①連携科目について兼任教員として連携先で開講する方法（以下「兼任」）、②連携大学教員が共同で授業を開講する方法（以下「共同」）、および③単位互換の3種類がある。また、高速度通信システムにより各大学の教室を結んで遠隔同時の講義を実施する科目がある（以下「遠隔」）。

2004年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム・教育高度化推進プログラム「九州三大学連携法曹養成プロジェクト」により、2005年度以降は、遠隔講義システムによる授業の多様化と充実化がなされた。

2004年度連携開講科目

九州大学法科大学院からは、家族法（鹿大）兼任、法情報論（鹿大）兼任・遠隔、民事複雑訴訟法（鹿大）兼任、リーガル・クリニックⅡ（鹿大）兼任、経済法（鹿大）兼任、産業財産法（鹿大）共同、子どもと法（鹿大）共同、高齢社会と法（鹿大）共同、刑事法総合（鹿大）共同、倒産処理法（熊大）兼任、家事事件手続法（熊大）兼任、環境問題と法（熊大）単位互換。

熊本大学法科大学院からは、法と経済学（九大）兼任、民事救済法（九大）兼任、消費者法Ⅱ（商品安全関係法）（九大）兼任、企業法務（九大）兼任、法政策学（鹿大）兼任、子どもをめぐる法律問題演習（鹿大）単位互換、エクスターンシップ（鹿大）単位互換。

鹿児島大学法科大学院からは、インターネットと法（九大）兼任・遠隔、刑事訴訟法問題演習2（九大）共同、知的財産法特論（九大）共同、子どもをめぐる法律問題演習（九大）共同、「高齢社会と法」問題演習（九大）兼任、契約実務（九大）兼任、民事救済法特論（九大）兼任、労働法（九大）兼任、法制史（九大）兼任、労働問題演習（熊大）兼任、刑事訴訟法1（熊大）兼任、刑事訴訟法2（熊大）兼任、情報法（熊大）兼任、医療と法（熊大）遠隔・単位互換、公共政策法務（熊大）遠隔・単位互換、日本法制史（熊大）遠隔・単位互換、エクスターンシップ（熊大）単位互換。

2007年度連携開講科目

2007（平成19）年度からは、琉球大学法科大学院が加わり4大学間連携となった



図2-5 高速度通信システムを利用した法科大学院遠隔講義の様様

(また、2007年度には専門職大学院等教育推進プログラム「九州・沖縄連携実習教育高度化プロジェクト—大学を超えた協働と競争による新たなシナジーを目指して—」が採択された)。開講科目は次の通り。

九州大学法科大学院からは、法情報論(鹿大)兼任・遠隔、応用民事訴訟法(鹿大)兼任、リーガル・クリニックII(鹿大)兼任、経済法(熊大)兼任、産業財産法(鹿大)兼任、少子高齢化社会と法(熊大・鹿大)共同・遠隔、刑事法問題演習(鹿大)共同・遠隔、倒産処理法(熊大・鹿大)兼任、司法政策論(鹿大・熊大・琉大)兼任・遠隔、エクスターンシップ(熊大・鹿大・琉大)単位互換。

熊本大学法科大学院からは、法と経済学(九大)兼任、民事執行保全法(九大)兼任・遠隔、消費者法II(九大)兼任、企業法務(九大)兼任、インターネットと法(九大・鹿大)兼任・遠隔、少子高齢化社会と法(鹿大・九大)共同・遠隔、エクスターンシップ(九大・鹿大・琉大)単位互換、司法政策論(鹿大・九大・琉大)兼任・遠隔。

琉球大学法科大学院からは、司法政策論(鹿大・九大・熊大)兼任・遠隔、エクスターンシップ(九大・鹿大・熊大)単位互換。

鹿児島大学法科大学院からは、インターネットと法(九大・熊大)兼任・遠隔、

刑事法総合問題演習B（九大）共同・遠隔、知的財産法A（九大）兼任、少子高齢化社会と法（熊大・九大）共同・遠隔、刑事処遇論（九大）兼任、契約実務（九大）兼任・遠隔、民事救済法特論（九大）兼任・遠隔、民事執行保全法（九大）兼任・遠隔、労働法（九大）兼任、法制史（九大）兼任、情報法（熊大）兼任、医療と法（熊大）兼任、公共政策法務（熊大）兼任、日本法制史（熊大）兼任、エクスターンシップ（九大・熊大・琉大）単位互換。

また、九州大学法科大学院と鹿児島大学法科大学院との間では、2校間の教育連携協定が締結されている（2009年7月23日付「九州大学法科大学院と鹿児島大学大学院司法政策研究科における滞在型の特別聴講学生の受け入れに関する協定書」）。これに基づき、両法科大学院は互いに学生を3年次に受け入れることができる。九州大学は2011年度2名の滞在型特別聴講学生を受け入れ（2010年3月10日法科大学院教授会）、九州大学の学生と全く同様に授業や学修室等の学修環境を提供した。

2008年度には、文部科学省の専門職大学院における高度専門職業人養成教育推進プログラム「法科大学院を通じた研究者等の連携一貫教育」が採択され、法科大学院間の連携による研究者養成にも取り組んだ。

福岡県内法科大学院間の教育連携

九州大学法科大学院、西南学院大学法科大学院、福岡大学法科大学院、久留米大学法科大学院の間には、福岡県弁護士会を間に置いた教育連携協定が2003（平成15）年6月12日付で締結されている。単位互換科目である「ロールーム科目」として、福岡県弁護士会の弁護士を講師とする次の7科目が各法科大学院のキャンパスで開講されている。ジェンダーと法、破産・民事再生の実務（以上九州大学）、民事執行・保全の実務、子どもの権利（以上福岡大学）、高齢者・障害者問題、刑事弁護実務、消費者問題（以上西南学院大学）。

第3章 九州大学法科大学院における臨床教育

司法制度改革の理念に忠実な法曹養成教育を目指した九州大学法科大学院は、附属リーガル・クリニック・センターを拠点とする実務法曹養成を構想した。

リーガル・クリニック・センターと連携事務所

附属リーガル・クリニック・センターは、裁判所に近い福岡市の中心部の中央区赤坂のビル内にある。また、同じビルにある弁護士法人九州リーガル・クリニック法律事務所は、上田國廣（1970年九大法卒）の個人事務所（上田國廣法律事務所）が法人化する形で、2004（平成16）年7月設立された。そして、この法律事務所と九州大学の間で、学生の実務教育のための協定が締結され、上田は、法科大学院の専任教授となり、また事務所名も上記名称へと改められた。

2002年9月2日法学研究院教授会において「九州大学大学院法学研究院附属リーガル・クリニック・センター運営内規」が制定され、センターの目的として「法律実務をめぐる諸問題の研究を行うとともに、裁判所、弁護士会などの他機関と協力して、法律実務に携わる人材の育成に貢献する」とされた。

2004年度中に、附属リーガル・クリニック・センター関連の規程が整備された。すなわち、国立大学法人九州大学と弁護士法人九州リーガル・クリニック法律事務所の間における「法科大学院附属リーガル・クリニック・センターの教育及び研究に関する連携協定書」、「法科大学院附属リーガル・クリニック・センターの教育及び研究に関する連携協定書附属規則」、「九州大学法科大学院附属リーガル・クリニック・センター運営内規」、「法学研究院スタッフの弁護士登録に関する申し合わせ」および「法科大学院学生実務教育規則」（以上2004年7月21日法科大学院教授会）、「九州大学法科大学院附属リーガル・クリニック・センター使用内規」（2004年10月6日法科大学院教授会）である。

2004年9月1日には、附属リーガル・クリニック・センターと九州リーガル・クリニック法律事務所の開所式が挙行された。連携法律事務所には、上田のほか、4名（2009年からさらに1名）の法科大学院教員が弁護士として登録された。また、2012年3月31日現在、2名の法科大学院修了者の弁護士が登録されており、いずれも教員（助教・特任助教）である。

法科大学院の教育研究目的に適う公益的活動を旨とする附属リーガル・クリニック・センター／連携法律事務所では、2005年2月25日から3月25日まで毎金曜日3時間、無料法律相談の活動を行い、「キャンセル待ちが出るほど反響は大きかった」とされる（2005年3月9日法科大学院教授会）。

リーガル・クリニック

授業科目としてのリーガル・クリニック I では、夏期休暇中の約2か月、学生は、附属リーガル・クリニック・センター／連携法律事務所へ通う。そして、法律相談に同席したり(当該来所者の同意を得る)、受任事件をめぐる弁護士間の打ち合わせに同席したり、裁判所の審理を傍聴する。学生は、自身でも、記録や証拠を予め調べる等の準備を行う。学生は、守秘義務を守る旨の誓約書に署名する。リーガル・クリニック I は、2004(平成16)年度は非開講であった。その後の受講者数は、2005年度0名、2006年度7名、2007年度6名、2008年度3名、2009年度3名、2010年度1名、2011年度2名、2012年度3名であった。

鹿児島大学法科大学院との連携科目であるリーガル・クリニック II は、2005年度、屋久島で実施された(2004年度は非開講)。学生は、教員とともに離島に宿泊し、教員の指導の下、離島における法律相談に学生が携わる。九州大学からの受講者数は、2005年度0名、2006年度2名、2007年度18名、2008年度1名、2009年度0名、2010年度1名、2011年度0名、2012年度2名であった。

第4章 九州大学法科大学院の自己改革

九州大学法科大学院は、発足以来、さまざまな自己改革を進めてきた。

教育制度(カリキュラム等)の改革

九州大学法科大学院では、3年毎のカリキュラム改訂を行ってきた。2007(平成19)年度には、基礎、応用、総合の段階的カリキュラムの導入や、3年次の必修科目を重点強化(公法総合演習、刑事法総合演習、民事法総合演習 I・IIの開設)等重要な改革を行った。

このカリキュラム改訂の必要性は2004年度中に意識されており(2004年12月8日、12月22日、2005年1月19日、2月16日法科大学院教授会)、カリキュラム検討委員会(野田進、大橋洋一、川嶋四郎、松生光正、田中教雄、吾郷眞一^{あごう}、上田國廣)が組織された(2005年3月9日、2006年4月12日法科大学院教授会)。

2006年5月10日法科大学院教授会では、カリキュラム検討委員会報告書が示され、次の提言がなされた。

制度発足当時に予想できなかった事情（学生の到達度、新司法試験の概要と新しい選択科目等の判明等）を踏まえ、完成年度を機に、自己改革を行う。

具体的には、少人数教育の一層の充実（実質化）、社会科学文献の読み方・探し方の指導、学修相談・指導等も内容とする初年度の基礎演習（構想としては実質的なクラス担任制の機能を果たし、基礎法関係の教員によるローテーションによるものとされた）の新設、3年次の総合演習（構想としては、担当教員から6～8人程度がチューターとして就くクラス担任制を伴うものとされた）の新設による公法、民事法、刑事法の統合理解の促進、2・3年次の法律外書講読（法学府との連携）、3年次の研究特論科目（法学府との連携）の導入、また、基礎科目、応用科目、総合科目による段階的学修、司法試験選択科目の発展的学修（たとえば「労働と法」→「労働紛争処理」→「労働法実務」）の促進等。

2006年5月17日FDでの検討を経て、2006年5月24日法科大学院教授会においてカリキュラム改訂の原案を了承した。6月21日、7月5日、7月19日法科大学院教授会では、新カリキュラムの在り方について、7月26日FDでは、成績評価の在り方・相対評価の導入について、9月6日法科大学院教授会では、履修モデル・ロードマップの基本科目について、9月20日法科大学院教授会では、基本科目以外について検討がなされ、さらに10月18日法科大学院教授会では、成績評価等に関する申し合わせを審議した。

上記の結果導入された2007年度新カリキュラムは、現在に至るまで、九州大学法科大学院のカリキュラムの骨格を形成している。

法科大学院改善検討委員会

ところが、カリキュラム改革を検討していた2006（平成18）年11月30日、2006年度法科大学院履行状況面接調査において、6科目（人権と法、統治と法、公共法Ⅰ（人権と憲法訴訟1）、公共法Ⅱ（人権と憲法訴訟2）、民事法総合、産業財産法）について、担当教員の未審査が判明し、文部科学省から指摘を受けた。

翌2007年1月15日、大学本部に法科大学院履行状況調査委員会が設置され、2月8日調査結果報告が取りまとめられた。

2007年3月1日に公表された、文部科学省高等教育局大学振興課大学設置室「法

科大学院設置計画履行状況調査の結果等について（平成18年度）」は、九州大学法科大学院についての留意事項として、十分な管理運営体制がとられず、担当科目の教員審査を経ていない者が授業を行う等の問題が生じたこと、設置認可制度の知識・理解の徹底、教員・事務局間の緊密な連携、事務処理体制の改善等、管理運営体制を見直すべきこと、そして、2007年度から改正予定の教育課程について、大幅な改正であるが、科目分類等の慎重な検討を行うとともに、受験生、学生に不利益を及ぼさないよう事前に十分な周知を行うことを求めた。

法科大学院としても2007年2月21日法科大学院改善検討委員会、および、上記大学本部の調査結果報告において、連携科目の意義と適正な実施に関して、連携大学内での協議の必要性が指摘されたことから、連携科目の在り方に関する検討部会を発足させた。大学本部の調査結果報告に対しては、法科大学院および法学研究院には批判的意見があったが、調査結果報告書で指摘された問題の発生原因に対して法科大学院としての防止策が検討されることとなった。

法科大学院改善検討委員会は、2007年6月4日付で「法科大学院改善検討委員会中間報告書」を同年6月6日開催の臨時法科大学院教授会に示した。中間報告書に対する教授会の意見を踏まえ、同年9月30日付の「最終報告書」を10月24日法科大学院教授会に示し、組織管理運営やチェック体制の見直し等を提言した。

他方、法学研究院も調査委員会を立ち上げ、部局の意向を無視して関係教員の処分に言及する大学本部の調査結果報告に異議を唱える内容の「法科大学院履行状況に関する調査結果報告書」を2007年11月14日付で取りまとめた。

2010年度から実施のカリキュラム改革

2008（平成20）年12月24日法科大学院教授会において、カリキュラム検討委員会（松生光正、上田國廣、村上裕章、田中教雄、堀野出）が設置された。2009年1月7日から検討が開始され、2009年2月4日、同年10月7日、同年10月21日法科大学院教授会において、改革の方向を了承した。

このカリキュラム改革の主要な点は、2010年度からは、1年次に法律基礎演習Ⅰ・Ⅱを開設し、未修者の導入教育を強化すること、それに伴い登録単位の上限を1年次40単位とすること、2010年度入学者から再試験を廃止すること（その後2010年度

入学の既修者については例外的に認めることとした)、GPA(Grade Point Average)による進級判定(法律基本科目について1.5)を導入すること、2年連続して進級できない学生に退学勧告をすることができる制度を導入すること、発展演習の新設、法律実務基礎科目については、模擬裁判を2単位化すること、ローヤリング、エクスターンシップを2単位選択必修とすること、法律実務科目の法情報論、民事弁護論、刑事弁護論、要件事実論を2単位選択必修とする等である。

なお、2010年度よりGPAによる進級判定が導入された結果、成績評価と修了判定が厳格化した。

入試改革

とくに2006(平成18)年実施の2007年度入試では、既修者と未修者を分けて募集する等重要な改革を行った。

上記カリキュラム検討委員会報告書(2006年5月10日)は、現行の入試制度は、学部成績の優秀な学生を集めることができていないのではないかとの問題提起を含んでいた。そして、入試改革として、既修者枠の法律専門試験を実施すること、その際、既修者につき40人の募集人員とし、50名に近づけるが25人クラスを維持すべきこと、また、第1次選抜は書類選考のみとし、福岡に1度足を運ばばよいものとすべきこと、併願制の導入、社会人等3割確保のため長期履修制度の導入(実際の導入はずっと後の2014年度入学者からとなる)、試験時期は11月下旬とする等の具体的提言を行った。同年6月7日法科大学院教授会はその提言を了承した。

この改革の実現として2006年実施された2007年度入試では、募集人員100名(既修者コース50名、未修者コース50名)、第1次選抜は、九州大学箱崎キャンパスにおいて、2006年11月25日・26日に実施された。既修者コースについては、民事系法学専門試験Ⅰ(民法)、同Ⅱ(商法・会社法、民事訴訟法)、公法系法学専門試験(憲法・行政法)、刑事法系法学専門試験(刑法・刑事訴訟法)を実施した。2007年度入試では、志願者482名(既修者コース74名、未修者コース228名、併願者180名)、合格者は既修者コース58名、未修者コース59名、入学者は、既修者コース48名、未修者コース53名であった。

2008年度入試では、志願者431名(既修者コース75名、未修者コース221名、併願



図2-6 法科大学院学修室

24時間利用体制で学生の勉学需要に応えている。

者135名)、合格者は既修者コース60名、未修者コース55名、入学者は既修者コース51名、未修者コース52名であった。

2009年度入試では、志願者354名(既修者コース60名、未修者コース173名、併願者121名)、合格者は既修者コース56名、未修者コース54名、入学者は既修者コース49名、未修者コース50名であった。

定員削減

2009(平成21)年実施の2010年度入試から、入学定員を削減し、募集人員80名(既修者コース50名、未修者コース30名)とした。

2010年度入試では、志願者280名(既修者コース60名、未修者コース125名、併願者95名)、合格者は既修者コース59名、未修者コース38名、入学者は既修者コース48名、未修者コース35名であった。

2011年度入試では、志願者216名(既修者コース55名、未修者コース71名、併願者90名)、合格者は既修者コース61名、未修者コース39名、入学者は既修者コース51名、未修者コース28名であった。

2012年度入試からは、第2次選抜をそれまでの11月第4週末に代えて、同第2週末（2011年は11月12日・13日）に実施することとした。さらに、第2次選抜は、福岡会場のほか、東京大学本郷キャンパスと京都大学吉田キャンパスの3会場で実施した。その結果、志願者247名（福岡会場143名、京都会場39名、東京会場65名）、既修者コース108名（福岡会場42名、京都会場20名、東京会場46名）、未修者コース59名（福岡会場38名、京都会場13名、東京会場8名）、併願者80名（福岡会場63名、京都会場6名、東京会場11名）、合格者は既修者コース60名、未修者コース46名、入学者は既修者コース41名、未修者コース30名であった。

認証評価

法科大学院は、5年に1回、認証評価を受けねばならない（学校教育法第109条第3項参照）。

九州大学法科大学院は、2005（平成17）年度に日弁連法務研究財団のトライアル評価を受けた。2005年10月25日付「自己評価・点検報告書」を同財団に提出し、現地調査は12月6日であった。しかし、評価対象は、限定された分野のみであり、法科大学院・認証評価機関双方にとり文字通り「トライアル」であった。

第1回目の本評価については、2008年6月29日付「自己評価書」を大学評価・学位授与機構に提出した。訪問調査は、2008年10月27日および28日に実施された。この評価において、九州大学法科大学院は「適格」判定を受けた（2009年2月4日法学研究院教授会）。

また、九州大学大学院法学研究院経営諮問会議委員による法科大学院についての外部評価を2005年度、2008年度および2011年度にそれぞれ受けている。

九州大学法科大学院の将来構想

福岡市では、裁判所と検察庁、および弁護士会館を、九州大学旧教養部の跡地に誘致する再開発計画がある。九州大学法科大学院も、同じ地域に移転し、法曹三者と一体化した魅力ある法曹養成教育を構想してきた。2007（平成19）年度9月19日法学研究院教授会において、野田法科大学院長から、法科大学院の新キャンパス移転に伴う将来構想について、福岡県弁護士会との打ち合せがなされ、検討が開始さ

れた旨報告された。

2009年12月24日法科大学院教授会において、「法科大学院キャンパス移転計画(案)について」として、西山法科大学院長の試案「六本松リーガル・パーク(仮称)」(九州の中心的リーガル・エリアの中に教育機関としての法科大学院を配置する。高層ビルの2フロア-2600㎡等)の構想が示された。

2011年4月27日、法科大学院は六本松へのキャンパス移転を教授会で決定し、同日、法学研究院も法科大学院の六本松移転を積極的に支援することを承認した。

2012年2月8日法学研究院教授会では、法科大学院の六本松移転について、2012年2月2日の全学の企画専門委員会で諮られ、全学合意に向けて進みつつある旨報告された。同年3月末現在検討されているのは、指導ゾーン(785㎡)、学修ゾーン(800㎡)、交流ゾーン(330㎡)、管理運営ゾーン(125㎡)、合計2040㎡で、賃貸であれば年1.3億円、一括所有(買取り)であれば、15億円という計画である(その後、合計1300㎡、賃貸であれば年0.7億円、一括所有であれば10億円の規模の計画として承認されていくこととなる)。

第5章 成果

2012(平成24)年3月までの修了者と司法試験合格者は次の通り。

修了年月	2006 3月	2007 3月	2008 3月	2009 3月	2010 3月	2011 3月	2012 3月	合計
修了者	14名	79名	93名	121名	106名	95名	94名	602名
司法試験合格者	7名	29名	38名	46名	46名	42名	53名	261名
旧司法試験合格者	1名	-	2名	-	-	-	-	3名

また、2012年3月31日までに司法試験に合格し法曹として就職した者の内訳は、判事任用5名、検事任用4名、弁護士181名(合計190名)で、弁護士181名の登録地は、福岡県107名、東京都12名、熊本県10名、佐賀県10名、長崎県7名、鹿児島県5名、宮崎県3名、大分県2名、沖縄県1名、山口県3名、東京都を除く関東地方3名、関西地方6名、山口県を除く中国四国地方7名、その他5名である(以上、2013年3月4日現在判明している限りの状況を挙げた)。

付記

1. 本稿の記述対象期間は、原則として法文学部の創設(準備期間を含む)から2012年3月31日までとした。
2. 本文の漢字表記は常用漢字・現代かなづかいを用いた。ただし人名等の固有名詞についてはこの限りではない。
3. 引用資料は漢字を原則として常用漢字に改めたほかは原文どおりの表記とした。ただし、ふりがな・傍点・傍線等は原則として省略した。
4. 年紀は西暦で示し、適宜元号を補った。
5. 敬称は資料提供者名以外は省略した。敬語は用いないこととした。
6. 本文中に掲載した写真には編ごとに番号を付した。例えば、第1編の第1写真を「図1-1」のように示した。
7. 第1編の執筆に際しては、『九州大学五十年史 通史』、『九州大学五十年史 学術史 下巻』、および『九州大学七十五年史 通史』を参照もしくは引用した箇所が少ないが、煩を避けるため、逐一その旨注記することはしなかった。

参考文献

(1) 未刊行資料

- 『旧陸海軍関係文書』(R107) (国立国会図書館憲政資料室所蔵)
- 『九州大学法学部教授会議事録』(九州大学法学部所蔵)
- 『九州大学法学部教授会議事録』(九州大学法学部所蔵)
- 『九州大学法学研究科委員会議事録』(九州大学法学部所蔵)
- 『九州大学法学研究科教授会議事録』(九州大学法学部所蔵)
- 『九州大学法学研究院教授会議事録』(九州大学法学部所蔵)
- 『九州大学大学院法府教授会議事録』(九州大学法学部所蔵)
- 『九州大学法科大学院教授会議事録』(九州大学法科大学院所蔵)
- 『九州大学大学院法務教育部(法科大学院)設置計画書』(2003年6月30日)(九州大学法学部所蔵)

(2) 刊行資料

- 『九州帝国大学法文学部概況』(九州帝国大学法文学部、1928年)
- 鬼頭鎮雄『九大風雪記』(西日本新聞社、1948年)
- 日本学術会議編『ソ連・中国学術視察報告』(日本学術振興会、1956年)
- 九州大学法学部創立三十周年記念論文集 法と政治の研究 (有斐閣、1957年)
- 『西山文庫図書目録』(九州大学法学部、1958年)
- 国際法律家連絡協会『中国の法と社会——訪中法律家代表団の報告』(新読書社、1960年)
- 「故武藤智雄先生略歴および著作目録」(『阪大法学』44/45号、1963年)
- 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史 第五卷』(教育資料調査会、1964年重版)
- 宇賀田順三博士還暦記念法学論文集出版委員会編『法学論文集：宇賀田順三博士還暦記念』(一粒社、1966年)
- 九州大学創立五十周年記念会編『九州大学五十年史 通史』(九州大学創立五十周年記念会、1967年)
- 九州大学創立五十周年記念会編『九州大学五十年史 学術史 下巻』(九州大学創立五十周年記念会、1967年)
- 井上正治「九州大学はなぜ門をひらいたか——警察の過剰警備に抗議する——」(『中央公論』1968年3月号)
- 川井修治編『(資料)九州地区国立大学紛争の体験記録——教官側の発言——』(非売品)(社団法人国民文化研究会、1971年)
- 『卒業生名簿(昭和49年)』(九州大学法学部卒業生名簿刊行会)
- 『具島文庫図書目録』(九州大学法学部、1976年)
- 北海道大学『北大百年史 部局史』(ぎょうせい、1980年)
- 『学内めぐり』(九州大学、1980年)
- 具島兼三郎『奔流—わたしの歩いた道—』(九州大学出版会、1981年)
- 今中次麿先生追悼記念事業会編『今中次麿 生涯と回想』(法律文化社、1982年)
- 田口富久治他編『現代民主主義の諸問題：秋永肇教授古稀記念論集』(御茶の水書房、1982年)
- 『自由の学燈をかがけて—九州大学法学部六十年のあゆみ—』(九州大学法学部創立60周年記念事業会、1984年)
- 東京大学百年史編集委員会『東京大学百年史 部局史1』(東京大学、1986年)
- 『写真集 九州大学 1911-1986』(九州大学、1986年)
- 『全国大学法学部めぐり 国公立大篇 九州大学法学部』(『法学教室』68号、1986年)
- 『ヴォルフガング・クンケル文庫目録』(九州大学附属図書館、1988年)
- 九州大学七十五年史編集委員会編『九州大学七十五年史 史料編 上巻』(九州大学、1989年)
- 九州大学七十五年史編集委員会編『九州大学七十五年史 史料編 下巻』(九州大学、1989年)

- 杉之原舜一『波瀾萬丈——弁護士の回想——』（日本評論社、1991年）
 『1990年度九州大学法学部教官活動報告書』（九州大学法学部、1991年）
 九州大学七十五年史編集委員会編『九州大学七十五年史 通史』（九州大学、1992年）
 九州大学七十五年史編集委員会編『九州大学七十五年史 別巻』（九州大学、1992年）
 信夫清三郎先生追悼文集編集委員会『歴史家・信夫清三郎』（勁草書房、1994年）
 京都大学百年史編集委員会『京都大学百年史 部局史編1』（京都大学後援会、1997年）
 九州大学法学部自己点検評価委員会『九州大学法学部 現状と課題』（九州大学法学部、1998年）
 九州大学大学院法学研究院自己点検・評価委員会『九州大学大学院法学研究院自己評価書』（九州大学法学部、2003年）
 東北大学百年史編集委員会編『東北大学百年史四 部局史一』（東北大学研究教育振興財団、2003年）
 『九州大学法科大学院委員会作成入学者向けパンフレット』（2003年度作成）
 『九州・沖縄法科大学院教育連携』（リーフレット）（2003年度作成）
 九州大学大学院法学研究院・法科大学院（仮称）検討ワーキンググループ「『九州大学法科大学院（仮称）』制度設計試案」『月刊司法改革』24号（2001年9月）
 文部科学省高等教育局大学振興課大学設置室『法科大学院設置計画履行状況調査の結果等について（平成18（2006）年度）』
 小熊英二『1968（上）——若者たちの叛乱とその背景』（新曜社、2009年）
 小熊英二『1968（下）——叛乱の終焉とその遺産』（新曜社、2009年）
 梶嶋政司「〈史料紹介〉九州帝国大学法文学部草創期の在外研究員」（『九州文化史研究所紀要』第55号、2012年3月）
 梶嶋政司「九州帝国大学法文学部草創期の文庫形成と在外研究員」（『九州文化史研究所紀要』第56号、2013年3月）
 永島広紀「帝国大学『法文学部』の比較史的検討——内外地・正系と傍系・朝鮮人学生——」（『九州史学』167号、2014年3月）
 『信夫清三郎文庫図書目録』Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（九州大学法学部、刊行年不明）
 『福岡日日新聞』
 『九州大学新聞』
 『九州大学法学部ニュース』
 『九州大学法学部同窓会報』
 『法政研究』（1931年～）
 『法政研究の栞』（1957年～）
 『法政研究別冊 フォーラム』第1～21号（1988～1999年）
 『政治研究』（1953年～）
 『九州大学法学部同窓会報』（1976年～）
 『九大法学部同窓会会員名簿』
 『九州法学会会報』（1983年～）

(3) その他

文部科学省HP「国立大学法人化の概要」:

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/03052704.htm: 2014（平成26）年3月26日最終閲覧

九州大学大学評価HP: 評価について: 機関別認証評価:

<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/hyoka-home/evaluate/accreditation/institution/index.html>: 2014年3月27日最終閲覧

九州大学大学評価HP: 評価について: その他独自の取り組み: 大学改革活性化制度:

<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/hyoka-home/efforts/activation/index.html>: 2014年3月27日

最終閲覧

九州大学HP：トピックス：「主幹教授制度始まる」（2009年7月15日公開）：

http://www.kyushu-u.ac.jp/topics/index_read.php?kind=&S_Category=&S_Page=&S_View=&word=&page=&B_Code=1976：2014年3月26日最終閲覧

西日本新聞HP：@九州大学～研究室から：分権型社会とは：

<http://www2.nishinippon.co.jp/PR/kyudai/social/>：2014年3月27日最終閲覧

『朝日新聞データベース』

九州大学百年史編集委員会『九州大学百年史』第8巻：資料編Ⅰ、九州大学、2014年：catalog.lib.

kyushu-u.ac.jp/ja/recordID/1448763?hit=2&caller=xc-search：2014年12月3日最終閲覧

法学部百年史関連人物情報文献一覧

以下は、大正13年(1924年)の九州帝国大学法文学部の設置以来、昭和63年末(1988年末)までの間に九州大学法学部に在任した教授・助教授につき、その人物情報を含む主要な文献を列挙したものである。主要な文献とは還暦・退官記念の論文集、追悼記事等を指すものとする。本人執筆の著作や論文集等は履歴情報等を含むもの以外は基本的にこれを除いた。また関連の新聞記事はあまりに膨大であるため、情報がそれ以外に得られないような場合を除いてこれも割愛した。

なおこの期間に着任し、2014年現在も九州大学法学部に在任中の教員についてはこれを除いてある。中には他校において現役で活躍中の教員もあり、人物情報を含む文献が未だ特に出版されていない場合もあるが、名前のみ挙げておいた。

本文献一覧作成にあたり、同僚・七戸克彦教授より様々な情報を提供頂いた。明記して感謝申し上げたい。

青山道夫（あおやま みちお、1902～1978）【民法】

在職：教授（昭19.4.27～昭24.3.31）、名誉教授（昭41.4.22～昭53.7.9）

『青山教授還暦祝賀論文集』＝法政研究29-1/2/3・1963

黒木三郎他編『家族の法社会学：青山道夫教授還暦記念』（法律文化社・1965）

大原長和・黒木三郎編『追想の青山道夫：民主主義と家族法』（法律文化社・1979）

有地亨他編『家族の法と歴史：青山道夫博士追悼論集』（法律文化社・1981）

有地亨「青山道夫先生の学問を偲んで」（法学セミナー284・1978）

黒木三郎「青山道夫先生のこと」（法の科学7・1979）

黒木三郎「青山道夫先生を憶う」（法社会学31・1979）

秋永肇（あきなが はじめ、1909～1984）【政治史・外交史】

在職：助教授（昭19.7.10～昭22.7.29）

田口富久治他編『現代民主主義の諸問題：秋永肇教授古稀記念論集』（御茶の水書房・1982）

浅野正一（あさの まさかず（まさいち？）、1900～1933）【政治学】

在職：助教授（昭2.4.25～昭8.9.26）

「謹みて会員浅野正一君の長逝を悼む」（法政研究4-1・1933）

「浅野九大助教授轢死を遂ぐ」（〔東京〕朝日新聞1933年9月28日朝刊11頁）

※九州大学法学部図書館に『浅野助教授遺書購入目録』（昭和9年5月）あり

東季彦（あずま すえひこ、1880～1979）【民法】

在職：教授（大13.11.6～昭4.6.12）

『東季彦博士追悼号』＝著作権研究10・1980

『東季彦博士追悼号』＝日本法学 46-2・1981

東季彦『六十九日の旅：東季彦歌集』（牧書店・1956）

東季彦『マンモスの牙』（図書出版社・1975）

荒木誠之（あらかい せいし、1924～）【経済法】

在職：教授（昭和44.4.1～昭63.3.31）、名誉教授（昭63.5.6～）

『今井・井上（祐司）・荒木・原島教授還暦祝賀論文集』＝法政研究51-3/4・1985

高藤昭他『現代の生存権：法理と制度：荒木誠之先生還暦祝賀論文集』（法律文化社・1986）

『荒木誠之教授退職記念論文集』＝姫路法学（姫路獨協大学）16/17・1995

『荒木誠之先生退職記念号』＝社会関係研究（熊本学園大学）7-2・2001

良永彌太郎・柳澤旭編『労働関係と社会保障法：荒木誠之先生米寿祝賀論文集』（法律文化社・2013）

有地亨（ありち とおる、1928～2006）【民法】

在職：助教授（昭32.4.1～昭42.7.15）→教授（昭42.7.16～平2.3.31）、

名誉教授（平2.5.8～平18.7.22）

『徳本（鎮）・石塚・有地教授還暦祝賀論文集』＝法政研究55-2/3/4・1989

生野正剛他編『変貌する家族と現代家族法：有地亨先生追悼論文集』（法律文化社・2009）

阿武京二郎（あんの きょうじろう、1890～1946）【民法・民事訴訟法】

在職：教授（昭10.5.8～昭21.3.7）

〔(会報) 評議員阿武京一郎教授の訃〕（法政研究15-1/2・1947）

〔(訃報) 阿武京二郎氏〕（朝日新聞1946年3月10日朝刊）

勝田一編『帝国大学出身名鑑』（校友調査会・1932）＝復刻版『帝国大学出身人名辞典』（日本図書センター・2003）第一巻ア22頁参照

石川捷治（いしかわ しょうじ、1944～）【政治史】

在職：助教授（昭53.4.1～平1.7.15）→教授（平1.7.16～平20.3.31）、名誉教授

『石川捷治教授 還暦祝賀論文集』＝法政研究71-4・2005

同委員会『石川捷治先生退職記念文集 見果てぬ夢の続き―「へんてこりん」な場を求めて』（同刊行委員会・2008）

石田正治（いしだ まさはる、1947～）【政治学】

在職：助教授（昭59.4.1～平4.4.30）→教授（平4.5.1～平24.3.31）、名誉教授

『石田・上田（國廣）教授 退職記念論文集』＝法政研究78-3・2011

石塚英夫（いしづか ひでお、1928～）【日本法制史】

在職：助教授（昭33.3.20～昭43.7.31）→教授（昭43.8.1～平4.3.31）、
名誉教授（平4.5.8～）

『徳本（鎮）・石塚・有地教授還暦祝賀論文集』＝法政研究55-2/3/4・1989

伊藤不二男（いとう ふじお、1911～1987）【国際法・国際私法】

在職：助教授（昭28.8.1～昭29.2.17）→教授（昭和29.2.18～昭49.4.1）、

名誉教授（昭49.4.30～昭62.3.25）

『伊藤教授還暦祝賀論文集』＝法政研究38-2/3/4・1972

井上正三 (いのうえ しょうぞう、1933～1998) 【裁判学・民事訴訟法】

在職：教授 (昭55.4.1～平8.3.31)、名誉教授 (平8.5.1～平10.11.5)

『三島・斎藤・井上 (正三)・手島教授還暦祝賀論文集』=法政研究59-3/4・1993

井上正治 (いのうえ まさじ、1920～1997) 【刑法・刑事訴訟法】

在職：助教授 (昭23.1.23～昭26.6.30) →教授 (昭26.7.1～昭45.3.31)、

名誉教授 (昭45.4.21～平9.12.18)

西山富夫他編集『刑事法学の諸相：井上正治博士還暦祝賀』(有斐閣・1981-1983)

同刊行委員会『躍動に生きる 井上正治先生追悼集』(同刊行委員会・1998)

同編集委員会編『刑事実体法と裁判手続：法学博士井上正治先生追悼論集』(九州大学出版会・2003)

井上祐司「随想 井上正治先生の死を悼む」(ジュリスト1133・1998)

江藤孝「井上正治先生を偲んで」(刑法雑誌38-2・1999)

井上祐司 (いのうえ ゆうじ、1924～2010) 【刑法・刑事訴訟法】

在職：助教授 (昭31.11.1～昭42.7.15) →教授 (昭42.7.16～昭63.3.31)、

名誉教授 (昭63.5.6～平22.11.14)

『今井・井上 (祐司)・荒木・原島教授還暦祝賀論文集』=法政研究51-3/4・1985

横山晃一郎・土井政和編『現代における刑事法学の課題：井上祐司先生退官記念論集』(権歌書房・1989)

『井上祐司教授・川井克俊教授・平田春二教授退任記念号』=名経法学 13・2003
甲斐克則「井上祐司先生の死を悼む」(ジュリスト1426・2011)

今井宏 (いまい ひろし、1924～) 【商法】

在職：教授 (昭55.4.1～昭63.3.31)

『今井・井上 (祐司)・荒木・原島教授還暦祝賀論文集』=法政研究51-3/4・1985

森淳二郎編者代表『企業監査とリスク管理の法構造：蓮井良憲先生・今井宏先生古稀記念』(法律文化社・1994)

『今井宏教授・土居靖美教授・戸根住夫教授退職記念論文集』=姫路法学31/32・

2001

今里滋（いまさと しげる、1951～）【行政学】

在職：助教授（昭和59.7.1～平4.4.30）→教授（平4.5.1～平15.2.12）
名誉教授（平15.3.18～）

今中次麿（いまなか つぎまろ、1893～1980）【政治学】

在職：教授（昭3.11.26～昭和17.2.28、昭21.3.30～昭28.3.31）、
名誉教授（昭30.6.28～昭55.7.26）

『今中教授還暦祝賀論文集』＝法政研究22-2/3/4・1955

九州大学政治研究室『今中次麿先生業績目録』（九州大学政治研究室・1964）

今中次麿先生追悼記念事業会編『今中次麿：生涯と回想』（法律文化社・1982）

「物故会員追悼の辞」（日本学士院紀要37-2・1981、後『学問の山なみ 第四』
（日本学士院・1991）所収）

「今中次麿：天皇制とたたかうデモクラシーの政治学者」（日本科学者会議編『科
学者のあゆんだ道』（水曜社・1982））

中村義知「日本における民族国家論の成立——今中次麿博士の政治理論の一解
釈」（福岡大学法学論叢30-3/4・1986）

田口富久治「戦前日本における政治政策学——今中次麿の場合」（政策科学1-1・
1993）

※今中文庫（広島大学図書館蔵）は今中次麿寄贈にかかる近世歴史文書

宇賀田順三（うがた まさぞう、1898～1979）【行政法】

在職：助教授（昭2.7.19～昭3.10.14）→教授（昭3.10.15～昭21.2.13）

同出版委員会編『法学論文集：宇賀田順三博士還暦記念』（同出版委員会・1966）

海原文雄（うなばら ふみお、1920～）【英米法】

在職：教授（昭45.4.1～昭59.4.1）

『杣・海原教授還暦祝賀論文集』＝法政研究47-2/3/4・1981

『海原文雄教授・西村宏一教授退職記念論文集』=東海法学13・1994
海原文雄「回顧談」(東海法学13・1994)

大澤章 (おおさわ あきら、1889～1967) 【国際法・国際私法】

在職：教授 (大15.6.5～昭22.3.10)、名誉教授 (昭26.3.9～昭42.7.9)

『故大沢章教授追悼号』= (東洋大学) 比較法 6・1968

中村武「大沢章先生を追悼する」(比較法 6・1968)

前原光雄「大沢章先生の長逝を悼む」(国際法外交雑誌66-3・1967)

杉原泰雄「大沢章先生について」(『大沢文庫目録』(一橋大学・1977) 所収)

末永航「神と法学 田中耕太郎と大澤章」(同『イタリア、旅する心』(青弓社・2005))

※大澤文庫 (一橋大学附属図書館蔵)

<http://www.lib.hit-u.ac.jp/service/bunko/osawa.htm>

小山勉 (おやま つとむ、1936～2006) 【政治史】

在職：教授 (昭60.4.1～平10.3.31)、名誉教授 (平10.4.24～平18.12.29)

『小山教授還暦祝賀論文集』=法政研究63-3/4・1997

『小山勉教授追悼号』=福岡大學法學論叢52-1・2007

「小山勉九州大学名誉教授 略歴・業績」(政治研究 54・2007)

関口正司「小山勉先生の逝去を悼んで」(政治研究54・2007)

風早八十二 (かざはや やそじ、1899～1989) 【刑法・刑事訴訟法】

在職：助教授 (大15.10.11～昭2.4.24) →教授 (昭2.4.25～昭4.11.21)

同実行委員会編『風早八十二先生を偲ぶ：資料』(同実行委員会・1989)

東京刑事法研究会編『啓蒙思想と刑事法：風早八十二先生追悼論文集』(勤草書房・1995)

庭山英雄「風早八十二先生追悼論文集に接して」(法の科学23・1995)

金田平一郎（かねだ へいいちろう、1900～1949）【法制史】

在職：助教授（昭5.2.10～昭15.5.3）→教授（昭15.5.4～昭24.10.7）

吉原文司「金田平一郎博士著作目録」(同『栗生武夫先生・小早川欣吾先生・戴炎輝博士・小林宏先生・山崎丹照先生略年譜・著作目録』(同・2007)、最新版はネットで更新、<http://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/kaneda001.pdf>)

歴史が眠る多磨霊園

http://www6.plala.or.jp/guti/cemetery/PERSON/K/kaneda_he.html

上原道一（かみはら みちかず、1903～1936）【刑法・刑事訴訟法】

在職：助教授（昭6.11.10～昭11.2.23）

「謹みて評議員上原道一君の長逝を悼む」（法政研究6-2・1936）

※上原蔵書（九州大学中央図書館蔵）

河村又介（かわむら またすけ、1894～1979）【憲法】

在職：教授（昭7.8.22～昭22.8.3）、名誉教授（昭25.5.2～昭54.1.4）

河村力『ある憲法学者の足跡：元最高裁判事河村又介の生涯と現代史の一断面』（文芸社・2005）

河村又介・野村二郎「河村又介氏に聞く」（法学セミナー271、272・1977）

清宮四郎「故河村又介会員追悼の辞」（日本学士院紀要36-2・1979、後『学問の山なみ 第二』（日本学士院・1980）所収）

菊池勇夫（きくち いさお、1898～1975）【社会法】

在職：助教授（昭3.10.10～昭4.4.9）→教授（昭4.4.10～昭和24.11.30）→

九州大学総長（昭24.12.1～昭28.11.30）→教授（昭28.11.30～昭37.3.31）、

名誉教授（昭37.6.5～昭50.7.13）

『菊池教授還暦祝賀論文集』＝法政研究25-2/3/4・1959

同刊行会『労働法と経済法の理論：菊池勇夫教授六十年祝賀記念論文集』（有斐閣・1960）

『菊池教授退官記念業績目録集』（社会法研究会・1962）

『菊池先生追悼特集』＝法政研究42-4・1976

「菊池勇夫博士略歴および主要著作」（法哲学年報（1974年）・1975）

上村政彦「社会保障法の展開——菊池勇夫博士の研究をたどって」（季刊社会保障研究2-4・1967）

浅井清信「故菊池先生をしのぶことば」（日本労働法学会誌46・1975）

伊藤不二男「菊池勇夫先生を偲んで」（法哲学年報（1974年）・1975）

林迪広「菊池勇夫名誉会員の御逝去を悼む」（日本労働法学会誌46・1975）

林迪広「菊池勇夫博士の生涯と社会法」（法律時報47-10・1975）

峯村光郎「故菊池勇夫会員追悼の辞」（日本学士院紀要34-1・1976、後『学問の山なみ 第二』（日本学士院・1980）所収）

菊池勇夫「社会法と私——学歴のエスキース」（法政研究の葉2・1957）

高田源盛「菊池勇夫先生の横顔」（法政研究の葉7・1959）

柳澤旭「労働契約の法的定義と性質——菊池勇夫『労働契約の本質——その社会的性質について』（昭和12・1937年）を読む」（山口経済学雑誌57-5・2009）

石井保雄「菊池勇夫の『社会法』論——戦前・戦後期の業績を通じて考える」（独協法学91・2013）

※菊池文庫（九州大学法学部図書館蔵）

菊池高志（きくち たかし、1941～）【労働法】

在職：助教授（昭52.4.1～昭61.7.31）→教授（昭61.8.1～平10.3.31）、
名誉教授（平10.4.24～）

同刊行委員会『社会法の基本理念と法政策：社会保障法・労働法の現代的展開：
河野正輝先生・菊池高志先生古稀記念論文集』（法律文化社・2011）

『紺谷浩司教授 古稀記念号 菊池高志教授 退職記念号』＝西南学院大学法学論
集 43-3/4・2011

木村亀二（きむら かめじ、1897～1972）【法理学】

在職：教授（大15.5.31～昭4.11.21）

「木村亀二教授略歴・著作目録」（（東北大学）法学25-1・1961）

中川善之助他「木村亀二博士を偲ぶ」（法学セミナー197・1972）

団藤重光「木村亀二博士の御逝去を悼む」（刑法雑誌18-3/4・1972、のち同『わが心の旅路』（有斐閣・1986）へ収録）

三代川潤四郎他「木村亀二博士の人と学問」（法学セミナー200・1972）

金沢文雄「木村亀二博士の法哲学・刑事政策学・刑法学」（判例タイムズ23-10・1972）

「木村亀二博士略歴・主要著書」（法哲学年報（1971年）・1972）

大野平吉「木村亀二博士の法哲学と刑法理論（一）」（熊本法学19・1972）

具島兼三郎（ぐしま かねさぶろう、1905～2004）【政治史・外交史、国際政治学】

在職：教授（昭23.3.31～昭44.3.31）、名誉教授（昭44.4.25～平16.11.12）

『林田教授具島教授還暦祝賀論文集』＝法政研究32-2/3/4/5/6・1966

竹原良文代表編『ナショナリズムの政治学的研究：具島兼三郎教授還暦記念論文集』（三一書房・1967）

長崎平和文化研究所編集『激動の八十年：具島兼三郎先生傘寿記念号』（平和文化研究，第9集）（長崎総合科学大学・1986）

同刊行委員会『追想具島兼三郎』（弦書房・2006）

「追悼・具島兼三郎先生：年譜・業績一覧」（平和文化研究 27・2005）

「具島兼三郎九州大学名誉教授 略歴・業績」（政治研究52・2005）

石川捷治「『戦う平和論者』具島兼三郎先生を偲んで」（政治研究52・2005）

『追悼・具島兼三郎先生〔含 略年譜〕特集号』＝長崎平和研究 19・2005

具島兼三郎『奔流 わたしの歩いた道』（九州大学出版会・1981）

※具島文庫（九州大学法学部図書館蔵）

河内宏（こうち ひろし、1946～）【民法】

在職：助教授（昭55.4.1～平1.10.15）→教授（平1.10.16～平19.3.31）、
名誉教授

『河内・清水（巖）教授還暦祝賀論文集』＝法政研究72-3・2006

小林量（こばやし りょう、1957～）【商法】

在職：助教授（昭61.4.1～平8.3.31）

近藤昭三（こんどう しょうぞう、1928～2007）【行政法】

在職：助教授（昭36.4.1～昭43.7.31）→教授（昭43.8.1～平3.3.31）、
名誉教授（平3.5.7～平19.9.6）

『畑・高林・近藤教授還暦記念論文集』＝法政研究54-2/3/4・1988

『吉田明教授・近藤昭三教授・梅原達治教授退職記念号』＝札幌法学9-2・1998

佐治謙讓（さじ けんじょう、1900～1954）【国法学】

在職：助教授（昭3.4.14～昭12.12.20）

『人事興信録（第十四版）（上）』（人事興信所・1943）サ21頁

富塚祥夫「戦前における国家法人説排斥の一手法——佐治謙讓の国家法人説否
認論」（茨城大学政経学会雑誌78・2008）

佐々弘雄（さっさ ひろお、1897～1948）【政治学】

在職：教授（大13.12.17～昭3.4.24）

佐々弘雄「心の追憶——回顧録（2）」（龍南238・1937）

向坂逸郎「忘れ得ぬこと——回顧録（2）」（龍南238・1937）

佐々克明「父・佐々弘雄と近衛の時代」（中央公論 文芸特集2-1～4・1985）

山口浩志「佐々弘雄の政治・外交論——一九三五年までを中心に」（政治経済史
学485、486・2007）

山口浩志「佐々弘雄」（伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典4』
（吉川弘文館・2011）所収）

島崎讓（しまさき ゆずる、1925～2011）【政治学】

在職：助教授（昭31.8.1～昭42.7.15）→教授（昭42.7.16～昭44.10.31）

清水金二郎（しみず きんじろう、1902～1963）【社会法】

在職：教授（昭23.5.31～昭24.7.9）→産業労働研究所へ

九州大学産業労働研究所編『清水金二郎教授追悼論文集』（産業労働研究所報 第28・29号）（同研究所・1963）

荘子邦雄（しょうじ くにお、1920～）【刑法・刑事訴訟法】

在職：助教授（昭24.5.30～昭27.3.31）

『荘子邦雄教授退官記念号』（東北大学）法学47-5・1984

阿部純二編集代表『刑事法思想と理論：荘子邦雄先生古稀祝賀』（第一法規出版・1991）

荘子邦雄『人間と戦争：一学徒兵の思想史』（朝日新聞出版（発売）・2013）

杉之原舜一（すぎのはら しゅんいち、1897～1992）【民法】

在職：助教授（大15.5.31～昭4.11.21）

杉之原舜一『波瀾萬丈：一弁護士の回想』（日本評論社・1991）

大野達三「杉之原舜一さんと『波瀾萬丈——一弁護士の回想』」（季刊科学思想 86・1992）

※札幌商科大学図書館『杉之原舜一先生寄贈図書目録』（1983）

祖川武夫（そかわ たけお、1911～1996）【国際法・国際私法】

在職：教授（昭22.6.19～昭24.6.30）

『祖川武夫教授退官記念号』（東北大学）法学39-1・1975

『祖川武夫教授退職記念号』東北学院大学論集 法律学43/44・1994

小田滋・石本泰雄編『祖川武夫論文集 国際法と戦争違法化』（信山社・2004）

樋口陽一「随想 故・祖川武夫先生への惜別」（ジュリスト1095・1996）

小田滋・石本泰雄「祖川武夫先生を悼む/弔辞」（法律時報68-10・1996）

田畑茂二郎「故国際法学会名誉会員祖川武夫君を悼んで」(国際法外交雑誌
95-4・1996)

杉正夫(そま まさお、1919～2005)【政治学】

在職：教授(昭46.4.1～昭58.4.1)

『杉・海原教授還暦祝賀論文集』=法政研究47-2/3/4・1981

高田源清(たかた げんせい、1909～1994)【商法】

在職：教授(昭24.2.16～昭48.4.1)、名誉教授(昭48.4.17～平6.1.10)

『高田源清教授還暦記念論文集』=法政研究36-2/3/4/5/6・1970

武市春男他編『商法・経済法の諸問題：高田源清教授還暦記念論文集』(評論社・
1972)

『高田源清教授退職記念号』=中京法学20-1・1985

※高田文庫(九州大学法学部図書館蔵)

高林秀雄(たかばやし ひでお、1927～1997)【国際法】

在職：教授(昭55.4.1～平3.3.31)、名誉教授(平3.5.7～平9.1.26)

『畑・高林・近藤教授還暦記念論文集』=法政研究54-2/3/4・1988

林久茂・山手治之・香西茂編『海洋法の新秩序：高林秀雄先生還暦記念』(東信
堂・1993)

立石雅彦「高林秀雄先生を偲ぶ」(京都学園法学23・1997)

高見勝利(たかみ かつとし、1945～)【比較憲制論】

在職：助教授(昭57.4.1～昭62.1.31)→教授(昭62.2.1～昭63.3.31)

瀧川政次郎(たきがわ まさじろう、1897～1992)【法制史】

在職：助教授(大14.6.6～昭2.4.24)→教授(昭2.4.25～昭4.11.21)

『瀧川博士還暦記念論文集』(中沢印刷・1957)

「瀧川政次郎博士略年譜・著書・編並に解題」(国学院法学5-2・1967)

- 『律令制の諸問題：瀧川政次郎博士米寿記念論集』（汲古書院・1984）
『神道史論叢：瀧川政次郎先生米寿記念論文集』（国書刊行会・1984）
小林宏「瀧川政次郎博士を悼む」（法制史研究42・1992）
島善高「中国における瀧川政次郎先生」（古代文化51-2・1999）
島善高「瀧川政次郎氏購入の司法省用漢籍」（法史学研究会会報11・2006）
荊木美行「瀧川政次郎博士と中国法制史」（皇学館大学紀要52・2014）

竹原良文（たけはら よしぶみ、1915～1992）【政治学】

在職：助教授（昭23.12.28～昭30.4.15）→教授（昭30.4.16～昭54.4.1）、
名誉教授（昭54.5.1～平4.2.15）

『竹原良文教授還暦祝賀論文集』＝法政研究42-2/3・1975

柏經學・小山勉・松富弘志編『近代政治思想の諸相：竹原良文先生追悼記念論文集』（御茶の水書房・1996）

田中和夫（たなか かずお、1903～1998）【民事訴訟法・商法・英米法】

在職：助教授（昭4.6.11～昭15.3.31）→教授（昭15.4.1～昭24.6.30）、
名誉教授（昭42.11.14～平10.8.3）

「名誉教授田中和夫先生年譜・著作目録」（一橋論叢58-3・1967）

『田中和夫先生松尾巖先生古希記念』＝独協法学6・1975

『田中和夫先生退職記念』＝独協法学21・1984

堀部政男「英米法学者としての田中和夫先生」（一橋論叢58-3・1967）

藤倉皓一郎・飛世昭裕「田中和夫文庫のこと」（書齋の窓502・2001）

※田中和夫文庫（帝塚山大学図書館）（『田中和夫文庫目録』（帝塚山大学法政策学部資料室・2000）参照）

谷川栄彦（たにがわ よしひこ、1925～）【国際政治学】

在職：助教授（昭29.4.10～昭42.7.15）→教授（昭42.7.16～平1.3.31）、
名誉教授（平1.5.9～）

「谷川栄彦教授著作目録」（法政研究55-1・1988）

『山田浩・北西允・谷川栄彦・松下亮教授退職記念号』=修道法学19-2・1997

丹宗昭信（たんそう あきのぶ、1927～2014）【国際経済法】

在職：助教授（昭33.1.1～昭42.3.31）

『町井和朗教授 丹宗昭信教授 江藤价泰教授 退職記念号』=大東法学13-1・2003
來生新「丹宗暁信先生を偲ぶ——『論争独占禁止法』のことなど」（書齋の窓635・2014）

手島孝（てしま たかし、1933～）【憲法・行政法】

在職：助教授（昭32.4.1～昭42.7.15）→教授（昭42.7.16～平6.3.31）、
名誉教授（平6.5.6～）

『三島・斎藤・井上（正三）・手島教授還暦祝賀論文集』=法政研究59-3/4・1993
大隈義和他編集『公法学の開拓線：手島孝先生還暦祝賀論集』（法律文化社・1993）

『手島孝教授退職記念号』=（熊本県立大学）アドミニストレーション8-1/2・2001

安藤高行・大隈義和編『新世紀の公法学：手島孝先生古稀祝賀論集』（法律文化社・2003）

手島孝「学・大学・九州大学一九四九～一九九四：一学徒の修業時代と遍歴時代」（法政研究60-3/4・1994）

手島孝『松籟餘韻』（葦書房・2000）

手島孝『絶学無憂』（弦書房・2013）

徳本正彦（とくもと まさひこ、1931～）【政治学】

在職：教授（昭59.4.1～平4.3.31）、名誉教授（平4.5.8～）

『深山・徳本教授還暦記念論文集』=法政研究57-4・1991

『徳本正彦教授退職記念論文集』=（姫路獨協大学）姫路法学34/35・2002

徳本鎮（とくもと まもる、1928～）【民法】

在職：助教授（昭31.6.16～昭40.12.15）→教授（昭40.12.16～平4.3.31）、
名誉教授（平4.5.8～）

『徳本（鎮）・石塚・有地教授還暦祝賀論文集』＝法政研究55-2/3/4・1989

『徳本鎮学長——その略歴と業績』（福岡女子大学・2001）

豊崎光衛（とよさき こうえ、1908～1980）【商法】

在職：助教授（昭16.3.7～昭22.12.25）

『豊崎光衛教授退職記念特輯号』＝学習院大学法学部研究年報14・1979

宮脇幸彦他編『無体財産法と商事法の諸問題：豊崎光衛先生追悼論文集』（有斐閣・1981）

西村重雄（にしむら しげお、1943～）【西洋法制史・ローマ法】

在職：教授（昭57.4.1～平19.3.31）、名誉教授（平19.5.11～）

『菅・西村教授還暦祝賀論文集』＝法政研究70-4・2004

西山重和（にしやま しげかず、1892～1986）【国際法・国際私法】

在職：教授（大15.4.10～昭30.3.31）、名誉教授（昭30.6.28～昭61.3.1）

『西山教授還暦祝賀論文集』＝法政研究20-2/3/4・1953

『西山先生古稀記念法政論文集』＝中京商学論叢8-3/4・1962

※西山文庫（九州大学法学部蔵）

野津務（のづ つとむ、1894～1983）【商法】

在職：助教授（大14.6.6～昭2.4.24）→教授（昭2.4.25～昭14.3.31）

「野津務先生略歴・主要著作」（法学新報72-9/10・1965）

大山俊彦・花房一彦編『商法の課題とその展開：野津務先生追悼論文集』（成文堂・1991）

花房一彦「野津務先生を悼む〔含 略歴・著作目録〕」（保険学雑誌505・1984）

蓮井良憲（はすい よしのり、1923～）【商法】

在職：教授（昭46.10.1～昭61.3.31）

『林・水波・蓮井・大原教授還暦祝賀論文集』＝法政研究49-1/2/3・1983

今井宏他編『改正会社法の研究：蓮井良憲先生還暦記念』（法律文化社・1984）

『大原長和教授・蓮井良憲教授古稀記念号』＝福岡大学法学論叢37-2/3/4・1993

森淳二郎編者代表『企業監査とリスク管理の法構造：蓮井良憲先生・今井宏先生古稀記念』（法律文化社・1994）

畑穰（はたみのる、1927～）【法社会学】

在職：教授（昭55.4.1～平3.3.31）、名誉教授（平3.5.7～）

『畑・高林・近藤教授還暦記念論文集』＝法政研究54-2/3/4・1988

浜田一男（はまだ かずお、1906～1994）【商法】

在職：教授（昭27.3.1～昭45.3.31）、名誉教授（昭45.4.21～平6.5.3）

『浜田教授還暦記念論文集』＝法政研究33-3/4/5/6・1967

『野見山温教授・浜田一男教授古稀記念号』＝福岡大学法学論叢 21-3/4・1977

林迪廣（はやし みちひろ、1922～）【社会法】

在職：助教授（昭25.5.15～昭38.1.31）→教授（昭38.2.1～昭61.3.31）、
名誉教授（昭61.5.8～）

『林・水波・蓮井・大原教授還暦祝賀論文集』＝法政研究49-1/2/3・1983

荒木誠之他『社会法の現代的課題：林迪広先生還暦祝賀論文集』（法律文化社・1983）

林田和博（はやしだ かずひろ、1905～1984）【憲法・行政法】

在職：助教授（昭7.12.5～昭21.9.10）→教授（昭21.9.11～昭44.3.31）、
名誉教授（昭44.4.25～昭59.12.7）

『林田教授具島教授還暦祝賀論文集』＝法政研究32-2/3/4/5/6・1966

大西公照「林田和博先生のご逝去を悼む」（大東法学12・1985）

手島孝他「林田和博先生を偲んで」(北九州大学法政論集13-3・1986)
林田和博「思い出」(法政研究の葉4・1958)

原島重義 (はらしま しげよし、1925～2013)【民法】

在職：助教授(昭31.6.16～昭38.10.15)→教授(昭38.10.16～昭63.3.31)
名誉教授(昭63.5.6～平25.12.21)

『今井・井上(祐司)・荒木・原島教授還暦祝賀論文集』=法政研究51-3/4・1985
『原島重義教授・志津田氏治教授古稀記念論文集』=久留米大学法学28/29・1996
河内宏他編『市民法学の歴史的・思想的展開：原島重義先生傘寿』(信山社・2006)
原島重義先生を語る会編『原島重義を語る』(同会・2014)

藤沢親雄 (ふじさわ ちかお、1893～1962)【政治史・外交史】

在職：教授(大13.11.6～昭5.8.30)

伊藤虎次郎編『帝国大学大鑑』(帝国大学校友会・1939)=復刊『帝国大学出身者人名辞典』(日本図書センター・2003)第四巻453頁
今井隆太「国民精神文化研究所における危機の学問的要請と応答の試み」(ソシオサイエンス7・2001)
大谷伸治「藤沢親雄の『日本政治学』——矢部貞治の衆民政論に対する批判を手がかりに」(北海道大学大学院文学研究科法学研究論集11・2011)

舟橋諄一 (ふなはし じゅんいち、1900～1996)【民法】

在職：助教授(昭4.5.20～昭5.12.25)→教授(昭5.12.26～昭39.3.31)、
名誉教授(昭39.4.28～平8.11.21)

『舟橋教授還暦祝賀論文集』=法政研究27-2/3/4・1961
九州大学法曹会・九州大学法学部東京同窓会『舟橋諄一先生を偲ぶ 先生とのあの時このとき』(同会・1997)
徳本鎮「随想 故舟橋諄一先生を偲んで」(ジュリスト1106・1997)
舟橋諄一「わたしの略歴」(法政研究の葉3・1957)
林迪広「舟橋先生の若さ」(法政研究の葉13・1961)

不破武夫（ふわ たけお、1899～1947）【刑法・刑事訴訟法】

在職：教授（昭14.7.31～昭22.2.26）

工藤祐基「女子学習院から学習院女子部へ」（輔仁会雑誌189・1966）

団藤重光「不破武夫博士の思い出」（同『わが心の旅路』（有斐閣・1986）所収）

堀豊彦（ほり とよひこ、1898～1986）【政治学】

在職：教授（昭17.6.30～昭21.6.30）

堀豊彦『デモクラシーと抵抗権』（東京大学出版会・1988）に年譜・著作目録あり

三島淑臣（みしま よしおみ、1932～2015）【法理学・法思想史】

在職：助教授（昭38.4.1～昭51.3.31）→教授（昭51.4.1～平8.3.31）、
名誉教授（平8.5.1～平27.1.1）

『三島・斎藤・井上（正三）・手島教授還暦祝賀論文集』＝法政研究59-3/4・1993
同編集委員会『法思想の伝統と現在：三島淑臣教授退官記念論集』（九州大学出版会・1998）

ホセ・ヨンパルト他編『自由と正義の法理念：三島淑臣教授古稀祝賀』（成文堂・2003）

『秋山喜文・野村武・三島淑臣教授退職記念号』＝アドミニストレーション9-3/4・2003

水波朗（みづなみ あきら、1922～2003）【憲法・法理学・比較憲制論】

在職：助教授（昭24.5.30～昭40.2.15）→教授（昭40.2.16～昭61.3.31）、
名誉教授（昭61.5.8～平15.7.31）

『林・水波・蓮井・大原教授還暦祝賀論文集』＝法政研究49-1/2/3・1983

三島淑臣他編『法と国家の基礎に在るもの：水波朗教授退官記念』（創文社・1989）

山田秀「追悼 真正トミスト、トマス水波朗先生のご逝去を悼む」（社会と倫理16・2004）

山田秀「水波朗先生の想い出—学問と人柄」(創文466・2004)

水波朗『自然法と洞見知：トマス主義法哲学・国法学遺稿集』(創文社・2005)

※水波学術文庫(南山大学)

三瀧信三(みつま しんぞう、1879~1937)【民法】

在職：教授(兼任)(昭5.1.8~昭8.3.31)

『三瀧信三先生追悼号』=法学志林39-5・1937

山田晟「三瀧信三先生のことども」(書齋の窓26・1955)

美濃部達吉(みのべ たつきち、1873~1948)

在職：法文学部長事務取扱(大13.10.11~昭2.10.8)

宮澤俊義編『美濃部教授還暦記念 公法學の諸問題』(有斐閣・1934)

「特輯美濃部先生の追憶」=国家学会雑誌62-7・1948

「美濃部達吉」(現代日本百人物)(中央公論47-1・1932)

山之内一郎「美濃部博士の片鱗」(日本評論10-11・1935)

佐々弘雄「美濃部達吉論」(中央公論50-3・1935、後に同『続人物春秋』(改造社・1935)へ収録)

大森義太郎「人としての美濃部達吉博士」(文芸春秋13-4・1935)

青野季吉「美濃部博士訪問記」(日本評論12-8・1937)

河村又介「美濃部達吉博士の一生」(選挙1-1・1948)

田上穰治「美濃部達吉先生を偲ぶ」(一橋論叢22-3・1949)

磯野誠一「美濃部達吉」(向坂逸郎編『近代日本の思想家』(和光社・1954)所収)

小林直樹「美濃部達吉(憲法)」(法学セミナー50・1960)

和田英夫「美濃部達吉(行政法)」(法学セミナー51・1960)

松尾尊兌「美濃部達吉」(『日本人物史体系 7』(朝倉書店・1960)所収)

美濃部亮吉「父美濃部達吉の思い出」(別冊ジュリスト 法学教室3・1962)

家永三郎「美濃部達吉」(『日本の思想家 2』(朝日新聞社・1963)所収)

※学術・思想史における美濃部研究は膨大な数に上るため割愛する。

宮本英脩（みやもと ひでなが、1882～1944）【刑法・刑事訴訟法】

在職：教授（兼任）（昭4.1.30～昭8.3.31）

佐伯千仞編輯『宮本博士還暦祝賀 現代刑事法學の諸問題』（弘文堂書房・1943）

鈴木茂嗣編『宮本英脩著作集』（成文堂・1984～1995）

佐伯千仞「宮本英脩先生の人と学問」（法学セミナー157・1969）

鈴木茂嗣「宮本英脩の刑法理論」（法律時報51-3・1979）

三上正隆「宮本英脩の規範理論」（早稲田大学大学院法研論集116、早稲田法学
会誌56、58-1・2005～2007）

武藤智雄（むとう としお、1899～1962）【法制史】

在職：助教授（大15.9.11～昭21.3.30）

三戸壽「わが国におけるローマ法の研究と武藤教授」（イタリアーナ5・1962）

飯島幡司・阪本勝・磯崎辰五郎・大浦敏弘・熊谷開作・浜上則雄・武藤孝雄「あ
りし日の武藤教授を偲ぶ」（イタリアーナ5・1962）

田中周友「故武藤智雄教授を偲ぶ」（法制史研究13・1963）

小菅芳太郎「In Memoriam: Toshio Muto」（IVRA14-1・1963）

『故武藤智雄教授追悼論文集』＝阪大法学44/45・1963

吉原丈司・吉原達也編『日本ローマ法学五先生略年譜・著作目録：春木一郎
博士・原田慶吉教授・田中周友博士・船田亨二博士・武藤智雄教授略年譜・
著作目録』（都筑印書館・2006）

矢ヶ崎武勝（やがさき たけかつ、1925～）【国際法・国際私法】

在職：助教授（昭31.4.1～昭40.12.15）→教授（昭40.12.16～昭41.3.31）

『矢ヶ崎武勝教授古稀記念号』＝福岡大学法学論叢40-3/4・1996

山尾時三（やまお ときぞう、1897～1934）【商法】

在職：助教授（大14.6.6～昭4.4.9）→教授（昭4.4.10～昭8.5.1）

「山尾教授九大を追はる」（〔東京〕朝日新聞1933年5月3日朝刊11頁）

「訃報」（〔東京〕朝日新聞1934年11月12日朝刊4頁）

山尾時三『新手形法論』(岩波書店・1935)、同『手形法研究』(同・同)に履歴紹介

※九州大学法学部図書館に『山尾時三教授遺書購入目録』(昭和10年4月)あり

山中康雄 (やまなか やすお、1908～1998) 【民法】

在職：教授(昭21.8.26～昭26.6.30)

黒木三郎代表編『近代法と現代法：山中康雄教授還暦記念』(法律文化社・1973)
原島重義『私の見た九大教授山中康雄の法律学』(『アジアを知る 九州を知る』
(九州大学出版会・1996))

黒木三郎「山中康雄先生を悼む」(法律時報71-1・1999)

田中教雄「山中康雄の法律学から学ぶべきもの——『市民社会と民法』を読んで」
(法の科学39・2008)

山之内一郎 (やまのうち いちろう、1896～1959) 【憲法】

在職：助教授(大13.12.17～大14.5.18)→教授(大14.5.19～昭4.11.21)

『山之内一郎教授還暦記念』=社会科学研究7-2/3/4・1956

福島正夫・高橋勇治・宇高基輔編『社会主義法の研究：山之内先生還暦記念』
(勁草書房・1958)

福島正夫・高橋雄二・宇高基輔編『今日の法と法学：山之内先生追悼論文集』
(係争書房・1959)

山之内一郎・山之内一郎遺稿集編集委員会編『鬼之亟随想集』(学生社・1960)

福島正夫「山之内一郎先生の人と学問」(法学セミナー157・1969)

※山之内文庫(東京大学社会科学研究所、『山之内文庫露文・欧文書名目録』
(2002))

横山晃一郎 (よこやま こういちろう、1929～1989) 【刑法】

在職：教授(昭49.4.1～平1.4.25)

『横山晃一郎教授追悼論文集』=法政研究 56-3/4・1990

横山晃一郎(遺稿集)『たった一人のために ある昭和戦中派法学徒の戦後史』

(故横山晃一郎先生遺稿集出版委員会 (編)・1990)

吉田道也 (よしだ みちや、1912～1992) 【法制史】

在職：助教授 (昭23.3.31～昭25.2.24) →教授 (昭25.2.25～昭51.4.1)、
名誉教授 (昭51.4.20～平4.10.2)

『吉田道也教授還暦祝賀論文集』＝法政研究39-2/3/4・1973

『吉田道也・足立忠夫先生退職記念論文集』＝北九州大学法政論集10-1/2・1982

吉村徳重 (よしむら とくしげ、1931～) 【民事訴訟法】

在職：助教授 (昭33.3.20～昭45.2.28) →教授 (昭45.3.1～平7.3.31)、
名誉教授 (平7.5.2～)

『吉村・衣笠教授還暦祝賀論文集』＝法政研究58-4・1992

同刊行委員会『弁論と証拠調べの理論と実践：吉村徳重先生古稀記念論文集』
(法律文化社・2002)

『吉村徳重教授古希記念号』＝西南学院大学法学論集34-2/3・2002

法学部史年表 (1910～2012年 3月)

月日	事 項	部 局 長	教 員
			※ 法学部期については法科出身学部長のみ記す
12.22	1910年 (明治43) 九州帝国大学創設(勅448)(福岡に帝国大学を置き九州帝国大学と称す。明44.1.1施行)。		
9. -	1922年 (大正11) 法学部用地として福岡県相屋郡箱崎町の民有地3472坪790を購入完了。		
9.26	1924年 (大正13) 法学部創設 (勅224)。		大13.11.6 東 季彦 教授—昭4.6.12 藤沢親雄 教授—昭5.8.30
	法科に民法第一、政治学、政治史・外交史の3講座設置。	美濃部 達吉 大13.10.11—昭2.10.8放	大13.12.17 山之内一郎 助教授—大14.5.18 佐々弘雄 教授—昭3.4.24
10. 9	法学部処務細則、法学部部長委任事項を制定。		
1.14	1925年 (大正14) 法学部規程を制定、入試受験資格者に女子高等師範学校卒業者を規定。		大14.5.19 山之内一郎 教授—昭4.11.21
2. -	法学部本館 (前面) 1900坪竣工。		大14.6.6
4.20	法学部第1回入学式を挙行 (本学初の女子学生2名入学)。		山尾時三 助教授—昭4.4.9
4.21	法学部授業開始。		滝川政次郎 助教授、野津 務 助教授—昭2.4.24
4.22	治安維持法公布 [法46] (5.12施行)。		
5.19	法理学、憲法、国際法・国際私法第一、国際法・国際私法第二の4講座増設。		
3.31	1926年 (大正15・昭和元) 法学部本館 (背面) 995坪竣工。		大15.4.10 西山重和 教授—昭30.3.31
4.15	『法学部綱要』を創刊。		大15.5.31
5.13	行政法、民法第二、民事訴訟法、刑法・刑事訴訟法、商法第一、法制史の6講座増設。		木村亀二 教授、杉之原舜一 助教授—昭4.11.21
10. 6	法学学部、左翼学生5人を停・退学処分。		大15.6.5 大沢章 教授—昭22.3.10

月日	事項	部長	教員
			大15.9.11
			武藤智雄 助教授—昭21.3.30
			大15.10.11
			風早八十二 助教授—昭2.4.24
	1927年〔昭和2〕		昭2.4.25
6.12	法文学部学生、法文会を設立。6.18法文会、「九州大学新聞」を創刊。		風早八十二 教授、滝川政次郎 教授—昭4.11.21
10.8	民法第三、商法第二、社会法の3講座増設。		浅野正一 助教授—昭8.9.26
10.25	福岡日日新聞、法文学部内訂事件（九大事件）を報道。11.22同事件により法文学部5教授、1助教授休職。		野津 務 教授—昭14.4.31
11.3	法文会学芸部、「法文論叢」を創刊。		昭2.7.19
			宇賀田順三 助教授—昭3.10.14
	1928年〔昭和3〕		昭3.4.14
3.15	共産党員大検査（3.15事件）。		佐治謙讓 助教授—昭12.12.20
3-	法文学部第1回卒業式		昭3.10.10
4.17	文部省、学生・生徒の思想傾向の匡正、国民精神作興を訓令（文訓5）。		菊池勇夫 助教授—昭4.4.9
4.19	評議会、社会文化研究会の解散を命ず。また3.15事件に関係した医・農・法文学部学生等の放学・退学処分を決定。		昭3.10.15
4.24	3.15事件により、法文学部向坂逸郎、石浜知行、佐佐弘雄3教授辞職。		宇賀田順三 教授—昭21.2.13
			昭3.11.26
			今中次麿 教授—昭17.2.28
	1929年〔昭和4〕		昭4.4.10
			山尾時三 教授—昭8.5.1
			※菊池勇夫 教授—昭24.11.30
			※昭24.11.30～4年間 総長
			昭4.5.20
			舟橋諄一 助教授—昭5.12.25
			昭4.6.11
			田中和夫 助教授—昭15.3.31

月日	事項	部長	教員
	1930年〔昭和5〕		昭5.2.10
4.16	(法科) 履修課程を法律専攻と政治専攻に区分することを決定		金田平一郎 助教授—昭15.5.3
10.31	法文会、松浦総長に「学友会解散嘆願書」を提出。		昭5.12.26 舟橋諄一 教授—昭39.3.31
	1931年〔昭和6〕		昭6.11.10
3.—	『法政研究』第1巻第1号発行	西山重和	上原道一 助教授—昭11.2.23
5.—	法文学部、入学辞退者が続出（入学許可者308人中36人辞退）。	昭6.2.28—昭7.2.29	
9.18	満州事変勃発。		
10.5	法文学部教授今中次郎、九州大学新聞に「満州事変の責任」を掲載、軍部の責任を追及。		
	1932年〔昭和7〕		昭7.8.22
5.6	医・工・農・法文学部長、満州国視察に出発（6月上旬帰学）。		河村文介 教授—昭22.8.3
			昭7.12.5
			林田和博 助教授—昭21.9.10
	1933年〔昭和8〕		
		大沢 章	
		昭8.2.28—昭9.2.28	
	1934年〔昭和9〕		
5.3	法文学部、学生の襟章を志望別に区別。		
9.—	法文学部内に九州文化史研究所を設置。		
	1935年〔昭和10〕		昭10.5.8
4.1	文部省、国体明徴を訓令〔文訓4〕。		阿武京二郎 教授—昭和21.3.7
	1936年〔昭和11〕		
2.26	2.26事件。	阿武京二郎	
		昭11.3.2—昭12.3.1	
	1937年〔昭和12〕		
5.31	文部省、「国体の本義」を刊行。		
7.7	蘆溝橋事件（日中戦争始まる）。		

月日	事項	部局長	教員
8. -	法学部演習室195坪竣工。		
	1938年 (昭和13)		
4. 1	国家総動員法公布 (法55) (5.5施行)。	河村又介	
4. 1	法学部助教授高橋政雄、人民戦線事件容疑で逮捕される。	昭13.3.1-昭14.7.10	
	1939年 (昭和14)		昭14.7.31
9. 1	第2次世界大戦始まる。		不破武夫 教授-昭22.2.26
			昭14.12.28
			野見山温 助教授-昭15.3.16
			昭15.4.1
10.12	大政翼賛会発表式		田中和夫 教授-昭24.6.30
			昭15.5.4
			金田平一郎 教授-昭24.10.7
			昭16.3.7
10.16	「法学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和16年度臨時短縮ニ関スル件」公布 (文省79) (法学部の在学年限は昭16年度においてはその年度に卒業すべき者につき3ヶ月短縮)。これにより1942年3月卒業予定者は1941年12月に卒業。		豊崎光衛 助教授-昭22.12.25
12. 8	太平洋戦争始まる。		
	1942年 (昭和17)		昭17.6.30
2.28	法学部教授今中次鷹、出版法違反を原因として辞職。		堀 豊彦 教授-昭21.6.30
11.25	「法学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和18年度臨時短縮ニ関スル件」公布 (文省68) (法学部の在学年限は昭18年度においてはその年度に卒業すべき者につき6ヶ月短縮)。		
	1943年 (昭和18)		
10.2	在学徴集延期臨時特例公布 (勅755) (学生生徒の徴兵猶予停止)。	菊池勇夫	
10.3	法学部教授会、翌昭和19年9月卒業予定学生のうち、最低13単位以上取得した者を本年11月に仮卒業させることに決定。	昭18.7.31-昭20.6.30	
10.19	法学部学生を中心とする学徒出陣のために全学壮行会を挙行。		
10.21	文部省、法学部学生の京都帝國大学への委託書を内示。11.10法学部教授会、反対の意見書を提出。		

月日	事項	部局長	教員
	1944年〔昭和19〕		昭19.4.27
5.1	法文会、福岡県の指示により「法文論叢」の廃刊を決定。		青山道夫 教授—昭41.3.31
			昭19.7.10
			秋永 肇 助教授—昭22.7.29
	1945年〔昭和20〕		
6.19	福岡大空襲（5万6000世帯被災）。		
8.6	米軍、広島に原爆を投下（死者20数万）。8.9長崎に原爆投下。		
8.15	太平洋戦争終結。		
11.21	法文学部教授会、向坂逸郎等5教授の復帰を決定。		
12.19	九大教職員思想委員会を設置。	不破武夫	
12. —	法文学部学生を中心に社会科学研究会を結成。	昭20.12.31—昭22.1.31	
	1946年〔昭和21〕		昭21.3.30
1.3	評議会、占領軍の指令により各学部の学科課程中軍国主義的色彩のあるものの廃止を決定（法文学部＝大東重法論、工業立地論、支那経済論、満州経済論、新南経済論、日本重工業論、南方経済論）。		今中次麿 教授—昭28.3.31
2.26	思想審査委員会を発展的に解消し九大刷新委員会を設置、各学部に刷新協議会を設置することとなる。		昭21.8.26
11.3	日本国憲法公布、医学部大講堂で記念行事を挙行。		山中康雄 教授—昭26.6.30
			昭21.9.11
			林田和博 教授—昭44.3.31
	1947年〔昭和22〕		昭22.6.19
5.17	教員適格審査委員会を設置。		相川武夫 教授—昭24.6.30
5. —	法文学部学生自治委員会を結成。		
9.3	九州帝国大学、九州大学と改称（政204）（10.1施行。）		
	1948年〔昭和23〕		昭23.1.23
4.12	文部省、国立大学授業料等の3倍値上げを発表。	井上正治 助教授—昭26.6.30	
6.26	法文・理学部学生、授業料値上げ反対ストを行う（九大戦後初のスト）。	昭23.3.31	
9.18	全日本学生自治会総連合（全学連、結成大会）。	具島兼三郎 教授—昭44.3.31	
—	九州大学全学自治委員会を結成。	吉田道也 助教授—昭25.2.24	

月日	事項	部長	教員
	1954年(昭和29)		昭29.2.18
	刑法・刑事訴訟法第二講座を設置(全17講座)		伊藤不二男 教授—昭49.4.1
			昭29.4.10
			谷川栄彦 助教授—昭42.7.15
	1955年(昭和30)		昭30.4.16
		具島兼三郎	竹原良文 教授—昭54.4.1
		昭30.7.1—昭32.6.30	
	1956年(昭和31)		昭31.4.1
			矢ヶ崎武勝 助教授—昭40.12.15
			昭31.6.16
			徳本 鎮 助教授—昭40.12.15
			原島重義 助教授—昭38.10.15
			昭31.8.1
			嶋崎 讓 助教授—昭42.7.15
			昭31.11.1
			井上祐司 助教授—昭42.7.15
	1957年(昭和32)		昭32.4.1
		高田源清	有地 享 助教授、手島 孝 助教授—昭42.7.15
3.26	大学院法学研究科規則を制定。		
3. —	文科系講義室1798m ² 竣工。	昭32.7.1—昭34.6.30	
12. 6	九大等市内4大大学生約200人、原水爆実験禁止・勤務評定反対の集会、デモを行う。		
	1958年(昭和33)		昭33.1.1
11. 5	本学学生等約2000人、警職法改悪反対福岡地区学生集会を開催。		丹宗昭信 助教授—昭42.3.31
			昭33.3.20
			石塚英夫 助教授—昭43.7.31
			吉村徳重 助教授—昭45.2.28
	1959年(昭和34)		
11.27	九大等5大学の学生2500人、安保改定阻止第6次統一行動の集会を開催、県民大会と合流しデモを行う。	具島兼三郎	

月日	事項	部局長	教員
	1960年 [昭和35]	昭34.7.1-昭36.6.30	
1.21	羽田事件に関連して、法文経建物地下の九学連書記局捜索を受ける(九学連事件)。		
5.15	本学学生等約1300人、全学連全国統一行動の一環として安保批准阻止デモを行う。		
	1961年 [昭和36]		昭36.4.1
5.1	報道各社、「九大不正入試事件」を一齐に報道。5.16評議会、入学試験処理委員会の設置を決定。		近藤昭三 助教授—昭43.7.31
	政治学史講座を設置(全18講座)	浜田一男	
	1962年 [昭和37]	昭36.7.1-昭38.6.30	
3.27	九大で初めての文系の新制博士(法学博士)が誕生		
3.-	文系新館4078㎡竣工。		
4.-	箱崎文系地区に食堂および文化系サークル棟を開設。		
5.9	法・文・経済学部学生、新館移転反対決起集会を開催。		
7.28	評議会で大学管理制度に反対する九大の基本的態度を決定。		
11.9	大学管理制度に反対する学生・教職員組合が全学統一行動を行う		
12.-	法学部・経済学部、貝塚キャンパスに移転(～昭38.1)。		
	1963年 [昭和38]		昭38.2.1
1.25	閣議、大学運営法案の国会上げ程見合わせを決定。		林 油広 教授—昭61.3.31
3.-	文系新館増築2452㎡、同講義棟456㎡、同大講義室537㎡竣工。		昭38.4.1
4.1	教養部設置 [文省11]。	伊藤不二男	三島淑臣 助教授—昭51.3.31
		昭38.7.1-昭40.6.30	昭38.10.16
			原島重義 教授—昭63.3.31
	1964年 [昭和39]		
3.-	生産科学研究所、旧法文経建物に移転。		
3.-	文系新館増築(研究室および書庫) 5868㎡竣工。		

月日	事項	部長	教員
	刑法・刑事訴訟法第一を刑法に、同第二を刑事訴訟法に、また国際法・国際私法第一を国際法に、同第二を国際私法に改称 1965年〔昭和40〕		
2.7	米軍、北ベトナム爆撃を開始。	吉田道也	昭40.2.16 水波 明 教授—昭61.3.31
	経済法講座を設置（全10講座）	昭40.7.1—昭42.6.30	昭40.12.16 徳本 鎮 教授—平4.3.31
			矢ヶ崎武勝 教授—昭41.3.31
	1967年〔昭和42〕		昭42.7.16
	法制史を西洋法制史に改称	井上正治	有地 享 教授—平2.3.31
		昭42.7.1—昭44.6.14	井上祐司 教授—昭63.3.31
			谷川栄彦 教授—平元.3.31
			手島 孝 教授—平6.3.31
			嶋崎 讓 教授—昭44.10.31
	1968年〔昭和43〕		昭43.8.1
1.15	エンタープライズ寄港反対派学生、教養部学生会館および田島寮を占拠（～1.23）。1.16博多駅事件、教養部閉門事件。		石塚英夫 教授—平4.3.31
3.19	評議会、学生会館不法占拠および乱闘事件に関して、停学5人・譴責3人の懲戒処分を決定。		近藤昭三 教授—平3.3.31
6.2	米軍板付基地のR F-4Cファントム偵察機、建設中の大型計算機センターに墜落、炎上。		
6.4	水野総長以下九大関係者約6000人、板付基地撤去市内デモ（翌5日も4000人規模の総長先頭デモ）。		
7.9	評議会、米軍機の学内自主引き降ろしの方針を決議。		
7.31	引き降ろしのための予備作業、反対派の妨害で中止		
—	文系地区演習棟1188m竣工。		
	行政学講座、日本法制史講座を設置（全21講座）		
	1969年〔昭和44〕		昭44.4.1
1.5	同日深夜、米軍機引き降ろされる。水野総長、評議会において辞意を表明。	吉田道也	荒木誠之 教授—昭63.3.31

月日	事項	部長	教員
2.26	衆議院予算委員会第1分科会において、1月13日TBSテレビ等における井上正治法学部長の発言が問題となる。	昭44.6.14—昭44.7.30取	
3.11	評議会、井上正治法学部長を総長事務取扱に選出。		
3.17	文部省、井上教授の言動調査を要請。3.25評議会、照会に対し遺憾の意を回答することを決議。	竹原良文	
3.29	法学部教授団、「学長事務取扱」問題について事態の重大性を訴える」を発表。	昭44.7.30—昭45.4.24	
5.21	評議会、井上総長事務取扱の任期満了を承認、岡田医学部長を総長事務取扱に選出		
7.7	井上正治教授、文部省の総長事務取扱発令拒否に対し、名誉回復の訴訟を起す。		
7.24	自民党、衆院文教委員会で大学臨時措置法案を強行採決。		
10.14	機動隊約4400人、九大全学の封鎖を解除		
	国際政治学講座を設置(全22講座)		
	1970年(昭和45)		昭45.3.1
3.6	井上正治教授が正式に辞意を表明、法学部教授会も辞表を受理し、退官が決定。	水波 朗	吉村徳重 教授—平7.3.31
6.23	日米安全保障条約、自動延長	昭45.4.24—昭47.10.16	昭45.4.1
	英米法講座を増設(全28講座)		海原文雄 教授—昭59.4.1
	1971年(昭和46)		昭46.4.1
			杉 正夫 教授—昭58.4.1
			昭46.10.1
			蓮井良憲 教授—昭61.3.31
	1972年(昭和47)		
2.19	連合赤軍浅間山荘事件(～2.28)。	林 迪広	
3.-	文科系本館増築3221m ² 竣工。	昭47.10.16—昭49.6.30	
4.1	米軍板付基地返還。		
	1973年(昭和48)		
1.27	ベトナム和平協定調印。		

月日	事項	部局長	教員
	1974年〔昭和49〕	谷川栄彦 昭49.7.1-昭51.6.30	昭49.4.1 横山晃一郎 教授—平元.4.25
10.4	1975年〔昭和50〕 50周年を記念して、法学部同窓会創立		
3.27	1976年〔昭和51〕 昭和43年以来8年ぶりの統一卒業式を挙行。	原島重義 昭51.7.1-昭53.6.30	昭51.4.1 三島淑臣 教授—平8.3.31
4.12	法文系・教養部キャンパスにスロープとエレベーターが完成。		
5.2	1977年〔昭和52〕 大学入試センター設置。		昭52.4.1 菊池高志 助教授—昭61.7.31
6.1	1978年〔昭和53〕 福岡市湯水のため臨時体校（～6.10）。	井上祐司 昭53.7.1-昭55.6.30	昭53.4.1 石川捷治 助教授—平元.7.15
1.13	1979年〔昭和54〕 初の共通第1次学力試験実施（～1.14）。3.4第2次試験。		
3.31	産業労働研究所を廃止（昭54.3.31法11、4.1施行）。		
3.31	石炭研究資料センターを設置（昭54.3.31文省8、4.1施行）。 法社会学、比較憲法論、裁判学、刑事政策の4講座を増設（全27講座）		
	1980年〔昭和55〕	荒木誠之 昭55.7.1-昭57.6.30	昭55.4.1 井上正三 教授—平8.3.31 今井 宏 教授—昭63.3.31 高林秀雄 教授、畑 稷 教授—平3.3.31 河内 宏 助教授—平元.10.15
	1982年〔昭和57〕	徳本 鎮 昭57.7.1-昭59.6.30	昭57.4.1 西村重雄 教授—平19.3.31 高見勝利 助教授—昭62.1.31

月日	事項	部局長	教員
	1984年〔昭和59〕		昭59.4.1
8.23	法学部、大韓民国釜山大学校法科大学と交流協定を締結。	有地 亨	徳本正彦 教授—平4.3.31
11.16	法学部・経済学部、創立60周年記念式典を挙る。	昭59.7.1—昭61.6.30	五十川直行 助教授—平7.5.31 石田正治 助教授、植田信廣 助教授—平4.4.30
			昭59.7.1
			今里 滋 助教授—平4.4.30
	1985年〔昭和60〕		昭60.4.1
11.13	国大協総会（～11.14）、昭和62年度から受験機会複数化の実施を決定。		小山 勉 教授—平10.3.31
			昭60.10.1
			土井政和 助教授—平4.6.30
	1986年〔昭和61〕		昭61.4.1
5.7	国大協臨時総会、第2次学力試験のA・Bグループ別実施を決定。	近藤昭三	河野俊行 助教授—平9.1.31
6.4	法学部推薦入試導入（1987年度入試から）を決定	昭61.7.1—昭63.6.30	小林 量 助教授—平8.3.31
10.25	法文学部創立60周年を記念して国際学術国際交流振興基金3億6千万円を法学部・経済学部へ寄贈、「法文学部発祥之地」記念碑を建立		昭61.8.1
			菊池高志 教授—平10.3.31
	1987年〔昭和62〕		昭62.2.1
	入学志願者増に伴い、法学部入学定員を臨時的に270名から300名に増員		高見勝利 教授—昭63.3.31
			昭62.4.1
			森 淳二郎 教授—平15.3.31
	1988年〔昭和63〕		昭63.4.1
		手島 孝	内田博文 教授—平22.3.31
		昭63.7.1—平2.6.30	河野正輝 教授—平15.3.31
			和田仁孝 助教授—平8.3.31
			大橋洋一 助教授—平10.6.30
			昭63.10.1
			崔 載熙 教授—平元.9.30

月日	事項	部長	教員
	1989年〔平成元〕		平元.3.1
1.7	昭和天皇逝去、8日より元号は「平成」と改元。		酒匂一郎 助教授—平7.5.31
			平元.4.1
			伊藤昌司 教授—平14.3.31
			柳原正治 助教授—平3.8.15
			平元.7.16
			石川健治 教授—平20.3.31
			平元.10.16
			河内 宏 教授—平19.3.31
			平2.4.1
7.5	学部在学中にも大学院入学資格を与える「飛び級」制度の導入を決定。	吉村徳重	大石 眞 助教授—平3.8.15
		平2.7.1—平4.6.30	
	1991年〔平成3〕		平3.4.1
	比較法講座を設置(全28講座)		井上 治典 教授—平8.3.31
			大出 良知 教授—平19.3.31
			江口 厚仁 助教授—平13.3.31
			平3.8.16
			大石 眞 教授—平5.3.31
			柳原 正治 教授
			平4.4.1
5.1	週休二日制実施。	小山 勉	藪野祐三 教授—平22.3.31
8.10	大学院法学研究科の修士課程を大幅に改編することを決定。社会人のリフレクシユ教育を目的にしたフレックス・コースと、実務家養成を旨指サアトババンスト・コースを新設	平4.7.1—平6.6.30	野田 進 教授
			平4.5.1
			今里 滋 教授—平15.2.12
			石田正治 教授—平24.3.31
			植田信廣 教授

月日	事 項	部 局 長	教 員
			平4.7.1
			土井政和 教授
	1993年 (平成5)		平5.1.1
	法学研究科を5部門 (基礎法学、公法・社会法学、民刑事法学、国際関係法学、政治学) 12大講座 (法文化学、法史学、法動態学、公法学、社会法学、民刑事法学、刑事法学、民刑事法学連携、国際関係法学、国際関係法学連携、政治学基礎、政治動態分析) に再編		北川俊光 教授—平14.3.31
	国際経済法、紛争管理法の2講座増設 (全30講座)		平5.4.1
			金 龍瑞 教授—平7.3.31
			山本顯治 助教授—平13.3.31
			清水 巖 教授—平21.3.31
			関口正司 助教授、直江真一 助教授 —平7.5.31
			平5.10.1
			吾郷真一 教授
	1994年 (平成6)		平6.1.1
4.1	教養部を廃止 (平6.3.30文有8、4.1施行)	菊池高志	大隈義和 教授—平18.3.31
		平6.7.1—平8.6.30	平6.4.1
10	法学府修士課程にLL.Mコースを設置		衣笠哲生 教授—平7.3.31
			齋藤文男 教授、大河原伸夫 助教授—平8.3.31
	比較政治学講座増設 (全31講座)		王 亜新 助教授—平10.3.31
			熊谷健一 助教授—平15.6.30
			伊藤 司 助教授—平16.3.31
	1995年 (平成7)		平7.6.1
5.9	法学部はタイ王国マサート大学法学部と部局間学術交流協定を締結		五十川直行 教授、酒匂一郎 教授
9.11	法学部はオランダ王国アムステルダム大学法学部と部局間学術交流協定を締結		関口正司 教授、直江真一 教授
9.27	法学部は香港大学法学部と部局間学術交流協定を締結		
	トランスナショナル法増設 (全32講座)		

月日	事項	部長	教員
	1996年(平成8)		平8.4.1
6.14	法学部はアメリカ合衆国モナシユ大学法学部及び人文社会科学部と部局間学術交流協定を締結	河野正輝	兒玉 寛 教授—平15.3.31
	法学部定員を290名から280名に。さらに翌年270名に減員。	平8.7.1—平10.6.30	安藤高行 教授、和田仁孝 教授—平16.3.31 豊永郁子 助教授—平16.3.31 大河原伸夫 教授
			平井文三 助教授—平10.3.31
			熊野直樹 助教授—平17.3.31
			角松生史 助教授—平17.9.30
			平8.7.1
			増田雅暢 助教授—平10.6.30
	1997年(平成9)		平9.2.1
			河野俊行 教授
			平9.4.1
			川嶋四郎 助教授—平11.3.31
			NOTTAGE LUKE RICHARD 助教授—平12.3.31
			平9.10.16
			PEJOVIC CASLAV 助教授—平14.3.31
	1998年(平成10)		平10.4.1
		石川捷治	徐 治文 助教授—平13.3.31
		H10.7.1—H12.6.30	曾野裕夫 助教授—平16.3.31
			平10.7.1
			大橋洋一 教授—平19.9.30
			伊奈川秀和 助教授—平13.7.4
			平10.8.16
			MAOLANOND PICHET 助教授—平13.8.15
			平10.10.1
			山田治徳 助教授—平15.3.31

月日	事項	部長	教員
			平10.10.16 李 錠 助教授—平14.3.31
	1999年 (平成11)		平11.1.1 八田卓也 助教授—平19.3.31 平11.4.1 川嶋四郎 教授—平20.3.31 長元朝浩 助教授—平12.3.31 朴 培根 助教授—平14.2.28
4.1	大学院重点化により、教員の組織を法学部から法学研究科に移し、法学研究科を5部門（基礎法学、公法、社会法学、民刑事法学、国際関係法学、政治学）、12大講座（法文化学、法史学、法動態学、公法学、社会学、民刑事法学、刑事法学、民刑事法学連携、国際関係法学、国際関係法学連携、政治学基礎、政治動態分析）に再編（このうち2連携講座は各員教員により構成） 法学研究科にCSPAコース、LLDコースを設置		平11.10.1 張 建国 助教授—平13.9.30 KODDERTZSCH LORENZ NORBERT 助教授—平13.9.30 平11.12.1 出水 薫 助教授—平18.3.31
12.16	AO入試による初の合格発表。法学部の合格者40人。		平12.4.1 木佐茂男 教授
4.1	2000年 (平成12) 全国でも初めての「学府・研究院」制度を設置。	内田博文	平12.10.1 諸見里道浩 助教授—平13.3.31
4.1	九州大学の組織改正に伴い、教員の組織を新たに法学研究院として構成するとともに、法学研究科の名称を法学院に改める	平12.7.1—平13.6.30	平12.10.1 木村俊道 助教授 平13.3.1 小林久子 助教授—平19.3.31 平13.4.1 江口厚仁 教授
	200年 (平成13)	吾郷貞一 平13.7.1—平13.8.31抜 平18.9.1—平15.6.30	山本顯治 教授、前泊博盛 助教授—平14.3.31 阿部道明 助教授—平15.6.30 高田英一 助教授—平14.9.30 平13.8.1 中嶋 誠 助教授—平16.7.5

月日	事項	部局長	教員
			平13.10.1
			望月清世 助教授—平15.3.31
			李 黎明 助教授—平16.8.31
			平13.10.16
			武内謙治 助教授
			平13.11.1
			PROKATI KITTISAK 教授—平14.10.31
			FENWICK MARK DALTON 助教授
			平14.4.1
4.-	2002年 (平成14) 法学部学生修学相談室設置		仲田清喜 助教授—平15.3.31
			五十君麻里子 助教授—平19.3.31
			VOGL STEFAN 助教授—平19.3.31
			PEJOVIC CASLAV 教授
			香山高広 助教授、南野 森 助教授
			笠原武朗 助教授
			平14.5.1
			常凱 助教授—平15.9.30
			平14.10.1
			李 鎮栄 助教授—平15.9.30
			岡田昌治 助教授—平20.9.30
			平15.3.1
4.1	2003年 (平成15) 専門職大学院設置基準を制定 (平15.3.31文科省16、4.1施行)		李 根寛 助教授—平16.2.28
		植田信廣	平15.4.1
		平17.7.1—平17.3.31	
		平17.4.1—平18.3.31	西山芳喜 教授
			府本 禮司 助教授—平16.3.31
			小松幸恵 助教授—平17.3.31
			平15.7.1
			阿部道明 教授—平24.3.31

月日	事項	部長	教員
			熊谷健一 教授—平19.3.31
			平15.9.1
			THANDELLAPAKU LAWAN 助教—平16.8.31
			平15.10.1
			渡邊康行 教授—平22.3.31
			渡辺徹也 助教—平16.12.31
			平16.2.16
	2004年(平成16) 新たに法科大学院(九州大学大学院法務学府)を設置し、併せて法学研究 院院に実務法学部門・実務法学講座を設置	(L.S)大出良知 平16.4.1—平18.3.31	岡崎晴輝 助教—平21.3.31
	法学部定員を270名から200名に減員		平16.3.1
			李弘杓 助教—平21.8.15
			崔 鍾植 助教—平22.2.28
			韓 相熙 助教—平19.2.28
			平16.4.1
			田中教雄 教授、七戸克彦 教授 松生光正 教授
			小池 泰 助教、嶋田暁文 助教
			中窪裕也 教授—平19.3.31
			上田國廣 教授—平24.3.31
			溜 政仁 助教—平17.3.31
			金 炳宇 助教—平18.9.30
			平16.7.1
			阪本昌成 教授—平20.3.31
			平16.8.1
			井原辰雄 助教—平18.7.31

月日	事項	部長	教員
	2005年(平成17)		平17.1.1
1.10	九州大学・熊本大学・鹿児島大学は、高速情報通信網の活用、単位互換制度、兼任教員の派遣などを内容とする「教育連携に関する協定書」を締結		渡辺徹也 教授
4.1	文学部、教育学部、法学部、経済学部の事務部は貝塚地区事務部(総務課、財務課、教務課)に統合		平17.3.1
			八合まち子 助教授—平20.8.31
			小島 立 助教授、田中孝男 助教授
			平17.3.16
			興刃鞠 教授—平19.3.15
			井上宣裕 助教授
			平17.4.1
			熊野直樹 教授
			大橋 将 助教授—平20.3.31
			潮平芳和 助教授—平18.3.31
			平18.4.1
11.13	2006年(平成18)		
	平成17年1月10日付「教育連携に関する協定書」に加え、九州大学法科大学院は琉球大学を加えたり大学と連携協定を締結	(L)野田 進 平18.4.1—平20.3.31	安西文雄 教授、出水 薫 教授
		直江真一 平18.4.1—平20.3.31	笠木映里 助教授
		平成20.4.1—平21.3.31	上間正敦 助教授—平19.3.31
			原田大樹 助教授
			平18.10.1
			豊崎七絵 助教授、西 英昭 助教授
	2007年(平成19)		
2.6	法学研究院は、タイ王国司法府との間で国際交流協定(法務研修協力に関する覚書)を調印。		平19.4.1
			赤松秀岳 教授、五十君麻里子 教授
	AO入試廃止(2010年度から)を決定		上田竹志 准教授、遠藤 歩 准教授
			山下 昇 准教授

月日	事項	部長	教員
			小林久子 教授—平25.3.31
			堀野 出 准教授—平20.3.31
			清水巴香 准教授—平23.3.31
			原 惠美 准教授—平24.3.31
			平19.10.1
			庄司隆一 教授—平21.9.30
			溝越明 教授—平24.3.31
			前田隆夫 准教授—平22.3.31
			平20.2.1
	2008年〔平成20〕	(LS)西山芳喜 平20.4.1—平22.3.31	大賀 哲 准教授
			平20.4.1
			田淵浩二 教授、堀野 出 教授、村上裕章 教授、 榎田 滋 准教授、村西良太 准教授、 韓相熙 准教授
			平20.9.1
			八谷まち子 教授
			平21.4.1
	2009年〔平成21〕	土井政和 平21.4.1—平23.3.31	岡崎晴輝 教授
			平21.8.16
			李 弘杓 教授
			平22.4.1
	2010年〔平成22〕	(LS)松生光正 平22.4.1—平24.3.31	上田純子 教授、寺本振透 教授
4.1	法学府を1専攻に改組：従来の5専攻は法政理論専攻に。		赤坂幸一 准教授
			VAN UYTSEL STEVEN J. 准教授
			武井良範 准教授—平24.3.31
			平成22.7.1
			小川瑠子 准教授

月日	事項	部長	教員
			平22.10.1
			連見二郎 准教授
	2011年〔平成23〕		平23.4.1
		酒匂一郎	西谷祐子 教授、入江秀晃 准教授
		平23.4.1	
	2012年〔平成24〕		

備考：1. 部長欄は、法文学部（法科関係）・法学部・法科大学院各部長を掲載

2. 教員欄は、法文学部（法科）・法学部の教授・助教授（准教授）のみ掲載

編集後記

九州大学創立百周年記念事業の一環として『九州大学百年史』（全12巻）が刊行されることとなり、その第4巻（部局史編Ⅰ）第5編（法学部・法学府・法学研究院）および第6編（法務学府）の編集・執筆を目的として法学部百年史編集委員会（委員＝赤松秀岳、熊野直樹、直江真一、西英昭、植田信廣）が発足したのは2011年6月のことであった。

編集委員会では、まず第5編・第6編（以下「本稿」という）の編集・執筆方針について議論を重ねた結果、従来の大学部局史において一般的な叙述スタイルとされてきた「部局通史編」と「講座（学問分野）史編」の二本立て方式ではなく、全体を部局通史として叙述する方針を採用した。ついで、全体の構成を第5編＝全7章、第6編＝全5章と決定した上で、各章の分担執筆者を下記の如く定めて活動をスタートさせた。

第5編第1章＝熊野、第2章＝熊野、第3章＝西、第4章＝植田、第5章＝西、第6章＝直江、第7章＝赤松、第6編＝赤松。

以来今日に至るまで各執筆担当者による「教授会議事録」等々の資料調査・原稿執筆、20数回に及ぶ編集委員会での検討作業等を経て、ようやく2014年9月、本稿は刊行（九州大学WEB公開）にこぎつけたのである。

その後、編集委員会では本稿を新たに「法学部・法科大学院史」として独自に紙媒体で刊行することにも相応の意義があると考え、その可能性を探ってきたが、このたび幸いにも田中法学研究院長、『法政研究』編集委員会等のご理解を得て、『法政研究』九州大学法学部創立九十周年記念論文集に本稿を掲載する機会に恵まれることとなった。このことは編集委員一同にとって大きな喜びであり、研究院長を始めとする関係者各位にあらためて感謝の意を表したい。

なお、記念論文集への掲載にあたっては、本稿のタイトルを「九州大学法学部・法科大学院の歩み——1924年（法文学部創設）から2012年まで」と改めた上（併せて第5編を第1編、第6編を第2編と改称）、付録参考資料として、(1)「九州大学法学部・法科大学院の歩み」参考文献、(2) 法学部史関係人物情報（1988年末まで）、(3) 九州大学法学部・法科大学院史年表も収録させていただくこととした。あわせて

ご参照いただければ幸いです。

本稿作成に際しては法学部百年史編集委員をはじめとする法学研究院同僚スタッフ、元教員各位はもちろんのこと、法学部内外の多くの方々のご支援、ご協力をいただきました。なかでも貝塚地区事務部各係、とりわけ人事記録や科研費実績調査等で何度も協力いただいた総務課各係、施設の変遷調査等で尽力いただいた財務課貝塚地区保全係、教務関係資料の提供でお世話になった教務課学生第三係、図書資料関係データを整理・提供いただいた文系合同図書室資料管理係等々の職員の皆さんには事務繁忙の中、多大なご協力をいただきました。また、九州大学大学文書館の折田悦郎教授、山本尚史氏、九州大学百年史編集室の藤岡健太郎准教授、井上美香子助教、徳安祐子氏等の方々にも資料提供等に関して一方ならぬお世話になった。さらに、徳本正彦、伊藤昌司両名誉教授、黒木彬文氏等からは本稿に掲載した多くの貴重な写真の提供を受けるとともに、有益なご助言を頂戴した。最後に、法学部テクニカルスタッフの藤本礼美さんには編集委員会発足以来今日まで編集作業に関わる煩雑な事務を手際よく取り仕切っていただいている。これらの方々のご協力がなければ、本稿をこのように曲がりなりに順調に完成させることはおそらく不可能だっただろう。関係各位のご厚意に編集委員会を代表してあらためて心から感謝申し上げますとともに、本稿が九大法学部・法科大学院の歩みについての読者の皆さんの理解をいっそう深めることに寄与するよう期待するものである。

2014年11月

九州大学法学部百年史編集委員会
委員長 植田 信 廣